

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	大学院の設置								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン セイセンガクエン 学校法人 聖泉学園								
フリガナ大学の名称	セイセンダイガクダイガクイン 聖泉大学大学院（Graduate School of Seisen University）								
大学本部の位置	滋賀県彦根市肥田町720番地								
大学の目的	本大学院は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の理論および応用を教授研究し、深い学識および卓越した能力を培い、社会の進展と文化の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的	病院、医療施設等において、高い専門知識を備えた「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを育成することを目的とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	看護学研究科 [Graduate School of Nursing] 看護学専攻 [Master's Course in Nursing]	2年	6人	—	12人	修士(看護学)	平成27年4月 第1年次	滋賀県彦根市肥田町720番地	
	計		6	—	12				
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）		なし							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	看護学研究科 看護学専攻	講義	演習	実験・実習	計	31単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任	教員
			教授	准教授	講師	助教	計		
	新設分	看護学研究科 看護学専攻（修士課程）	11人 (10人)	4人 (4人)	1人 (1人)	0人 (0人)	16人 (15人)	0人 (0人)	7人 (8人)
		計	11人 (10人)	4人 (4人)	1人 (1人)	0人 (0人)	16人 (15人)	0人 (0人)	7人 (8人)
	既設分	該当なし	—人 (—人)	—人 (—人)	—人 (—人)	—人 (—人)	—人 (—人)	—人 (—人)	—人 (—人)
		計	—人 (—人)	—人 (—人)	—人 (—人)	—人 (—人)	—人 (—人)	—人 (—人)	—人 (—人)
	合計	11人 (10人)	4人 (4人)	1人 (1人)	0人 (0人)	16人 (15人)	0人 (0人)	7人 (8人)	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		16人 (16人)		10人 (10人)		26人 (26人)		
	技術職員		1人 (1人)		1人 (1人)		2人 (2人)		
	図書館専門職員		1人 (1人)		1人 (1人)		2人 (2人)		
	その他の職員		0人 (0人)		0人 (0人)		0人 (0人)		
	計		18人 (18人)		12人 (12人)		30人 (30人)		

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
	校 舎 敷 地	21,049㎡	0㎡	0㎡	21,049㎡					
	運 動 場 用 地	8,663㎡	0㎡	0㎡	8,663㎡					
	小 計	29,712㎡	0㎡	0㎡	29,712㎡					
	そ の 他	4,225㎡	0㎡	0㎡	4,225㎡					
合 計	33,937㎡	0㎡	0㎡	33,937㎡						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
		8,422 ㎡ (8,422㎡)	0 ㎡ (0㎡)	0 ㎡ (0㎡)	8,422 ㎡ (8,422㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	16室	6 室	7室	4室 (補助職員 0人)	0 室 (補助職員 0人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設研究科の名称		室 数		申請研究科全体				
		看護学研究科		15 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体での共用分 を含む 図書 53,523冊 〔3,824冊〕 学術雑誌 83種〔12種〕 視聴覚資料 1,186点 電子ジャーナル2種 〔1〕		
	看護学研究科	533〔107〕 (266〔51〕)	0〔0〕 (0〔0〕)	1,694〔601〕 (1,694〔601〕)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計	533〔107〕 (266〔51〕)	0〔0〕 (0〔0〕)	1,655〔601〕 (1,655〔601〕)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
図書館		面積	閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数		大学全体				
		491㎡	77席	70,000冊						
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要				大学全体			
		1,844㎡	テニスコート4面							
経費の 見積り 及び維持 方法の 概要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	申請研究科全体 図書費には、電子 ジャーナルの整備費 (運用コスト含む)を 含む。	
		教員1人当り研究費等		100千円	100千円	—	—	—		—
		共同研究費等		1,000千円	1,000千円	—	—	—		—
		図書購入費	1,995千円	1,005千円	990千円	—	—	—		—
		設備購入費	-千円	-千円	-千円	—	—	—		—
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		700千円	700千円	—	—	—	—			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常経費補助金, 雑収入 等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称		聖泉大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地	
	人間学部 人間心理学科	4	75	10	285	学士 (人間心理学)	0.82	平成 15年度	彦根市肥田町 720番地	
	人間キャリア創造学科	4	—	—	—	学士 (人間心理学)	—	平成 20年度	同 上	
看護学部 看護学科	4	80	—	320	学士 (看護学)	1.05	平成 23年度	同 上		
附属施設の概要		該当なし								

学校法人聖泉学園 設置認可等に関わる組織の移行表

平成26年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		平成27年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
聖泉大学 人間学部 3年次 人間心理学科 75 10 320 看護学部 看護学科 80 320 <hr/> 計 155 10 640				→	聖泉大学 人間学部 3年次 人間心理学科 75 10 320 看護学部 看護学科 80 320 <hr/> 計 155 10 640				
				→	聖泉大学大学院 <u>看護学研究科</u> 看護学専攻(M) 6 12 <hr/> 計 6 12				大学院の設置 (認可申請)

教育課程等の概要

看護学研究科看護学専攻																
科 区 目 分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実 習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手			
基 盤 科 目	共 通 科 目	人類科学	2前	2			○			1						
		機能形態学	1後	2			○			1						
		発達心理学	1後	2			○								兼1	
		コンサルテーション論	1前	2			○								兼1	
		看護管理	2前	2			○								兼2	オムニバス
		看護政策論	2前	2			○								兼1	
		研究方法論 I	1前	2			○			1					兼1	オムニバス
		研究方法論 II	1後	2			○			2					兼2	オムニバス
		災害看護学	2前	2			○			1					兼1	オムニバス
		看護倫理	1前	2			○			1						集中
		看護理論	1前	2			○			1						
		家族看護学	1後	2			○			1					兼1	オムニバス
		国際看護学	2前	2			○				1				兼1	オムニバス
		原書講読 I	1前	1					○		1					
		原書講読 II	1後	1					○		1					
		リーダーシップ論	1前	1					○		1				兼1	オムニバス
小計(16科目)		—	10	19	0			—	4	2	0	0	0	兼7	—	
専 門 科 目	看護基礎分野	看護ケア開発領域	看護ケア開発特論 I	1前	2			○		1						
			看護ケア開発特論 II	1後	2			○		1						
			看護ケア開発特論演習	1後~2前	2			○			3					共同
	看護教育分野	看護教育学領域	看護教育学特論 I	1前	2			○		2						オムニバス
			看護教育学特論 II	1後	2			○		2						オムニバス
			看護教育学特論演習	1後~2前	2			○			2					オムニバス
	看護実践分野	発達支援看護学領域	発達支援看護学特論 I	1前	2			○		1						
			発達支援看護学特論 II	1後	2			○		1						
			発達支援看護学特論演習	1後~2前	2			○			1	2				オムニバス
		生活支援看護学領域	生活支援看護学特論 I	1前	2			○		2						オムニバス
			生活支援看護学特論 II	1後	2			○		2						オムニバス
			生活支援看護学特論演習	1後~2前	2			○		2	1					オムニバス・共同
	地域・精神保健看護学領域	地域・精神保健看護学特論 I	1前	2			○		2						オムニバス	
		地域・精神保健看護学特論 II	1後	2			○		2	1					オムニバス	
		地域・精神保健看護学特論演習	1後~2前	2			○		2	1	1				オムニバス・共同	
小計(15科目)		—	0	30	0			—	10	4	1	0	0	0		
特別研究	特別研究	2通	8				○		10	3						
	小計(1科目)	—	8	0	0			—	10	3	0	0	0	0	—	
合計(32科目)		—	18	49	0			—	11	4	1	0	0	兼7	—	
学位又は称号		修士(看護学)		学位又は学科の分野				保健衛生学関係(看護学関係)								
修了要件及び履修方法							授業期間等									
基盤科目から必修科目10単位、選択科目5単位以上、専門科目の5領域から1領域を選択し、3科目6単位(選択必修)、選択しなかった4領域から「特論 I」1科目2単位(選択)、特別研究として8単位(必修)、合計31単位以上を修得するとともに、修士論文の審査及び最終試験合格して修士(看護学)の学位が授与される。							1学年の学期区分		2学期							
							1学期の授業期間		15週							
							1時限の授業時間		90分							

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科看護学専攻)				
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備 考	
基 盤 科 目	共 通 科 目	人類科学	<p>人体の諸器官の構造には、他の哺乳類や霊長類では見られない多くの特徴がある。これらがどのような経緯を経て出現したのか。この興味深い構造の起源と進化の過程をたどることは、現代人の体を正しく理解することにもつながる。この講義では、ヒトの構造上の特性を見たうえで、その出現にかかわる諸要因を考究する</p>	
		機能形態学	<p>日常生活では多様な動作や運動が見られるが、それらが機能形態学的な視点から詳細にわたって研究されてはいない。加えてリハビリを必要とする患者の動作や運動の分析的な研究では今後に残された問題は多い。</p> <p>この講義では多様な日常の動作・運動と深く関わる上肢、体軸骨格、下肢の関節構造、また筋と関節の相互作用について考究する。看護上の問題を解決するための研究基盤としたい。</p>	
		発達心理学	<p>人の胎児期から死に至るまでの生涯を、発達とはなにか、発達課題とはなにかというテーマを基本におきながら生得的個人差、多様な社会環境との関係、臨床心理などの視点や角度から学修する。</p>	
		コンサルテーション論	<p>コンサルテーションの定義・目的および、そのプロセスを理解することでコンサルテーションの基本的な実践能力を身につける。そのために、E. H. Scheinのコンサルテーションの考え方をベースとして、状況に応じたコンサルテーションのプロセスを学修する。さらに、コンサルテーションを進めていく上での自己理解・他者理解のスキルを身につけるために面接等の演習を行う。また、実践能力を高めるために看護実践現場でのコンサルテーションを想定した事例検討を取り入れる。</p>	

授 業 科 目 の 概 要

(看護学研究科看護学専攻)

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備 考
基 盤 科 目	共 通 科 目	<p>看護管理</p> <p>(概要) 看護組織における看護管理者の役割と機能を理解するために、看護管理における諸理論と具体的方法を学ぶ。質の高い医療と看護を提供するために、看護マネジメントの方法を学修する。 (オムニバス方式/全15回)</p> <p>(⑭ 井下照代/7回+共同/2回) 看護管理の諸理論と法的根拠を学修し、看護管理者の実践活動についてその役割と機能を考察する。</p> <p>(17 餅田敬司/6回+共同/2回) 看護サービスの質を高めるための看護マネジメントとしての人材育成、医療安全、チーム医療について学修する。</p>	オムニバス方式
		<p>看護政策論</p> <p>保健医療福祉の動向を踏まえ、政策と政策決定プロセスに関する基本的行動を理解し、特に看護制度と関連する政策課題について看護行政における政策活動や政策的な働きかけの方法、看護サービスに関する将来設計、看護職の政策的役割を探究する。</p>	
		<p>研究方法論 I</p> <p>(概要) 看護における研究の意義と役割を理解し、研究における理論、概念枠組み、研究デザイン、文献クリティーク、研究方法について理解を深め、さらに研究計画、研究倫理、論文作成など研究プロセスについて学修する。 (オムニバス方式/全15回)</p> <p>(20 泊祐子/5回) 看護研究の動向、理論、概念枠組み、研究デザイン及び研究方法の特徴などを学修する。</p> <p>(⑥ 流郷千幸/10回) 研究プロセス、論文の信頼性、妥当性について理解し、論文クリティークに必要な能力を身につける。</p>	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要

(看護学研究科看護学専攻)

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備 考
基 盤 科 目	共 通 科 目	<p>研究方法論Ⅱ</p> <p>(概要) 研究方法論Ⅰを踏まえ、看護実践の発展に貢献する研究方法論を学び、自己の研究テーマを推進するための基盤を作るとともに、今後の研究活動に活用できることを目標とする。 (オムニバス方式／全15回) (20 泊 祐子／5回) 質的研究の概念、研究手法について学修する。</p> <p>(⑥ 流郷千幸／4回、8 石田英實／2回、21 多賀谷昭／4回) 量的研究の概念、研究手法について学修する。</p>	オムニバス方式
		<p>災害看護学</p> <p>(概要) 国内外の災害動向、救護活動の実際について学ぶ。災害に対する知識と災害が人々の健康や生活に与える影響と災害看護の対象である被災者の健康問題と、フェーズに応じた災害時救急医療・看護、心のケア、災害時保健指導について学修する。 (オムニバス方式／全15回)</p> <p>(⑧ 原田小夜／8回) 災害の定義と種類、被災者のこころの変化、災害サイクルによる支援活動の変化と災害時保健指導について学修する。</p> <p>(⑭ 井下照代／7回) 災害発生時の医療、看護、要援護者のトリアージについて学修する。</p>	オムニバス方式
		<p>看護倫理</p> <p>現代の保健医療の中で、看護専門職としての看護活動の場で、遭遇するさまざまな倫理的問題やジレンマの解決方法を探求する。これを果たすために、個人の尊重を基礎に、生命倫理、医療倫理、看護倫理の基礎的な知識を学び、専門職者としての規律や責務を守り、看護援助者としての倫理的な支援のあり方を修得する。</p>	集中

授 業 科 目 の 概 要 (看護学研究科看護学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備 考
基 盤 科 目	共 通 科 目	看護理論 国内外における看護理論や関連する理論の概要を学び、理論と看護現象との関係について把握し、これからの理論の発展や理論構築方法について探求する。 看護理論の概念と発展過程をふまえ、国内外の代表的な理論家による理論について概観し、理論の特徴を理解し、臨床への活用方法を知る。 現在活用されている理論を把握し、プレゼンテーションできる力を養う。看護理論構築や看護学の構造化を試みる。	
		家族看護学 (概要) 日本における家族を取り巻く社会の変動を理解し、家族員各々が成長するプロセスについて家族発達段階を踏まえてアセスメントできる能力を養う。そのため家族の状況を包括的にアセスメントする家族発達段階論、家族機能論等の諸理論を学ぶ。健康問題をもつ家族員がいる家族への看護過程の展開方法を家族アセスメント介入モデルを用いて教授する。 (オムニバス方式/15回) (⑧ 原田小夜/8回) 家族の変貌を家族形態、構成、人口構造、出生数等から検討し、家族が置かれている社会状況を理解する。家族諸理論(家族システム論、家族の発達段階論、家族ストレス論等)について概説し、家族を包括的にアセスメントできる知識を学ぶ。 (20 泊祐子/7回) 健康問題をもつ家族員がいる家族への看護過程の展開方法を事例を用いて学習する。家族看護研究の方法を学ぶ。療養の場によって生じる健康課題の異なる家族看護の役割・機能について理解し、家族看護理論を用いた看護介入について学修する。	オムニバス方式
		国際看護学 (概要) 様々な国の人々の生活や健康状況を理解し、国際協力の必要性を認識し、グローバル・ヘルスについて考察する。 (オムニバス方式/全15回) (⑨ 磯邊厚子/10回) 国際的な視野で人々の健康問題を捉え、健康に関する課題を抽出し、保健制度や政策、地域の多様な文化を包括した看護の展開方法を検討する。 (⑮ 角野文彦/5回) 国際協力の理念と概要及びJICAケニアでの活動について学ぶ。また、開発途上国における特徴的な疾病とその対策について医療・看護の果たす役割について考察する。	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要 (看護学研究科看護学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備 考
基 盤 科 目	共 通 科 目	原書講読Ⅰ	海外の医療や看護に関するニュース、各専門領域におけるトピックス等、看護実践に役立つ文献を演習形式で読み、基礎的読解力を養う。
		原書講読Ⅱ	海外の看護の専門誌、英語論文を講読する能力を養う。各自の研究テーマに関する英語論文についてプレゼンテーションし、新しい知識を獲得し視野を広げる。
		リーダーシップ論	(概要) 高度化、複雑化する医療の中で、看護マネジメント、看護組織、多職種チームにおける看護のリーダーシップ機能は重要である。本授業では、リーダーシップを発揮するために必要な理論について現場の実践活動と重ね合わせながら学修する。 (オムニバス方式/全8回) (⑪ 木村知子/4回) リーダーシップを発揮するための基礎的な理論を学修する。これらの理論や実践例を活用して、リーダーシップとは何か、リーダーに求められる能力とは何か、変革できるリーダーとは、について検証・考察する。 (⑭ 井下照代/4回) 自分自身のリーダーシップ経験の個人ワーク、グループディスカッション、現場管理者との意見交換等を通して、リーダーシップについて考究する。

授 業 科 目 の 概 要

(看護学研究科看護学専攻)

科目 区分		授業科目の名称	講義等の内容	備 考
専門科目	看護基礎分野	看護ケア開発 特論Ⅰ	人間の尊厳と日常生活の質的充足に貢献する看護ケアの視点を、文献等を比較検討して教授する。さらに看護ケア開発のために看護職の認識と判断の構造を分析し、看護実践における経験知や実践知を踏まえた看護ケアについて学修する。	
		看護ケア開発 特論Ⅱ	現状における看護ケアの実践知を科学的に検証しながら、臨床看護や在宅看護に活用できる有用な看護ケア方法を検討する。	
		看護ケア開発 特論演習	文献等より看護ケアのエビデンスを確認し、臨床や地域・在宅における対象者の日常生活（食、排泄、活動、清潔、趣味等）における看護ケアを検討し、看護ケア開発を試みる。 (③ 太田節子、④ 森下妙子、⑤ 上野範子／共同／全15回)	共同方式

授 業 科 目 の 概 要

(看護学研究科看護学専攻)

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備 考
専門科目 看護基礎分野 看護教育学領域	看護教育学 特論Ⅰ	(概要) 看護教育制度や看護学教育の動向を知り、看護基礎教育・看護継続教育の今後の方向性や望ましいあり方について探求する能力を養う。 (オムニバス方式／全15回) (2 小山敦代／11回) 看護専門職としての看護教育制度、看護基礎教育、新人教育の概要を理解し、看護教育に関する論文のクリティークや討議を通して看護学教育の課題を探究する。 (3 城ヶ端初子／4回) 看護継続教育の現状と問題を把握し対象のニーズを知り、対象にあった看護継続教育のあり方を探求する。また、キャリア開発、キャリア開発プログラムについても探求する。	オムニバス方式
	看護教育学 特論Ⅱ	(概要) 看護教育学に必要な理論や教授、学習方法及び評価に関する知識を習得し、看護基礎教育や看護継続教育プログラム及び人材育成について探求する能力を養う。 (オムニバス方式／全15回) (2 小山敦代／11回) 看護基礎教育に必要な学習理論や教育方法について理解し、看護学教育について学修する。 (3 城ヶ端初子／4回) 看護継続教育プログラムについて理解し、研修計画の立案、実施・評価するとともに看護のリーダーとしての人材育成について方法を学修する。	オムニバス方式
	看護教育学 特論演習	(概要) 看護学教育に関する文献のクリティークや実習及び継続教育の展開場面の参加を通して、看護基礎教育と看護継続教育の課題を明確にし、教育計画を立案し、実施・評価できる能力を育成する。 (オムニバス方式／全15回) (2 小山敦代／8回＋共同／2回) 看護教育の関心分野に関する研究論文のクリティーク・討論を通し、研究課題を明確にする。並びに看護教育の指導計画立案・実施を体験する。 (3 城ヶ端初子／5回＋共同／2回) 看護継続教育の関心分野に関する研究論文のクリティーク・討論を通し、研究課題を明確にする。並びに看護継続の企画、展開・評価について体験する。	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要

(看護学研究科看護学専攻)

科目 区分		授業科目の名称	講義等の内容	備 考
専 門 科 目	発 達 支 援 看 護 学 領 域	発達支援看護学 特論Ⅰ	子どもは家族の中に誕生し、家族に育まれ、地域社会と関わりながら成長・発達する。発達支援看護学の対象となる子どもと家族及び対象を取り巻く環境について広く理解する。特に、発達理論や家族理論を活用し、子どもと家族の状況を分析し、看護実践の場において活用できるようにする。	
		発達支援看護学 特論Ⅱ	さまざまな疾病や障害を持ちながら生活している子どもと家族の特徴を理解する。医療を受ける子どもと家族の最善の利益を守り、子どもと家族がもつ潜在的な力を引き出せるようなアプローチを探求する。特に、医療を受ける子どもと家族の権利に焦点をあて、それらに関する文献検討を行う。	
		発達支援看護学 特論演習	(概要) 子どもと家族への効果的な看護実践について諸理論・文献等により学修する。具体的な支援方法とその評価のための能力を演習により養い、自らの研究課題へつなげる。 (オムニバス方式／全15回) (① 木村知子／3回) 子どもの成長発達の支援について、母の視点から検討する。特に女性のライフサイクルの中で性・生殖に関連した健康問題に着目して家族を含めた発達課題を支援する方法を探求する。 (⑨ 磯邊厚子／3回) 乳児の健康管理や健康問題への支援について国際比較の観点から課題を探求する。 (⑥ 流郷千幸／9回) 医療を受ける子どもへのプレパレーションに焦点をあて、子どもと家族がもつ潜在的な力を引き出せるようなアプローチの方法を学修し、子どもと家族への効果的な看護実践について探求する。	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要 (看護学研究科看護学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備 考
専門科目 生活支援看護学領域	生活支援看護学 特論Ⅰ	<p>(概要) 成人期及び高齢者の加齢過程と国内外の看護活動に関連した基本的概念や諸理論への理解を深める。さらに、事例を通して健康状態・生活機能などを評価し、生活上の諸問題、福祉施策など成人期や老年期の看護の在り様・QOLについて探求する。 (オムニバス方式/全15回)</p> <p>(① 筒井裕子/8回) 高齢者の発達課題・健康に関する概念を踏まえ、身体障害、認知機能低下が生活に及ぼす影響について事例から課題を見出し探求する。また、高齢者の施設・在宅など居住環境ごとにケアの今後の課題を探求する。</p> <p>(② 竹村節子/7回) 慢性疾患を持つ成人期の人々の健康問題とケアの質について諸理論を用いて、事例を検討・評価し、家族および生活の質について学びを深める。</p>	オムニバス方式
	生活支援看護学 特論Ⅱ	<p>(概要) 成人期及び老年期を対象とした事例をもとに、在宅・施設等、生活の場における健康上の問題及びその問題が及ぼす身体的・心理的・社会的影響について考察する。また、諸機能評価方法についても検討・分析する。さらに、理論を活用し、看護の在り方・QOLについても探求する。 (オムニバス方式/全15回)</p> <p>(① 筒井裕子/9回) 高齢者の健康問題と地域社会の支援体制を検討する。特に高齢者の身体障害が心理社会的状況、日常生活に及ぼす影響について分析しQOLを探求する。さらに、事例を通して介護福祉政策、地域サポート体制と高齢者のニーズを分析・考察し探究する。</p> <p>(② 竹村節子/6回) 成人期にある人々の健康問題、特に、慢性期の健康問題を持つ人の生活状況と身体状況の変化が心身や家族への影響について考察し、働き盛りの成人期におけるQOLや職業と健康障害との関連について諸理論を活用する。</p>	オムニバス方式
	生活支援看護学 特論演習	<p>(概要) 疾病や障害を抱えた成人・老人とその家族に対する病院・施設・在宅における看護技術・判断及びコンサルテーションの知識、技術について事例を用いて実証的に学び、効果的な看護実践方法を探求する。(オムニバス方式/全15回)</p> <p>(① 筒井裕子/共同/13回) 病院・施設入所者高齢者のケアについて心身の状況と対応方法を実践し、分析・評価を行い、今後の課題を明らかにする。</p> <p>(② 安田千寿/共同/13回) 高齢者の心身機能の維持・回復にむけて、リハビリテーションを取り入れた看護実践と適応について考察し今後の課題を明らかにする。</p> <p>(③ 竹村節子/共同/13回) 成人期における慢性期及び急性期の心身の状態評価と、疾病管理、その家族の状況を評価し、働き盛りの健康問題と社会生活・家庭生活との関連について事例を用いて検討する。また体験学習を踏まえ、ケアの質、生活機能評価、社会資源の活用などについて探究し今後の課題を明らかにする。</p>	オムニバス方式 及び共同方式

授 業 科 目 の 概 要

(看護学研究科看護学専攻)

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備 考
専門科目 看護実践分野 地域・精神保健看護学領域	地域・精神保健看護学特論Ⅰ	(概要) 地域看護学及び地域・精神保健活動の基本的概念や諸理論について理解を深める。地域・精神保健看護活動における社会資源のネットワーク化、システム化に向けての多職種との連携協働、住民組織の育成に関する現状を分析し、地域・精神保健看護活動の将来展望について学修する。 (オムニバス方式／全15回) (⑦ 稲垣絹代／3回) 地域看護学及び地域・精神保健活動の基本的概念や諸理論について理解を深める。 (⑧ 原田小夜／12回) 地域・精神保健看護活動における社会資源のネットワーク化、システム化に向けての多職種との連携協働、住民組織の育成に関する現状を分析し、地域・精神保健看護活動の将来展望について学修する。	オムニバス方式
	地域・精神保健看護学特論Ⅱ	(概要) 地域・精神保健看護活動の対象、活動の場、活動方法の特性について分析する。地域診断を基に、地域ニーズに応じた具体的な看護活動計画の策定、実施、評価を学修する。 (オムニバス方式／全15回) (⑦ 稲垣絹代／3回) 地域・精神保健看護活動の対象、活動の場、特性について学修する。 (⑧ 原田小夜／7回) 活動事例をもとに、地域生活支援、地域診断を基にした保健師の活動展開について学修する。 (⑩ 間文彦／5回) 精神疾患をもつ対象への看護活動や看護の特性について、具体的な活動事例をもとに学修する。	オムニバス方式
	地域・精神保健看護学特論演習	(概要) 地域・精神保健看護活動の展開方法について、地域課題の明確化と課題解決のための計画の立案、評価までの一連のプロセスを演習する。地域看護における実践力、地域看護学研究に必要な調査方法について学修する。 (オムニバス方式／全15回) (⑦ 稲垣絹代／2回) 地域看護における実践力、地域看護学研究に必要な調査方法について学修する。 (⑧ 原田小夜、⑬ 大籠広恵／共同 8回) 精神保健福祉、メンタルヘルスに問題について地域での支援事例の分析、地域の潜在ニーズの把握を行い、地域看護活動の計画立案から評価までのプロセスを演習する。 (⑩ 間文彦／5回) 精神疾患をもつ患者、家族のニーズ、課題を分析し、地域生活支援における看護の機能について学修する。	オムニバス方式及び共同方式

授 業 科 目 の 概 要

(看護学研究科看護学専攻)

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備 考
特別研究	特別研究	<p>(概要) 各専門領域において、研究課題に沿って、研究計画を立案し研究を進める。研究計画を発表し、必要に応じ研究デザインの見直しを行う。最終的に修士論文としてまとめ、研究成果の発表会を行う。</p> <p>看護基礎分野 看護ケア開発領域 (③ 太田節子) 看護ケア開発に関する研究課題、特に看護職のケアに関する認識、看護ケア方法論について研究指導を行う。</p> <p>(④ 森下妙子) 看護ケア開発における、看護実践者としての基本となる看護理論および看護技術の開発に関する研究指導を行う。</p> <p>(⑤ 上野範子) 看護ケア開発における、看護技術の習得過程の研究および看護者としての資質に関する研究指導を行う。</p> <p>看護基礎分野 看護教育学領域 (2 小山敦代) 看護教育学に関する研究、特に看護基礎教育、新人教育に関する課題について研究指導を行う。</p> <p>看護基礎分野 看護教育学領域 (3 城ヶ端初子) 看護職者のキャリア発達上の状況や問題をもとに望ましいキャリアデザイン、キャリア開発および能力の育成に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>看護実践分野 発達支援看護学領域 (⑥ 流郷千幸) 医療処置を受ける子どもと親のストレス緩和を目指した支援、子どもへのプレパレーションについて、研究指導を行う。</p> <p>(⑩ 木村知子) 性と生殖に関連する健康問題、育児支援を母の視点から捉え、これらについての研究指導を行う。</p>	共同

授 業 科 目 の 概 要

(看護学研究科看護学専攻)

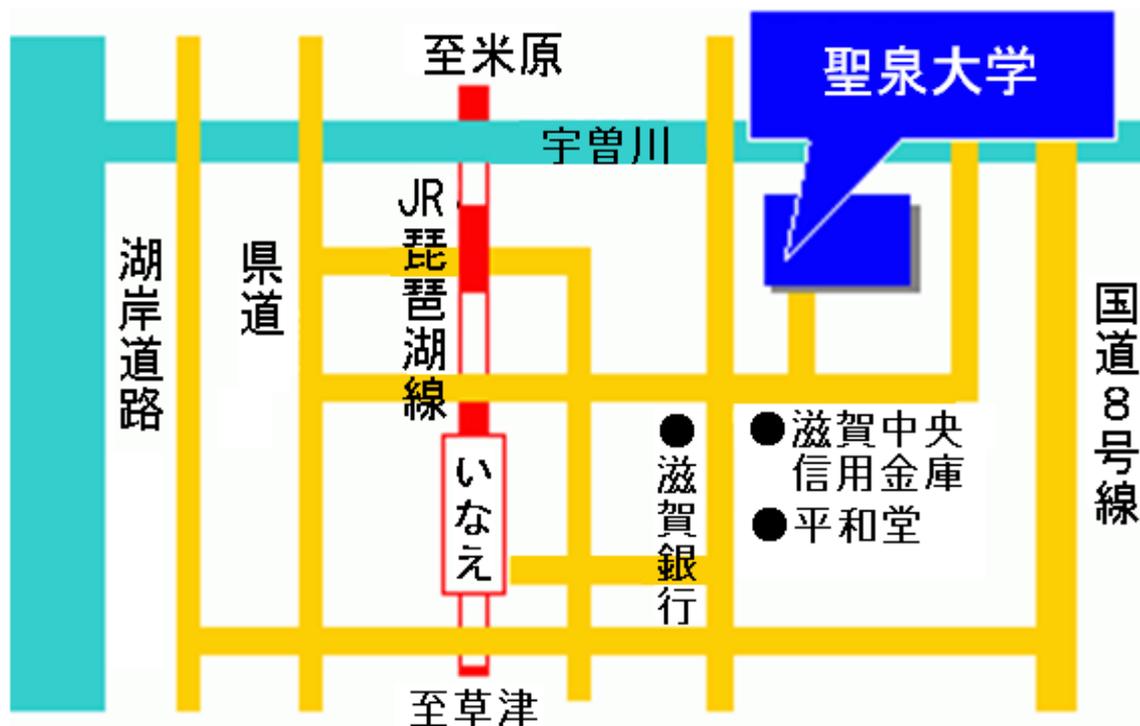
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備 考
特別研究	特別研究	<p>看護実践分野 生活支援看護学領域 (① 筒井裕子) 医療施設及び福祉施設に入所する高齢者の生活上の問題（認知機能）に対する看護活動など研究課題に沿って研究指導を行う。</p> <p>看護実践分野 生活支援看護学領域 (12 安田千寿) 高齢者の心身の健康問題に関する査定方法を検討し、それを用いた看護実践に関する研究指導を行う。</p> <p>看護実践分野 生活支援看護学領域 (② 竹村節子) 成人期における慢性疾患を持つ人々を対象にした研究課題に沿って研究指導を行う。</p> <p>看護実践分野 生活支援看護学領域 () 急性期およびクリティカルな状況にある成人期の患者およびその家族への看護活動などに関する研究課題に沿って研究指導を行う。</p> <p>看護実践分野 地域・精神保健看護学領域 (⑦ 稲垣絹代) 地域や在宅の認知症に関連する研究及び貧困や公衆衛生看護に関連する研究についてフィールドワーク、エピソード、記述、エスノグラフィを用いて研究指導を行う。</p> <p>看護実践分野 地域・精神保健看護学領域 (⑧ 原田小夜) 地域における精神保健福祉活動について、予防活動から多職種チーム支援、支援ネットワークに関する課題の研究指導を行う。</p> <p>地域・精神保健看護学領域 (⑩ 間文彦) 精神障害者の看護援助に関する役割を検討し、成育歴を鑑みてアディクション患者の処遇に関する研究指導を行う。</p>	共同

① 都道府県内における位置関係の図面

滋賀県



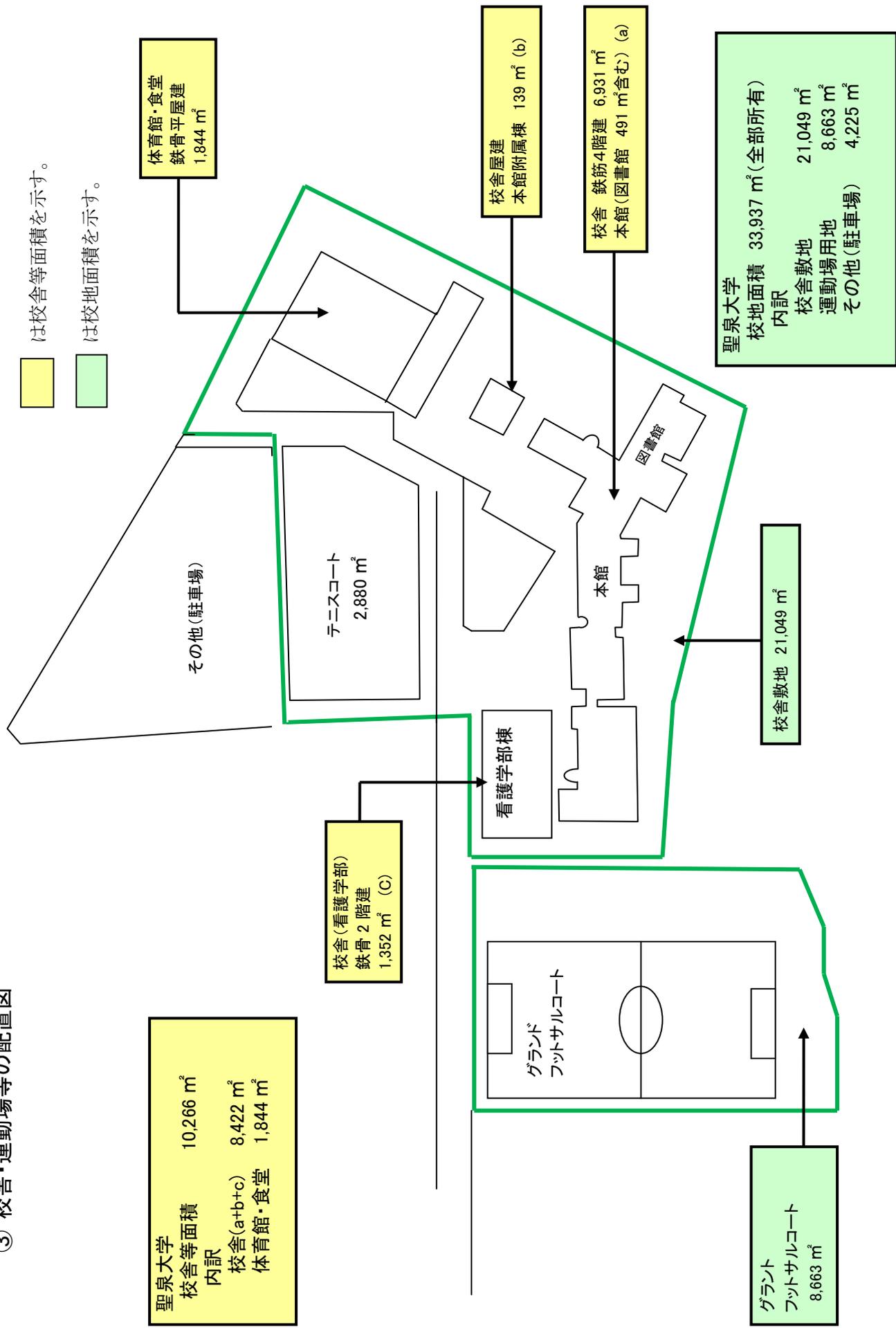
② 最寄り駅からの距離や交通機関



駅からのルート

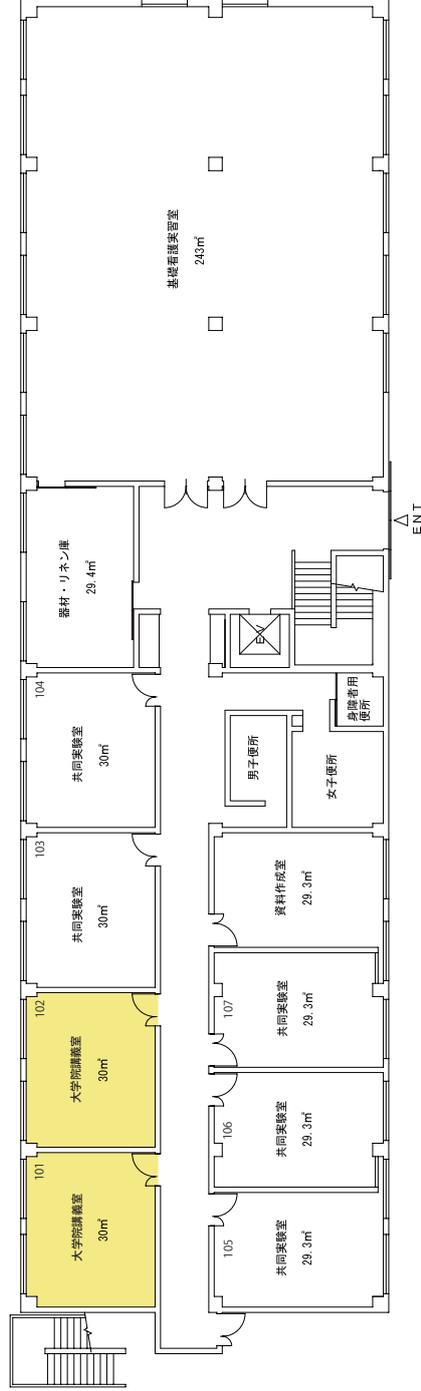
- ・JR 稲枝駅から徒歩 13 分
- ・JR 稲枝駅からシャトルバス 2 分

③ 校舎・運動場等の配置図

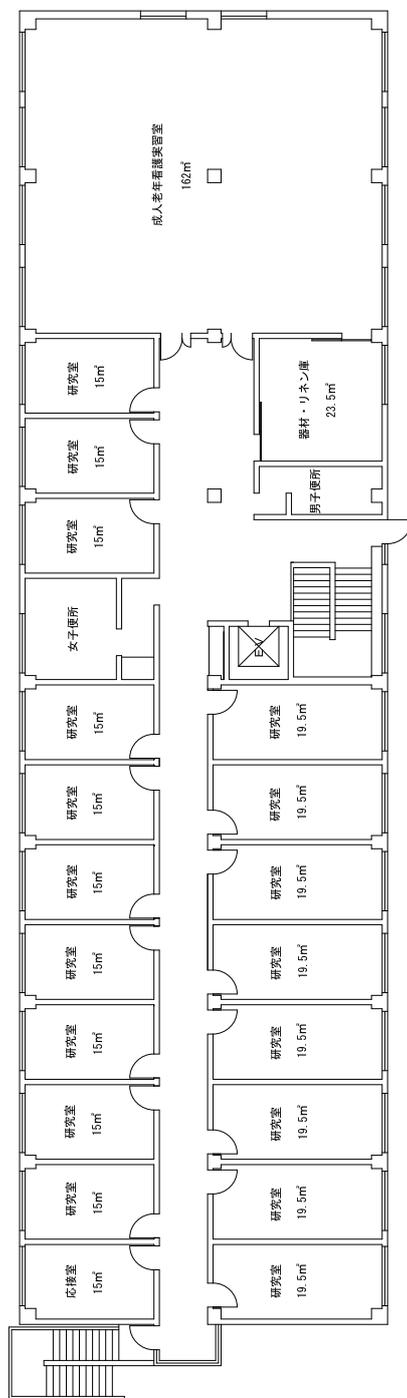


④ 校舎の平面図

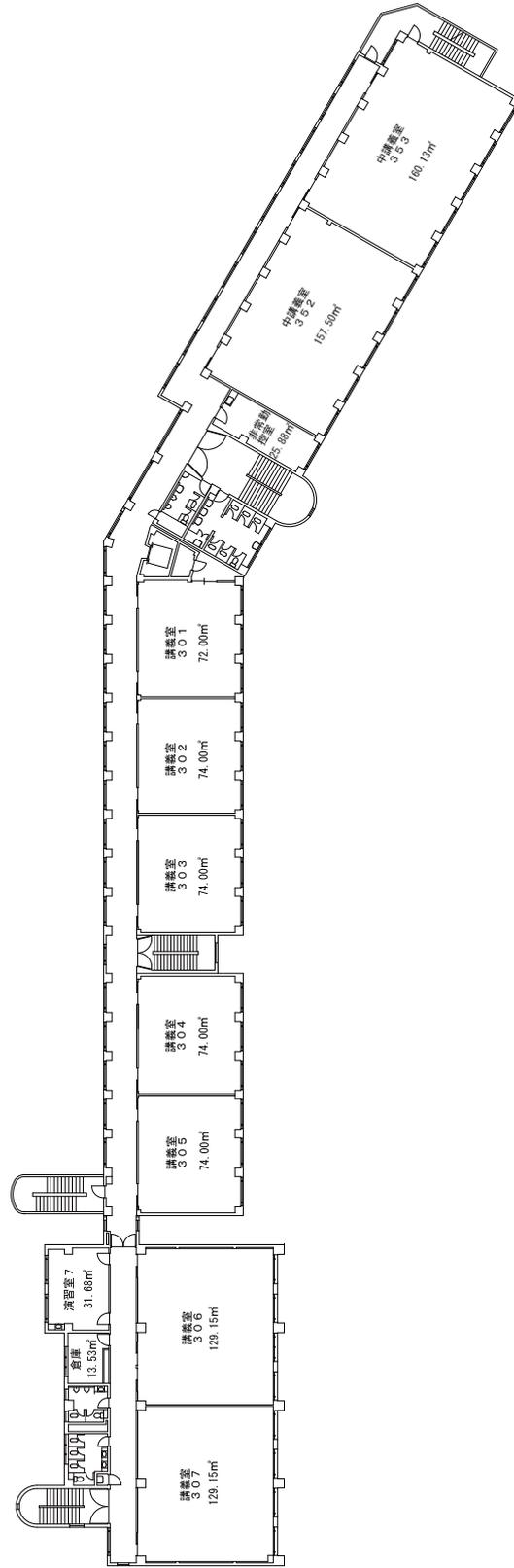
■ は大学院講義室を示す



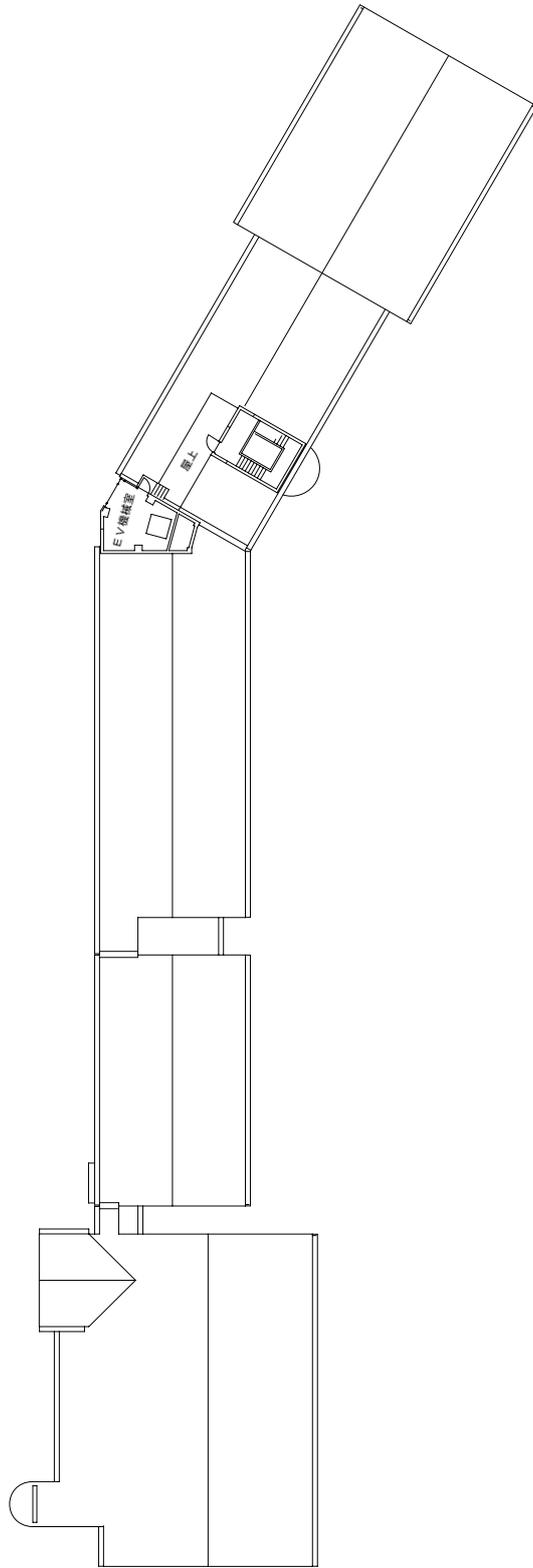
新棟 1階平面図 S=1:200



新棟 2階平面図 S=1:200



本館 3階平面図 S=1:400



本館 5階平面図 S = 1 : 400

聖泉大学大学院学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 聖泉大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、学術の理論および応用を教授研究し、深い学識および卓越した能力を培い、社会の進展と文化の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。

（目的達成と評価）

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公表するものとする。

2 本大学院は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検および評価を行うにあつての項目の設定、実施体制等については別に定める。

4 本大学院は、教員の教育内容および教育方法の改善を図るため、全学および部局ごとに組織的な研究および研修を実施するものとする。

第2章 組織

（課程）

第3条 本大学院に修士課程を置く。

（研究科、専攻および定員）

第4条 本大学院に次の研究科、専攻を置き、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	6人	12人

（研究科の目的）

第5条 本大学院看護学研究科は、病院、医療施設等において、高い専門知識を備えた「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを育成することを目的とする。

第3章 修業年限および在学年限

（標準修業年限）

第6条 本大学院の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(長期履修学生)

第7条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(在学年限)

第8条 本大学院の修士課程の学生は、4年を超えて在学することができない。

第4章 学年、学期、休業日および授業期間

(学年)

第9条 学年は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(学期)

第10条 学年は、次の2学期に区分する。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 開学記念日4月30日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

2 学長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

(授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週以上にわたることを原則とする。

第5章 入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の他にも、学長が必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第14条 本大学院看護学研究科に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 看護系大学を卒業した者（卒業見込みの者）で、看護師の免許を有する者
- (2) 看護系以外の大学を卒業し、看護師の免許を有する者（卒業見込みの者）
- (3) 前各号に定める者の他、本大学院における個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、看護師の免許に関わる3年以上の実務経験を有する者

(入学の出願)

第15条 本大学院への入学を志願する者は、本大学院指定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等に関する事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続)

第17条 前条の選考に合格し、入学を希望する者は、所定の期日までに、誓約書、保証書その他本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学申込金を納付しなければならない。

- 2 保証書の保証人は、原則として父母または成年の親族とし、独立の生計を営む者で、授業料等の債務を履行できるものでなければならない。

(入学許可)

第18条 学長は、前条の手続きを完了した者に、入学を許可する。

(転入学、再入学)

第19条 本大学院に転入学および再入学を希望する者がいるときは、学長は、学歴等を審査し、相当年次に入学を許可することができる。

第6章 教育課程および履修方法等

(教育課程)

第20条 本大学院の教育課程は、本大学院、専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

(授業および研究指導)

第21条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に関する指導（以下

「研究指導」という。)により行うものとする。

2 前項の授業科目、単位数および修了に必要な単位数は、別表1のとおりとする。

(研究指導)

第22条 本大学院においては、入学時に学生ごとに担当教員を定める。

2 学生は、履修する授業科目の選択及び研究にあたり、担当教員の指導を受けなければならない。

(単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業時間を45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号により計算するものとする。

(1) 講義および演習については、15 時間から30 時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から45 時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定に関わらず、特別研究、課題研究等の学修の成果に基づいて単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(履修の方法)

第24条 本大学院において開設する授業科目は、これを必修科目および選択科目とし、その修業年限の期間に分けて履修させるものとする。ただし、長期履修学生を除く。

3 授業科目の履修方法は、別に定める。

(単位の授与)

第25条 学生が所定の授業科目を履修し、試験又は論文審査に合格した者には、学長は、認定の上、所定の単位を与える。

(成績評価基準等の明示)

第26条 本大学院は、学生に対して、授業および研究指導の方法および内容並びに1年間の授業および研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 本大学院は、学修の成果および学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(教育方法の特例)

第27条 本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間のほかに、特定の時間又は時期に、授業又は研究指導等を行うことができる。

(学部開設科目の履修)

第28条 本大学院が必要と認めるときは、修士課程の学生に本学学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第29条 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、10 単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学の大学院に留学する場合に準用する。
- 3 本大学院が教育研究上有益かつ必要と認めるときは、学生が行う他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）における学修について準用する。
- 4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて10 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を、本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第3項までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて10 単位を超えないものとする。

第6章 課程の修了および学位

(課程修了の要件)

第31条 学生が本大学院の修士課程修了の認定を受けるためには、修士課程に2年以上（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数）在学し、第21条第2項に定める単位を修得し、かつ必要な研究指導や実習指導を受け、修士論文を提出して、その審査および最終試験に合格しなければならない。

(課程修了の認定)

第32条 課程修了の認定は、論文の審査結果および最終試験の成績により研究科委員会が決定した合否の報告を受けて、学長がこれを行う。

(修了証書の授与)

第33条 学長は、前条に規定する課程修了の認定を得た者に対し修了証書を授与する。

(学位の授与)

第34条 修士課程を修了した者には、次の区分に従い、修士の学位を授与する。

研究科	専攻	学位
看護学研究科	看護学専攻	修士(看護学)

第7章 休学、転学、留学、退学および除籍

(休学)

第35条 病気その他のやむを得ない事由により休学を希望するときは、保証人連署の願書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

- 2 休学期間は、6ヶ月以内とし、特別の理由がある場合は、引き続き6ヶ月を限度として延長を認めることができる。
- 3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学期間は、これを在学期間には算入しない。

(復学)

第36条 休学した者が復学を希望するときは、保証人連署の願書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(退学・転学)

第37条 学生がやむを得ない事由により、退学または転学を希望するときは、保証人連署の願書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第38条 外国の大学院で履修するための留学を希望する学生は、保証人連署の願書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第8条に定める在学期間を超えた者

- (3) 第35条第2項および第3項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した場合

第8章 検定料、入学申込金および授業料等

(検定料、入学申込金および授業料等の額)

第40条 検定料、入学申込金および授業料等は別表2に定める額とする。

(授業料等の納付)

第41条 授業料、教育充実費、実験・実習費は、指定する期日までに納付しなければならない。

- 2 授業料等は、停学中であっても納付しなければならない。
- 3 休学または退学もしくは転学する場合は、その期日の属する学期の授業料等を納付しなければならない。
- 4 休学期間中の授業料等の額は、在籍料として、各期毎に100,000円とする。

(授業料等の不還付)

第42条 すでに納付した検定料、入学申込金、授業料等は還付しない。ただし、入学前の所定の期日までに返還申請のなされた授業等については還付することができる。

(奨学金制度)

第43条 本大学院学に奨学金制度を設ける

- 2 奨学金に関し、必要な事項については、別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第44条 学生として表彰に価する行為があった者は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを表彰することができる。

- 2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第45条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒は、退学、停学および訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でないとして認められる者

- (4) 本大学院学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- (5) その他本大学院に在学させることが不適当と認められる者

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講生、外国人留学生および委託生

(研究生)

第46条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し、必要な事項については、別に定める。

(科目等履修生)

第47条 本大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し、必要な事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学院（外国の大学院等を含む。）の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該他大学院との協議に基づき、研究科委員会の議を経て、学長は特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講生に関し、必要な事項については、別に定める。

(外国人留学生)

第49条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者がいるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関し、必要な事項については、別に定める。

(委託生)

第50条 官庁、公共団体、企業等から、その所属職員について半期以上を在学期間とし、学修科目又は研究事項を指定して、学生委託の願い出があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は委託生として入学を許可することができる。

- 2 委託生に関し、必要な事項については、別に定める。

第11章 教員組織及び事務組織

(教員組織)

第51条 本大学院に研究科長を置く。

- 2 本大学院に教育研究上、必要な教員を置く。

- 3 本大学院に特任教員および客員教員を置くことができる。
- 4 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第52条 本大学院の事務を処理するため、学部の事務組織がこれにあたる。

(研究科委員会)

第53条 本大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 図書館等

(図書館等)

第54条 本大学院は、聖泉本学の研究施設および設備を利用できるものとし、図書館、情報処理施設および保健施設等の使用等については、本学学則の規定を準用する。

第13章 雑則

(雑則)

第55条 この学則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

(学則の改廃)

第56条 この学則の改廃は、研究科委員会の議を経て、理事会において行う。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 (第21条関係)

看護学研究科看護学専攻

科 目 区 分		授業科目の名称	配当年次	単位数		
				必 修	選 択	
基 盤 科 目	共通科目	人類科学	2		2	
		機能形態学	1		2	
		発達心理学	1		2	
		コンサルテーション論	1		2	
		看護管理	2		2	
		看護政策論	2		2	
		研究方法論Ⅰ	1	2		
		研究方法論Ⅱ	1	2		
		災害看護学	2		2	
		看護倫理	1	2		
		看護理論	1	2		
		家族看護学	1		2	
		国際看護学	2		2	
		原書講読Ⅰ	1	1		
		原書講読Ⅱ	1		1	
		リーダーシップ論	1	1		
専 門 科 目	看護基礎分野	看護ケア開発特論Ⅰ	1		2	
		看護ケア開発特論Ⅱ	1		2	
		看護ケア開発特論演習	1～2		2	
	看護基礎分野	看護教育学領域	看護教育学特論Ⅰ	1		2
		看護教育学特論Ⅱ	1		2	
		看護教育学特論演習	1～2		2	
	看護実践分野	発達支援看護学領域	発達支援看護学特論Ⅰ	1		2
			発達支援看護学特論Ⅱ	1		2
			発達支援看護学特論演習	1～2		2
		生活支援看護学領域	生活支援看護学特論Ⅰ	1		2
			生活支援看護学特論Ⅱ	1		2
			生活支援看護学特論演習	1～2		2
地域・精神保健看護学領域		地域・精神保健看護学特論Ⅰ	1		2	
		地域・精神保健看護学特論Ⅱ	1		2	
		地域・精神保健看護学特論演習	1～2		2	
特別研究		特別研究	2	8		

別表 1 (第21条関係)

修了要件および単位数

		修了要件単位数 合計31単位以上	
科目区分		必修科目	選択科目
基盤科目	共通科目	10単位	5単位以上
専門科目	看護ケア開発領域	1領域を選択 6単位	2単位
	看護教育学領域		
	発達支援看護学領域		
	生活支援看護学領域		
	地域・精神保健看護学領域		
特別研究		8単位	—

別表 2 (第40条関係)

検定料、入学申込金

区 分	検定料	入学申込金
看護学研究科	30,000円	200,000円

授業料等

区 分	授業料		教育充実費		実験・実習費	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
看護学研究科	250,000円	250,000円	100,000円	100,000円	— 円	— 円

聖泉大学大学院看護学研究科委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、聖泉大学大学院学則第49条の規定に基づき、聖泉大学大学院看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第2条 研究科委員会は、次に掲げる委員等をもって組織する。

- （1）研究科長
- （2）研究科長補佐
- （2）研究科の授業を担当する教授
- （3）その他研究科長が必要と認めた者

（審議事項）

第3条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- （1）教育課程及び研究指導に関する事項
- （2）入学、退学、休学、復学、転学、留学、除籍、賞罰等学生の身上に関する事項
- （3）学生の試験及び修了に関する事項
- （4）学生の学位に関する事項
- （5）研究科担当教員の選考に関する事項
- （6）規程の制定改廃に関する事項
- （7）その他、研究科の運営に関する重要事項

（会議の招集等）

第4条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

- 2 研究科長補佐は、研究科長を補佐し、研究科に係る業務を掌理する。
- 3 研究科委員会は、原則として毎月1回招集する。ただし、議長が必要と認める場合には、臨時に会議を招集することができる。
- 4 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した研究科長補佐がその職務を代行する。

（会議の成立）

第5条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、その出席者の過半数の同意により採択される。可否同数の場合は議長がこれを決する。

（委員以外の出席）

第6条 議長は必要に応じて、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 研究科委員会の庶務は、教務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営等に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、理事会の承認を要する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

目 次

ア. 設置の趣旨及び必要性	
1. 本学園の沿革	1
2. 本学看護学部 of 教育研究上の理念及び目的	2
3. 本研究科設置の必要性	3
イ. 修士課程までの構想か、又は博士課程の設置を目指した構想か	6
ウ. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	7
エ. 教育課程の編成の考え方及び特色	
1. 教育課程編成の体系	8
2. 教育課程の特色	8
オ. 教員組織の編成の考え方及び特色	11
カ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	
1. 教育方法	11
2. 履修指導の方法	12
3. 研究指導の方法	13
4. 成績評価	15
5. 修士論文の審査	15
6. 修了要件	16
7. 研究成果などの公表	16
キ. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合	16

ク．施設・設備等の整備計画	
1．研究室	17
2．講義室等	17
3．図書館	17
ケ．既設の学部との関係	18
コ．入学者選抜の概要	
1．入学者の受入方針（アドミッションポリシー）	19
2．募集人員	19
3．出願資格	19
4．選抜方法	19
サ．第 14 条による教育方法を実施する場合	
1．修業年限及び在籍年限	20
2．履修指導及び研究指導の方法	20
3．授業の実施方法	20
4．教員の負担の程度	20
5．図書館・情報センター等の諸施設の利用方法	20
6．大学院生の厚生に対する配慮と必要な職員の配置	21
7．入学者選抜の概要	21
シ．管理運営	21
ス．自己点検・評価	
1．実施体制	22

2. 実施方法	22
3. 結果の公表と活用	23
セ. 認証評価	23
ソ. 情報の公表	23
タ. 教員の資質の維持向上の方策 (FD : Faculty Development)	24

ア. 設置の趣旨及び必要性

1. 本学園の沿革

本学園の教育理念は「キリスト教精神に基づき、人間に対する理解と愛を深め、各専門教育を通して、世界と地域に貢献できる人材を養成すること」を目的として、昭和 60(1985)年に学校法人聖隷学園（静岡県浜松市）が、滋賀県彦根市に聖隷学園聖泉短期大学として英語科と商経科を開設した。その後、さらなる将来の発展と地域のニーズに応えるため、彦根市長をはじめ、県内有識者を理事とする新学校法人聖ペトロ学園を設立し、経営の移管を行い、平成 4(1992)年度に名称を聖泉短期大学と改めた。平成 9(1997)年に時代のニーズに応えるべく介護福祉学科と情報社会学科を設置し、平成 15(2003)年には聖泉大学人間学部を開設した。それに伴い、聖泉短期大学を聖泉大学短期大学部に名称変更を行った。平成 21(2009)年度に入り、本法人の名称及び目的を開学からの学内外の変遷に伴い、よりふさわしいものに見直すこととなり、法人を「学校法人聖泉学園」と改め、キリスト教の建学の精神についても、むしろ人間としての目標とすべき「人間愛」と「地域貢献」の理念に基づく教育に緩やかに移行を行っている。さらに平成 23(2011)年度には看護学部看護学科を開設し、それとともに平成 24(2012)年 12 月には短期大学部を廃止した。

これらの大学改革により、地域の複雑な現代社会に生きる人間の本質を追求するための人間のこころについての学問分野を中心に教育研究する「人間学部」、地域の人々が健康で豊かな生活を送ることができるように看護学、保健学分野を教育研究する「看護学部」の 2 学部体制となり、今日に至っている。

その後、看護学部においては、保健師助産師看護師法施行規則の改正等に伴い、平成 24(2012)年 4 月から、カリキュラムの改正を行うとともに、滋賀県健康福祉部より、地域住民にとって質の高い公衆衛生看護が提供できる実践力を備えた保健師の養成を目指し、大学及び実習受入施設双方が実習の質を図るため、平成 24(2012)年度入学生から、滋賀県内の 3 大学（滋賀医科大学、滋賀県立大学、聖泉大学）の実習生を各校、毎年度 30 名以内とすることに変更した。また、平成 23(2011)年度に入学した看護学部生は、すでに近隣の病院、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、保健所などの学外専門施設で臨地実習を経験し、実習体験を通してより実践的な能力を身につけさせている。

こうした状況の中、看護学部開設の当初から、本学看護学部内に将来構想委員会を立ち上げ、大学院の設置について、他大学の設置状況や教育目的、カリキュラム等について検討し、滋賀県内の社会的ニーズ調査を実施し、検討を重ねてきた。今回、高度実践看護能力をもつ看護職者の育成を主眼とする大学院看護学研究科(以下「本研究科」という。)を設置する予定で申請を進め、さらなる充実を期そうとするものである。

2. 本学看護学部の研究上の理念及び目的

本学の看護学部では、人々の「健康で豊かな生活」を支える看護実践能力を重視した看護基礎教育を行うことにより、本学が位置する滋賀県における住民の疾病の予防から療養の支援、延いては、国民の健康増進とその教育・研究に幅広く貢献できる人間性豊かな看護職者の育成を目指している。

そのため、本学部は、人間一人ひとりの生命の尊厳や生き方に関する理解と人間に対する深い洞察力やコミュニケーション能力の資質を養い、看護学の実践科学としての理論と技術、実践的判断の基礎的能力を身に付け、地域の環境・特性等を理解して、個々人のニーズに沿った看護の実践において積極的に地域社会に貢献できる人材の育成を目的としている。その教育目標及び教育方法は、次のとおりとする。

(1) 看護学部教育目標

- 1) 看護職者としての使命観、倫理観を備え、豊かな人間性や包容力のもと多面的な視野で人間の全体像を理解する。

人間の生命の尊厳と生き方を尊重し、人に寄り添い、その人の立場に立って物事を考え、人の痛みや苦しみを共有し、人を支えることができる看護職者の使命観、倫理観、そして、豊かな人間性・包容力の資質を養う。

- 2) 看護学の実践科学としての理論と技術、実践的判断の基礎的能力を身につける。

看護に必要な理論、技術を身につけ、適切に行動し、課題に対応できる論理的思考、現象に対する分析力、問題解決能力や人間に対する深い洞察力、コミュニケーション力等の基礎的能力を身につける。

- 3) 地域特性に即した看護実践能力を育成する。

地域特性を理解した上で、生活環境や地域社会とそこに暮らす人々との関係を的確に把握し、個々人の成長段階や健康レベルに即した看護の計画、立案、実施、評価の展開を通して、看護アセスメントを行い、最善の看護が提供できる看護実践能力を身につける。

- 4) 看護専門職として自ら学び続け、自己研鑽し、研究していく能力を育成する。

今後、予測される医療の高度化、複雑化、多様化に対して看護実践に携わる際には、科学的かつ最善の看護の提供が必要となる。そのため、専門性の深化や役割の広がりに応じ学び続ける姿勢が必要である。本学では、看護専門職として自ら学び続け、自己研鑽し、研究していく能力を育成する。

(2) 教育方法

看護学部の教育は、「健康で豊かな生活」を支える「看護実践能力」の育成を目指している。内容としては「人間性」、「コミュニケーション能力」、「科学的思考力」「看護の理論」、「看護の技術」、「基礎的な臨床実践能力」を段階的に育成する学士課程教育で「看

「看護実践能力」の基礎を身につけ、卒業後の「看護実践能力の発展と継続的向上」、「看護職者としてのキャリア意識の継続」へとつなげる。

3. 本研究科設置の必要性

近年、看護系大学の設置が相次ぎ、日本看護系大学協議会によれば、平成 26(2014)年 4 月現在、全国で看護学科を設置している大学は、226 校で、このうち大学院を設置している大学は 149 校である。近畿圏における看護系大学院は、現在 20 校が設置されており、滋賀県内には、県南部地域に位置する滋賀医科大学、県北部地域に位置する滋賀県立大学に 2 研究科が設置されている状況である。両大学院は、研究者の養成を主な目的としているのに対し、本研究科では、「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーの育成を目指している。

(1) 本研究科に対するニーズ

日本の看護を取り巻く現状については、出生数が減少し、65 歳以上の高齢者の割合が年々増加して世界最高となり「少子高齢化」に直面していることである。平成 2(1990)年は現役 5.8 人で 1 人の高齢者を支えていたが、平成 22(2010)年は 2.8 人となり、騎馬戦型から肩車型の支援が必要となっている（資料 1 高齢世代人口の比率等）。医療技術の進歩や高度医療の普及により、国民（患者や家族）の看護は、より高度な知識と技術を要することとなってきた。そこで国は、「保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 21 年 7 月 15 日法律第 78 号 平成 22 年 4 月 1 日施行）により、看護職の早期離職防止及び継続教育の研修ガイドラインを明文化している。

このような看護職の継続教育を提供する組織には、大学・大学院等の教育機関が挙げられる。つまり日本の保健・医療界では、地域住民に最適な看護サービスを提供するために、継続教育による人材育成が社会的責務として求められている。そのような人材育成には、看護基礎教育に継続する体系的な職業倫理や専門領域における教育・研究ができる教育機関、即ち看護系大学院修士課程が望ましい。今後、ますます増加する看護系大学の卒業生の進学ニーズに対応する大学院修士課程設立の需要はさらに高くなると考える。

滋賀県では、滋賀医科大学と滋賀県立大学に看護系大学院（修士課程）の 2 施設しかなく、滋賀県の実践現場で活躍する看護職の需要に応えうる大学院修士課程が不足しており、本大学院設置については、滋賀県、滋賀県看護協会からも強い要望がなされている（資料 2 滋賀県・滋賀県看護協会要望書）。また、本研究科では、看護実践リーダーの育成を目指しており、両大学院の研究者育成の目的とは大きく異なり、看護実践現場での課題をもって大学院に進学する者と、基礎的な学習の上に研究を通して、将来、実践の場においてリーダーとしての役割を担える学部卒業生を対象とし、看護実践リーダー

一の育成を目指す。

(2) 教育研究上の理念及び目的

1) 教育研究上の理念

本研究科の教育研究の理念は次の様に考える。

①社会の保健医療ニーズに応える知識・実践力のある人材の育成

日本では、先進国でも類を見ない急速な高齢化が進んでおり、団塊の世代が後期高齢者となる2025年までに地域包括ケアシステム構築が求められている。在宅での看取りや認知症高齢者の対応が課題とされている。また、少子化、核家族化により、モデルとなる子育ての経験者との同居世帯も減少、子育てを取り巻く環境が変化している。社会のグローバル化による新興・再興感染症への対応や、自然災害によって引き起こされた人々の心身の健康問題への対応が重要になっている。

このような複雑、多様化する社会状況において、地域で生活する人々が健康増進、疾病予防に対する認識を深め、生活の質を高めるためには、ライフサイクルに応じた保健医療福祉対策が重要である。

特に、看護職は人間性の尊重を基盤とし、健康問題を解決する専門家として地域に根ざして、看護の役割を担うためには、高い専門知識と実践力が求められている。

②医療従事者間の調整やマネジメント能力の育成

近年、医療は、移植医療、再生医療、遺伝子治療等の開発における医療分野では格段に進歩を遂げている。実践現場では、患者を取り巻く環境は変化し、専門性の高い医療従事者が多職種チームでかかわり、患者のニーズに応じていく必要があり、看護職には、医療従事者間の調整やマネジメント力が求められる。

これらのことから、本研究科では、看護実践のリーダーとして多職種チームにおけるマネジメント能力を持ち、専門知識と実践能力の高い看護職の育成を目指す。

③看護実践の場における実践的研究及び教育の推進者育成

看護職は総合的に現状を捉え対処する力が必要であり、基盤となる幅広い知識と現状分析する能力が必要である。また、地域では医療の発展進歩と制度の変革により、医療依存度の高い患者への在宅での対応が重要となり、看護職は新たな看護方法を開発していくための実践研究を推進する必要がある。

本研究科は、看護実践の場における実践的研究及び教育を推進することができる看護職の育成を目指している。本学看護学部では開設時からキャリアアップセンターを設置し、看護実践現場からの研究の相談及び指導を行ってきた。その受講生が、本研究科への入学を希望している。このように学習意欲の高い看護職が本研究科へ入学し、看護実践現場での課題を大学の研究機能を用いて研究を進め、学修成果を実践の場に還元することで看護の質的向上が図れる。また、いわゆるストレートマスターである学部卒業生においては、将来的に看護実践リーダーとなることを目指し、本研究科においてその基盤を形成する。

2) 教育研究上の目的

前述した教育研究理念に基づき、各領域における専門性を深め、本研究科では、病院、医療施設等の看護実践現場において、高い専門知識を備えた「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを育成することを目的とする。

(3) 育成したい人材像

本研究科は、看護実践現場での課題をもって大学院に進学する者と、基礎的な学習の上に研究を通して、将来、実践の場においてリーダーとしての役割を担える学部卒業生を対象とし、看護実践リーダーの育成を目指す。本研究科での研究結果を看護実践現場に還元し、看護実践をさらに発展させることができる人材を育成する。

本研究科で育成する人材像は、2つの分野で下記のとおりである。

1) 基礎看護分野

この分野は、看護ケア開発領域と看護教育学領域の2つの領域とする。

臨床の場において科学的根拠に基づいたケア開発、看護基礎教育、継続教育のできる看護実践リーダーを養成する。

- ①看護ケア開発領域では、看護実践現場で、ケアに対する課題を持ち、看護ケア方法に関し、エビデンスに基づいて検証し、創造性及び実践力を駆使し、看護ケア方法に関する開発ができる人材を育成する。
- ②看護教育学領域では、看護基礎教育における実践的教育の担い手として、学生に看護職の素晴らしさ、看護の概念をしっかりと伝えられる人材、さらに、看護職の継続教育及びキャリア教育において、看護職として広い視野を持ち、人間性豊かで、教育的なかわりを追求し研究に取り組む意欲ある人材を育成する。

2) 看護実践分野

この分野は、発達支援看護学領域、生活支援看護学領域及び地域・精神保健看護学領域の3つの領域とし、ライフサイクルや多様な生活の場における対象への看護の質的向上に貢献できる看護実践リーダーを養成する。

- ①発達支援看護学領域では、さまざまな疾病や障害をもつ子どもと家族の最善の利益のための支援を探求する。子どもを取り巻く環境を広く理解し、健康障害をもつ子どもと家族がおかれている状況について、理論に基づき多角的に分析し、子どもと家族の発達、権利の視点から支援し、看護への活用について検討する。また、子どもと家族への効果的な看護実践とその評価等自らの研究課題を探求できる人材を育成する。
- ②生活支援看護学領域では、生活支援を必要とする成人期及び老年期にある人のQOLを高め、豊かな人生を送るための支援を探求する。現在の成人期及び老年期の人々が療

養する環境は病院、介護老人保健施設、老人ホーム、ホスピス等多くの場がある。患者は、専門性の高いコメディカルスタッフと多職種チームでケアを受けている。看護職がチームケアにおける役割を果たすには、実践力、判断力、マネジメント力が要求される。これらのことから成人期及び老年期にある人に対するエビデンスに基づいたアプローチを専門的に探究できる人材を育成する。

- ③地域・精神保健看護学領域では、地域で生活する人々の多様なニーズに対応でき、潜在化した地域ニーズを把握し、予防的な介入ができる人材が求められている。特に近年はストレスフルな状況であり、メンタルヘルスの問題は大きい。生活の場での予防活動や健康管理は、ライフサイクルに応じて、継続的に行われる必要がある。個人、集団、地域の状況を分析し、地域の健康課題を探究できる人材を育成する。

イ. 修士課程までの構想か、又は博士課程の設置を目指した構想か

本看護学研究科は、前述のような人材の育成を目指した修士課程までの構想であるが、本研究科の教育研究の成果をまっけて、将来博士後期課程を設置することも考慮しながら、教育研究活動を推進していきたいと考えている。

ウ. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科、専攻の名称及び学位の名称および英語名称は、以下のとおりである。
本研究科は、看護基礎分野と看護実践分野からなり、いずれも、看護学にかかわる多様な学問領域を学ぶための教育課程をとおして、病院、医療施設等の看護実践現場において、高い専門知識を備えた「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーの育成を目的としている。したがって、研究科名、専攻名をともに「看護学」とし、研究科設置の目的を的確に表現する学位の名称は、修士（看護学）とする。

1. 大学院の名称及び英訳名称

聖泉大学大学院 【 Graduate School of Seisen University 】

2. 研究科の名称及び英訳名称

看護学研究科 【 Graduate School of Nursing 】

3. 専攻名の名称及び英訳名

看護学専攻（修士課程）【 Master's Course in Nursing 】

4. 学位の名称及び英訳名

修士（看護学）【 Master of Nursing 】

エ. 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程編成の体系

本研究科は、看護学部看護学科を基礎としている。学部は、専門基礎、基礎看護学、小児看護学、母性看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、地域看護学、在宅看護学の9領域である。本研究科では、基礎看護学に対応する看護基礎分野と、小児看護学、成人看護学、老年看護学、地域看護学、精神看護学に対応する看護実践分野の2分野を配置する。(p18 ケ. 既設の学部との関係参照)

看護基礎分野：安全、安楽な看護技術の提供や、患者のQOLの探求は看護学研究の重要な分野である。この分野では、科学的根拠に基づく看護技術に関する研究を行う看護ケア開発領域と、様々な看護実践現場における教育方法及び継続教育について、実証的な研究を行う看護教育学領域の2領域をおく。

看護実践分野：社会構造の変化により看護を取り巻く環境が複雑化・多様化している。そのため、この分野では、高度な看護実践のために専門的な知識、技術を習得し、看護実践現場における実態把握、課題を科学的、論理的に課題を分析し、組織的に課題解決に取り組む研究を行う。この分野は子どもとその家族の支援に関する研究を行う発達支援看護学領域、成人期から老年期における療養支援に関する研究を行う生活支援看護学領域、心の健康づくりから地域における精神障害者支援に関する研究を行う地域・精神保健看護学領域の3領域をおく。

2. 教育課程の特色

本研究科の教育課程は、地域の臨床現場と連携し実践的な研究を行うことによって、看護実践現場において、高い専門知識を備えた「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを育成することが目的である。このために、看護学に関する高い専門的知識、技術と問題解決能力、基礎的素養を修得し、看護のリーダーとしての高い倫理性、豊かな人間性、社会性を涵養するために、基盤科目と専門科目で編成した。さらに専門科目は看護学共通科目と領域別専門科目で編成し、領域別専門科目の概論となる特論を看護学共通科目として選択できるようにした。

(1) 基盤科目には、看護実践リーダーの基盤となるリーダーシップ論を必修科目として配置した。さらに、修士課程において専門科目の研究を深める上で必要な基盤科目として、研究方法論、看護理論や看護倫理、原書講読について学修する。なお、看護実践現場から入学する学生のために、研究方法論は、研究方法論Ⅰの研究のプロセスに関する理解、研究方法論Ⅱでは研究を進める上で基盤となる研究方法を置いた。また、原書講読Ⅰをベーシック編で必修とし、Ⅱはアドバンス編で選択制とした。看護政策、管理に関する科目に

については、看護政策論（2単位）、看護管理（2単位）を置いた。また、専門看護師課程を将来設置することを視野に入れ、コンサルテーション論（2単位）を設けた。

（2）研究分野では、看護基礎分野と様々な発達段階、健康段階にいる地域の人々と家族に対して、生活の質の向上を目的とした看護を提供するために、多職種と連携しリーダーシップを発揮して支援できる能力を育成する。領域別専門科目は、看護基礎分野に看護ケア開発領域、看護教育学領域、看護実践分野には発達支援看護学領域、生活支援看護学領域、地域・精神保健看護学領域の2分野5領域を置く。

（3）領域別専門科目には、指導教員の指導により、講義及び演習を系統的に履修し、専門分野の研究能力を高める。各領域の特論Ⅰ（2単位）はベーシック編とし、講義は看護学共通科目として、領域を横断して選択することから、専門領域の対象を理解するために必要な理論に重点を置いた。特論Ⅱ（2単位）はアドバンス編とし、専門領域の実践的側面の強化を目的とし、専門的な技術、研究方法に関する教育内容で構成する。専門的技術特論演習（2単位）は専門領域の対象を支援するための看護方策に重点を置き、理論的演習、フィールドワーク演習によって専門領域対象者の健康ニーズのアセスメント、課題を抽出し、特別研究におけるテーマの明確化・焦点化が図れるように導く。特に、学部卒業生については、看護実践現場のイメージ化が図れるようにフィールドワーク演習を強化する。

（4）領域専門分野の特徴

看護基礎分野

- 1) 看護ケア開発領域では、日本における現状の看護ケアの実践知を科学的に検証しながら、臨床看護や在宅看護、看護教育に活用できる有用な看護ケア方法を開発して、日本文化に根差した実践的な看護ケアを体系化する。
- 2) 看護教育学領域では、看護基礎教育における実践的教育と看護実践現場における継続教育について、近年多様な背景をもつ看護職員および学生に効果的な教育的関わりを考察し、実証研究により看護教育方法について探求する。

看護実践分野

- 1) 発達支援看護学領域では、子どもの出生から思春期に至る成長過程を理論的に学び、子どもの発達支援に関わる母親や家族も含め、子どもを取り巻く環境を広く理解し、多角的に分析できる能力を修得する。さらに、健康障害をもつ子どもと家族への効果的な看護実践について探求する。
- 2) 生活支援看護学領域では、様々な健康問題を持つ成人及び高齢者とその家族への看護を探求するための基盤となる考え方とケアのエビデンスについて理解を深め、看護実践現場における療養生活の支援、QOLの向上をもたらす能力について探求する。
- 3) 地域・精神保健学領域では、生活者に対するメンタルヘルスの視点から、健康増進活動、早期発見・早期治療、重症化予防、また精神障害者の社会生活への支援と自立を促進する地域包括地域ケアシステム構築における看護の役割・機能について学習す

る。社会資源のネットワーク化、システム化に向けての多職種との連携協働、住民組織の育成について、実践事例をもとに、地域精神保健・地域看護管理について探求する。

設置予定科目は、以下のとおりである。

●基盤科目（共通科目）

領域	設置科目	単位数	
		必修	選択
基盤科目 (共通科目)	人類科学		2単位
	機能形態学		2単位
	発達心理学		2単位
	コンサルテーション論		2単位
	看護管理		2単位
	看護政策論		2単位
	研究方法論Ⅰ	2単位	
	研究方法論Ⅱ	2単位	
	災害看護学		2単位
	看護倫理	2単位	
	看護理論	2単位	
	家族看護学		2単位
	国際看護学		2単位
	原書講読Ⅰ	1単位	
	原書講読Ⅱ		1単位
	リーダーシップ論	1単位	

注) 必修科目 10 単位 選択科目 5 単位

●領域別専門科目

領域	設置科目	単位数	
看護基礎分野	看護ケア開発領域	看護ケア開発特論Ⅰ	2単位
		看護ケア開発特論Ⅱ	2単位
		看護ケア開発特論演習	2単位
	看護教育学領域	看護教育学特論Ⅰ	2単位
		看護教育学特論Ⅱ	2単位
		看護教育学特論演習	2単位
看護実践分野	発達支援看護学領域	発達支援看護学特論Ⅰ	2単位
		発達支援看護学特論Ⅱ	2単位
		発達支援看護学特論演習	2単位
	生活支援看護学領域	生活支援看護学特論Ⅰ	2単位
		生活支援看護学特論Ⅱ	2単位
		生活支援看護学特論演習	2単位
	地域・精神保健看護学領域	地域・精神保健看護学特論Ⅰ	2単位
		地域・精神保健看護学特論Ⅱ	2単位
		地域・精神保健看護学特論演習	2単位
特別研究		8単位	

注) 必修科目 6 単位 (特論Ⅰ、Ⅱ、特論演習) 選択科目 (特論Ⅰ) 2 単位 特別研究 8 単位

オ. 教員組織の編成の考え方及び特色

看護職における高度な専門的実践は、現代における医療の進展による社会の要請でもあり、本研究科の学生に要求される能力である。従って専門的な看護実践能力と実践的研究を培うことを主眼とした教育を行う体制が必要となる。

学部の教員構成としては、教授 7 人、准教授 6 人、講師 7 人、助教 8 人、助手 9 人である。本研究科の目的及び特色に合致した教育を行うための教員組織編成は重要と考え、教授 11 人（予定者含む。）、准教授 4 人及び講師 1 人（予定者含む。）合計 16 人の教員で構成するものとする。教員組織の特色は、各教員が当該領域の研究実績とともに看護実践に強みをもっており、講義、演習、研究と一貫した教育指導を行うことが可能なことである。これらは、修士課程での教育の質が保証されることに繋がる。

さらに、研究科担当教員の負担の軽減を図るため、具体的には、学部担当教員が可能な限り学部内の教育を行う。例えば研究科の教員は学部各概論の講義を担当し、演習及び実習は学部教員で担い、研究科担当教員の負担軽減を図る。なお、学部教育の臨地実習においては、非常勤助手を採用する。

研究科担当教員 16 人の平均年齢は 62.1 歳であり、65 歳以上の教員が含まれている。しかし、次世代を担う准教授以下は平均年齢が 49.6 歳であり、2 年後には昇格人事も含め現在准教授以下の者が研究科の中心的役割を担い、年齢構成は長期的かつ安定的な組織となる予定である。

また、教員の定年については、「学校法人聖泉学園職員定年規程」により満 65 歳と規定しているが、本大学院設置認可申請に必要とされる教員は、その定年規定に関わらず、看護学部開設（平成 23 年度）における特例を適応する。加えて、本学の「特別任用教育職員規程」において、教育研究上必要と認められた者、教育研究分野で優れた業績を有していると認められた者は、特任教員として任用できるとしている（資料 1 1 職員定年規程、資料 1 2 特別任用教育職員規程）。

カ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法、修了要件

1. 教育方法

(1) セメスター制の導入

セメスター制により、学期を前期（4 月 1 日～9 月 30 日）と後期（10 月 1 日～3 月 31 日）に分けて教育を行う（資料 3 授業時間割表）。

(2) 時間割

本学への入学者は社会人が多いと予測されることから、大学院設置基準第 14 条特例（以下「14 条特例」という）により、昼間に加えて夜間の開講、土曜日、夏季・冬季・春季の

休業中の開講や集中講義の設定等学生のニーズに広く対応する。

(3) 授業形態

授業形態は、講義の他に演習を取り入れて編成した。1年次には基盤科目を置き、専門科目となる特論Ⅰ・Ⅱ、演習の基盤となる内容について講義形式（原書講読Ⅰ・Ⅱを除く）とする。専門科目、特別研究は、高度な看護実践のために専門的な知識、技術を習得し、実際の臨床の実態把握、課題を科学的、論理的に課題を分析することになるので、原則として演習形式（特論Ⅰを除く）を採用する。どの科目においても、学生の参加を積極的に求めるため少人数で教育を行う。また、特別研究では、看護実践現場における課題の明確化・焦点化及び検証のための演習を取り入れることから単位数を8単位とした。

(4) 標準修業年限

標準修業年限は、2年（長期履修制度適用の場合は3年）とし、最大在学年数を4年とする。

(5) 授業科目の履修

1年次には、専門科目や研究を進めるために必要な基盤科目を配置している。看護研究方法論は、研究方法論Ⅰで研究のプロセスを理解し、研究方法論Ⅱで質的研究、量的研究等の方法論を学修する。また、広い知見を得るためには英文読解能力が必須である。そのため原書講読Ⅰをベーシック編で必修とし、原書講読Ⅱはアドバンス編で選択制とした。これらの授業科目の単位認定にあたって、オムニバス方式の科目については、科目責任者が、当該科目を担当する他の教員と調整し、単位の認定を行う。

2. 履修指導の方法

(1) 新入生及び在学生に対する履修ガイダンス

入学時及び Semester 開始時等に学生に対してオリエンテーションを実施し、教育課程、履修方法、履修モデル、時間割、研究指導の進め方について説明する。

(2) 履修指導

本研究科修了に必要な履修単位は、31単位（基盤科目15単位以上、専門科目8単位、特別研究8単位）以上であり、入学時に看護基礎分野、看護実践分野の中から領域を選択する。

学生への履修指導は、入学時に専攻した領域の指導教員が行う。指導教員は、学生各自の修了後の進路や課題意識、実務経験、就業状況により履修計画を作成できるように、履修モデル（資料5 履修モデル）を示し、個別に指導・助言する。なお、長期履修制度を活用する学生に対しては、標準修業年限を超えて、計画的な教育課程の履修を認め、履修上の便宜を図った時間割とし、3年間に履修できるよう、履修計画の指導を行う（資料4 長期履修規

程)。

(3) 履修モデル

履修の参考となるよう入学時に履修モデルを提示し、修士課程修了後、看護職として活躍していくうえで期待される能力及び進路を示し、個別に指導する。

(4) シラバス

修士課程における学生の履修計画を支援するために、すべての授業科目においてシラバスを作成し、教育目的、到達目標、内容及び成績評価基準を明示する。

(5) リスク管理と学生生活の保証

学外で研究活動を行う場合のリスク管理について、十分なオリエンテーションを行う。内容は健康管理、感染予防及び事故の防止、自然災害発生時、事故発生時の対応、個人情報保護、研究、調査における倫理的配慮等である。また、学生生活を保障するために学生教育研究災害障害保険及びWill（日本看護学校協議会共済会）への加入を義務付ける。

3. 研究指導の方法

学生が入学してから修了までの研究指導は、以下のスケジュールで行うこととする。なお、長期履修制度を活用する社会人学生に対しては、3年の修業年限において計画的に研究指導を行う（資料6 研究指導スケジュール）。

(1) 指導教員の決定（入学前）

学生は各自の研究課題に応じた指導教員に入学前に受け入れが可能か相談し、入学後所定の期日までに指導教員及び研究題目を研究科長に届出る。研究科長は、学生の研究内容に基づき、指導教員を決定し学生に通知する。なお、指導教員の変更は原則として認めないこととする。ただし、特別の事情がある場合に限り、変更を認めることがある。

(2) 研究題目の提出（1年次後期10月）

学生及び指導教員は、専門領域演習をとおして研究題目を決定し、研究科長に報告する。その後、研究計画書の作成を開始する。

指導教員は、研究題目に関する分野の研究方法等の指導を行う。

(3) 研究計画書の提出及び倫理審査申請（1年次後期3月）

学生は、決定した研究題目について研究計画書を作成し研究科長に提出する。指導教員は、研究の背景、研究目的、具体的研究方法、研究対象者への倫理的配慮等について指導する。

なお、本研究科では、人間を対象とした研究のうち倫理上の問題が生じるおそれのある

研究および医療行為に対しては、研究計画書に基づく研究を開始する前に、倫理委員会の審査を受けることとする（資料7 研究倫理委員会規程）。

審査後、学生は研究計画書に基づき研究を開始する。指導教員は、特別研究をとおして、研究の開始から論文作成まで、データ収集・分析の方法、文献引用等について、継続して指導していく。

（4）中間発表（2年次前期7月）

研究科長は、学生の研究成果の発表の場として、公開の中間発表会を開催する。指導教員は、学生の研究経過における成果や発表内容にかかる問題点等を指摘し、解決方法等について指導する。

（5）修士論文の作成及び指導（2年次後期10月～提出日）

学生は、中間発表までの研究成果を基に修士論文の作成を開始し、中間発表会での質疑、指導等を踏まえ修士論文をまとめる。

指導教員は、学生の修士論文作成について、論文の全体構成、資料・データの分析・整理法等、論文作成までの指導を行う。

（6）修士論文の提出（2年次後期1月上旬）

学生は、2年次の1月上旬までに、修士論文に学位論文審査願及び論文要旨を添えて、指導教員を経て研究科長に提出する。

（7）主査・副査の決定及び論文審査（2年次後期1月）

研究科長は、受理した論文の審査を研究科委員会に付託し、「学位論文審査委員会」（以下「審査委員会」という。）（主査1名、副査2名）を設置し、論文の審査を行い、審査した論文の内容について、問題点に対し指導を行う（資料8 学位規程）。

（8）最終試験の実施（2年次後期2月）

審査委員会は、修士論文の審査後、論文内容を中心として口述試験により最終試験を実施する。学生は、最終試験で指摘された事項を修正した修士論文を最終提出する。

（9）修士論文の判定並びに修士課程修了判定（2年次後期2月）

審査委員会は、修士論文及び最終試験の判定を行い、その結果を研究科長に報告する。研究科長は、審査委員会の報告を研究科委員会に諮り、修士課程の修了について議決するとともにその審議結果を学長に報告する。

(10) 公開発表会（2年次後期3月）

研究科長は、研究成果の発表の場として公開発表会を開催する。学生は、指導教員のもとで、発表内容をまとめ、研究成果を発表する。

(11) 修士課程の修了及び学位の授与（2年次後期3月）

学長は、研究科委員会の判定結果に基づき、学生の修士課程の修了を認定し、修士（看護学）の学位を授与する。

4 成績評価

本研究科では、聖泉大学大学院学則第 26 条第 2 項の規定により、学修の成果及び論文に係る評価、修了の認定にあたっては客観性と厳格性を確保し、成績評価基準をシラバスに明記する。なお、成績表は、優（100～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）及び不可（59 点以下）とし、優、良、可を合格とする。

(1) 成績評価の基本的な考え

本研究科における教育目標は、前述のとおり、社会の保健医療ニーズに応える知識・実践力のある人材の育成、実践の場における実践的研究及び教育の推進者の育成であり、修了後には看護実践リーダーとしての活躍が期待される。そのため、講義、演習における学生の主体的な参加を重視する。

(2) 評価の観点（特別研究を除く）

評価にあたっては、授業への参画度、プレゼンテーション、課題レポートの内容から多角的に行う。

5. 修士論文の審査

(1) 学位論文審査体制

学生から提出された修士論文は、審査委員会において、修士論文の内容や倫理的な配慮について審議を行い、論文の可否を決定する。論文の審査は、主査 1 名及び副査 2 名の体制で行う。主査は研究指導教員、副査は指導教員以外の教員 2 名とし、研究科委員会において選出する。

(2) 倫理審査体制

学生が研究を適正に遂行するには、指導教員が研究責任者となり、本学の研究倫理委員会において、当該修士論文が倫理的に配慮されているか否かの審査を行うものとする。具体的には、聖泉大学研究倫理委員会規程に則って、研究計画書に基づき審査を行う（資料

7 研究倫理委員会規程)。

6. 修了要件

修了要件は、本研究科に2年以上在学し、31単位以上（基盤科目15単位以上 専門科目を8単位以上、特別研究8単位）を修得したうえで、修士論文の審査と最終試験に合格することとする。

7. 研究成果などの公表

公開発表会を2年次3月に開催し、学生及び教員その他、臨床現場の看護職等の参加も呼びかけ、HP上において案内し広く一般にも公開する。また、修士論文は冊子として装丁し本学図書館で保管し閲覧を可能にする。

キ. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

本研究科では、特定の課題についての研究は課さない。

ク. 施設・設備等の整備計画

1. 研究室

大学院生の研究室は、聖泉大学本館 2 階に、自習室を兼ねて、3 室 (26 m²、29.99 m²及び 8.75 m²) を整備する。研究室には、机、椅子、書架、パソコン、プリンターを配備し、学内 LAN やインターネットが利用できる環境を整備する (資料 9 研究室平面図)。

2. 講義室等

講義室は、看護学部棟 1 階共同研究室 101 (30 m²)、102 (30 m²) の 2 室で対応する。また、専門領域別演習では、各領域の演習室を学部生との兼用で確保している。基本的には、教育研究用機器・施設等についても学部生及び教員と共用するものとする。

3. 図書館

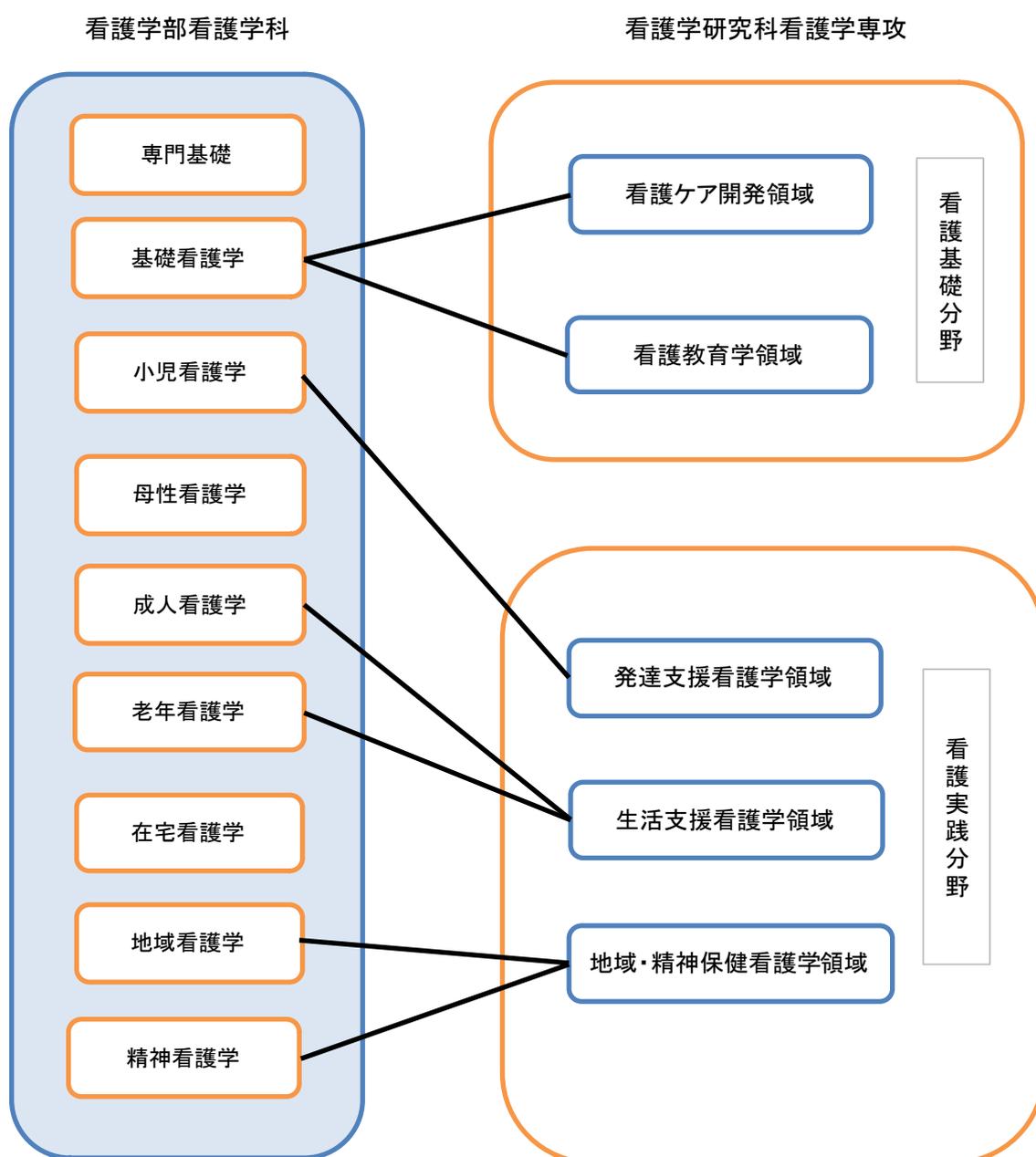
本学の図書館の面積は、491 m²で収容冊数は、現在、53,523 冊の図書を所蔵している。その内訳は、和書 49,699 冊、外国書 3,824 冊である。その他にも学術雑誌 83 種 (うち外国雑誌 12 種)、視聴覚資料 1,186 点、データベース 2 種を所蔵している。そのうち基礎学部である看護学部の図書等については、和書 2,513 冊、外国書 782 冊、学術雑誌 56 種 (うち外国雑誌 9 種)、データベースとしての電子ジャーナル (医中誌) 他 2 種、視聴覚資料 137 点を保有している。

本研究科の開設にあたり、平成 26(2014)年度 (開設前年度) から平成 28(2016)年度 (完成年度) までに、整備済みの図書等に加え、和書 426 冊、外国書 107 冊、電子ジャーナルは、メディカルオンラインから 1,083 誌、最新看護索引 Web10 誌、CINAHL with Full Text 601 誌の合計 1,694 誌を整備していく計画である。また、国内外の医療文献電子ジャーナルと OPAC (図書館蔵書検索システム) 等さまざまなツールを相互にリンクさせるシステム (SFX) も導入し、必要な文献をスムーズに入手できるように整備する。さらに、国立情報学研究所が提供する JAIRO-Cloud を利用し、教育研究成果を発信する機関リポジトリの構築を推進し、収録規模の拡大、コンテンツの長期保存を実現し、教育研究の活性化を図る。

なお、本研究科開設後も大学全体の予算の中で、大学院にかかる図書等の充実を継続的に行い、教育研究環境の整備に努める。

ケ. 既設の学部との関係

本研究科は、看護学部看護学科を基礎としている。学部の教育の柱としている看護学の9領域（専門基礎、基礎看護学、小児看護学、母性看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、地域看護学、在宅看護学）を踏まえ、本研究科では、看護基礎分野、看護実践分野を配置し、教育研究の柱とする。研究指導にあたる専任教員のほとんどは看護学部看護学科の専任教員であり、下記の関係図のように連携を図る。



コ. 入学者選抜の概要

1. 入学者の受入方針（アドミッションポリシー）

本研究科の教育目的である「看護における専門性の高い「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーとなり得る人材育成のために、以下に掲げるような学生を受け入れる。

- (1) 看護学の基礎知識と総合的な学力を有し、豊かな人間性と高い探求心を持ち、自立的・意欲的に看護実践の向上に寄与できる者
- (2) 看護実践リーダーとなることを志向し、熱意を持って看護学や看護実践の発展に貢献できる者
- (3) 高い倫理観を有し、地域社会等に貢献する意志と責任感を有する者

2. 募集人員

募集定員は、看護学専攻として入学定員6名とする。

3. 出願資格

- (1) 看護系大学を卒業した者（卒業見込みの者）で、看護師の免許を有する者
- (2) 看護系大学以外の大学を卒業し、看護師免許を有する者（卒業見込みの者）
- (3) 前各号に定める者の他、本大学院における個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、看護師の免許に関わる3年以上の実務経験を有する者

なお、上記（3）により出願しようとする者は、看護系短期大学、専修学校、各種学校等を卒業・修了し、看護師免許に関わる3年以上の実務経験を有する者で、事前に出願の資格認定審査を受けなければならない。

注) 出願の段階で事前に担当教員に相談しておくこと。

4. 選抜方法

学生の選抜は、一般・社会人ともに学力試験[小論文（研究課題、専門科目）]、面接及び出願書類の内容を総合して判定する。

注) 社会人とは第14条特例を適応する者とする。

サ. 第 14 条特例による教育方法を実施する場合

本研究科においては、教育研究理念に基づき、看護実践者として臨床現場で働く社会人に対して門戸を開き、第 14 条特例に基づく教育方法の特例を実施することとする。これにより、勤務を続けながら修学することができる。

1. 修業年限及び在籍年限

修業年限は 2 年を原則とするが、長期履修制度（資料 4 長期履修規程）の修業年限は 3 年とし、在籍可能年限は 4 年とする。

2. 履修指導及び研究指導の方法

指導教員は、社会人の入学時に当該学生の学習条件を考慮しながら、学生ごとに最も履修しやすい方法を選ぶとともに、適切な研究指導を行う。

3. 授業の実施方法

社会人学生の事情を考慮し、昼間に加えて夜間（6 時限 18：00～19：30 7 時限 19：40～21：10）、土曜日（9：00～16：10）の範囲内で学生と担当教員の協議により時間帯を設定する）、夏季・冬季・春季の休業中（開設科目は計画的に設定して事前に知らせることとし時間帯については、集中講義も含め学生と担当教員の協議により設定する）の授業開設、研究指導を行う（資料 3 授業時間割表）。

4. 教員の負担の程度

本研究科の担当教員は、本研究科の教育により、学部教育の授業時間に加え、第 14 条特例の実施により勤務形態が変わるが、研究科担当教員の負担の軽減を図るため、具体的には、学部担当教員が可能な限り学部内の教育を行う。例えば本研究科の教員は学部各概論の講義を担当し、演習及び実習は主に学部担当教員で担い研究科担当教員の負担を軽減する。

なお、特別研究を担当する教員には、大学院手当の支給による待遇改善を図ることとする。

5. 図書館・情報センター等の諸施設の利用方法

図書館及び情報センター等学生が利用する諸施設については、第 14 条特例を適用していることから、学生の修学に支障がないよう、大学院学生の授業時間終了時刻に合わせて開館時間を延長する。図書館は、夜間、土曜日に開講するカリキュラム等の状況にあわせて、必要に応じて平日は 9 時から 21 時 30 分まで、土曜日は 9 時から 18 時まで開館し、学生の利便に配慮することとする。

情報センターについては、必要に応じてコンピュータ演習室を利用できるようにするが、研究室（パソコンを一人1台装備）には、学内LANやインターネットが利用できるよう整備されており、所定の手続きを行うことで、個人所有のパソコンでのネットワーク利用が可能である。

6. 大学院生の厚生に対する配慮と必要な職員の配置

本学の厚生施設は、学部の学生と同様に利用することができる。また、事務室の窓口は、職員の勤務時間の変更等により、土曜日、夏季・冬季・春季の休業中における大学院学生の利用にも支障が生じないように配慮する。

7. 入学者選抜の概要

第14条特例の実施に関する入学者選抜の概要については、「コ. 入学者選抜の概要」に記載している。

シ. 管理運営

本研究科に研究科長を置き、研究科の管理運営のために研究科委員会を設け、研究科委員会の委員長に研究科長を充てる。研究科委員会は、当該研究科の専任教授をもって構成し、研究科委員会委員長の判断により必要に応じ准教授を加えることができる。研究科委員会は、原則として月1回委員会を開催し、次の事項を審議する。

1. 教育課程及び研究指導に関する事項
2. 入学、退学、休学、復学、転学、留学、除籍、賞罰等学生の身上に関する事項
3. 学生の試験及び修了に関する事項
4. 学生の学位に関する事項
5. 研究科担当教員の選考に関する事項
6. 規程の制定改廃に関する事項
7. その他、研究科の運営に関する重要事項

なお、研究科委員会の審議結果は、教育研究評議会にて報告、または承認を得るものとする。

ス. 自己点検・評価

本学は、教育研究水準の向上を図り、社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を積極的に公表している。これまで大学開設（平成 15(2003)年度）後、平成 17(2005)年度版自己点検・評価報告書にはじまり、平成 19(2007)年度版、平成 22(2010)年度版を発行し、カリキュラムや授業内容を見直し、教育研究環境を整備するなど、その改善に努めてきた。平成 24(2013)年度より「教員の個人評価」を実施しており、本研究科においても、教員個人の教育・研究等の諸活動について自己点検・評価を実施することにより、教員の教育研究等の質の向上を目指している。教員の「教育的側面」、「研究的側面」、「地域・社会貢献の側面」及び「学内貢献の側面」等 4 側面の活動状況について、「自己評価表」を作成することとしている。また、本研究科においても学部で実施している学生授業アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックすることにより、教員の教育力向上と授業改善につなげる。授業アンケートの評価結果についても教員の個人評価の対象とする。

これらの自己点検・評価を行い、教育研究活動等の改善を図るものとする。

1. 実施体制

聖泉大学自己点検・認証評価委員会（構成員：学長、副学長、学部長、学科長、全学教務・学生委員長、学部選出の委員及び法人事務局長）の下に、本研究科の自己点検・評価を円滑に推進するため、本研究科自己点検評価委員会を設置する。

本研究科自己点検評価委員会は、研究科長を委員長とし、教育、研究、地域貢献及び管理運営における質の向上に取り組む（資料 10 自己点検・認証評価委員会規程）。

2. 実施方法

本研究科自己点検評価委員会が中心となって、日本高等教育評価機構の大学院対象評価項目に沿って実施する。対象評価項目は、次の視点を重視した設定とする。

【評価項目】

- (1) 本研究科の使命・目的、教育目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 学生の受入
- (4) 教育課程及び教授法、学修及び授業の支援
- (5) 教員組織
- (6) 学修環境の整備
- (7) 教員の研究活動と研究環境
- (8) 学生生活への配慮
- (9) 管理運営
- (10) 自己点検・評価

3. 結果の公表と活用

本研究科の自己点検・評価の結果は公表し、学内外からの意見や評価を参考としながら、次年度の教育、研究・運営に役立てる。本研究科開設と同時に教育研究活動における自己点検・評価を実施していくこととする。また、教員個人に関するデータについては、当事者である教員にフィードバックすることとし、教育研究活動の改善に役立てる。

セ. 認証評価

本学の大学機関別認証評価は、平成 21(2009)年度から、認証評価機関（財団法人日本高等教育評価機構）の評価を受けるため、聖泉大学自己点検・認証評価委員会の下に認証評価ワーキンググループを立ち上げ、全学的な自己点検・評価を実施し、平成 22(2010)年 6 月末に聖泉大学自己評価報告書及び自己評価報告書資料編・データ編を刊行した。これにより書類審査を経て、平成 22(2010)年 11 月に実施調査を受審し、平成 23(2011)年 3 月に日本高等教育評価機構より大学基準に「適合」していると判定された。その後、本研究科の基礎となる看護学部が平成 23(2011)年 4 月に開設され、今回設置する本研究科を含めて、第 2 期の認証評価を平成 29 年度に受審する計画であり、認証評価機関としては、平成 22(2010)年度に受審した日本高等教育評価機構を候補としている。

平成 29(2017)年度の認証評価実施スケジュールについては、平成 22(2010)年度の認証評価を参考として、平成 27(2015)年度に認証評価ワーキンググループを設け、認証評価のための行程表を作成する。平成 28(2016)年度には、関係部署による具体的な自己点検・評価を実施することとなる。これを受けて、平成 28(2016)年 12 月までには、自己点検・評価を取りまとめ、平成 29(2017)年 6 月に、認証評価機関へ提出することとする。

ソ. 情報の公表

本学では、教育研究活動に関して学校教育法第 113 条、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、ホームページに情報を公開 (<http://www.seisen.ac.jp/jyohohtml> ホームページトップ>情報公開>情報公開メニュー) している。

本研究科においても、開かれた大学院として、ホームページを活用して、本研究科の趣旨、教育研究上の理念・目的、教育課程、教員組織、教員の学位・業績、教育環境、入試情報等に関する情報を広く提供することとする。

なお、ホームページの情報公開については、即応性、検索の容易さ、情報の最新性、情報の詳細さなどの観点を重視し、学生や学外者の意見を聞きながら充実していきたいと考えている。

また、本研究科の刊行物による情報発信として、「聖泉看護学ジャーナル」を年1回発刊することとする。

タ. 教員の資質の維持向上の方策 (FD : Faculty Development)

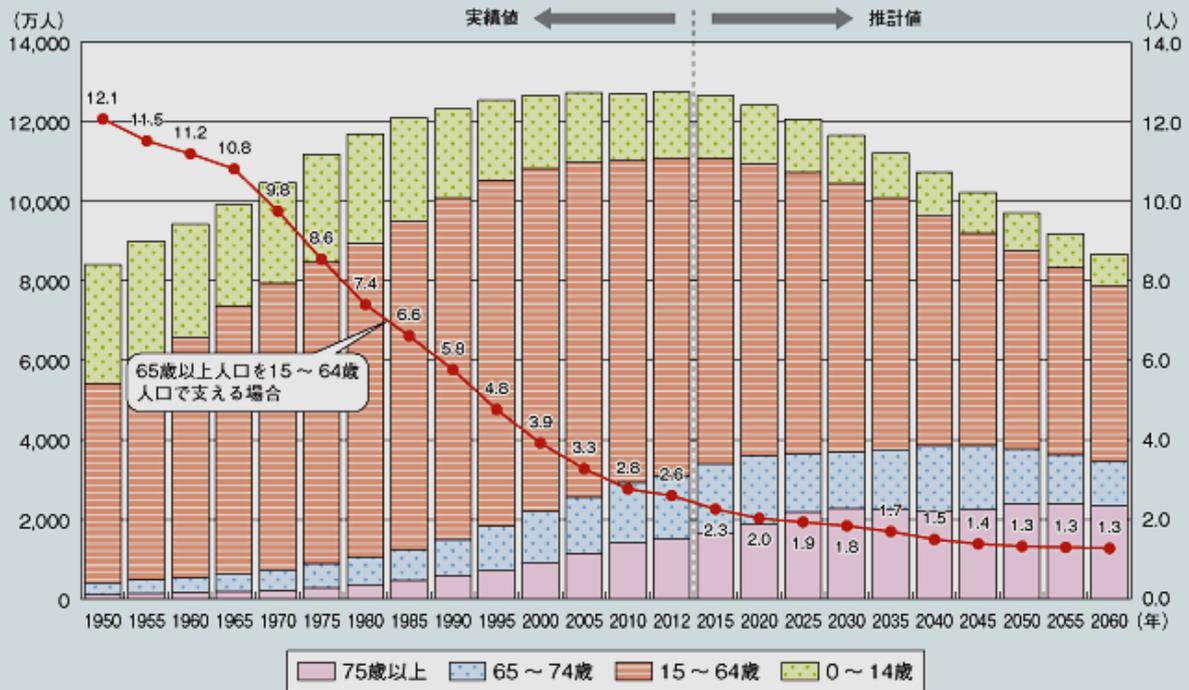
本研究科の基礎となる看護学部（平成 23(2011)年度開設）においては、開設後は、看護学部自己点検評価委員会、看護学部 FD 委員会を立ち上げ、教育力の向上に努め、さらに看護学部学術編集委員会を立ち上げ、「聖泉看護学ジャーナル」を年1回発刊してきている。

また、平成 25(2015)年度には看護学部独自の学術研究助成金を創設し、教員の研究力向上に力を入れているところである。さらに、本研究科 FD 委員会を通して、教員の資質の維持向上に向け、教育方法、研究指導方法等の知識、技術の修得を目的に外部講師を招いて「研究科 FD 研修会」を実施する等、組織的に取り組む予定である。

設置の趣旨等を記載した書類 資料目次

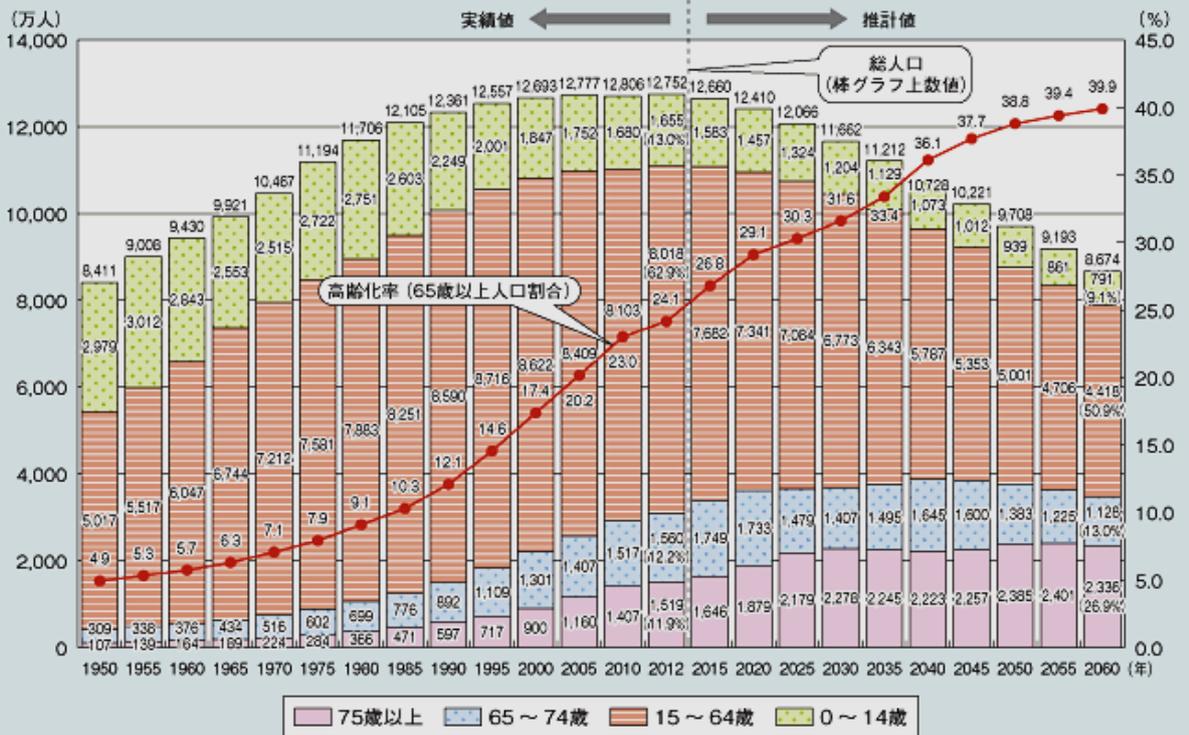
- 資料 1 高齢世代人口の比率及び高齢化の推移と将来推計
- 資料 2 聖泉大学大学院看護学研究科の設置に関する要望書
- 資料 3 授業時間割表
- 資料 4 聖泉大学大学院長期履修学生規程（案）
- 資料 5 履修モデル（例 1～5）
- 資料 6 研究指導の方法とスケジュール
- 資料 7 聖泉大学研究倫理委員会規程（案）及び
聖泉大学研究倫理委員会に基づく倫理委員会内規
- 資料 8 聖泉大学学位規程（案）
- 資料 9 大学院研究室平面図
- 資料 1 0 聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程
- 資料 1 1 学校法人聖泉学園職員定年規程
- 資料 1 2 学校法人聖泉学園特別任用教育職員規程

図1-1-3 高齢世代人口の比率



資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2012年は総務省「人口推計」（平成24年10月1日現在）、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計



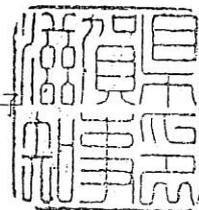
資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2012年は総務省「人口推計」（平成24年10月1日現在）、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1950年～2010年の総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

滋 医 薬 第 3 1 9 号

平成 26 年(2014 年)3 月 31 日

学校法人 聖泉大学
理事長 清水 傳雄 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子



聖泉大学大学院看護学研究科の設置に関する要望について

日頃は本県の保健医療・教育行政の推進につきまして、ご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、高齢化の進展、疾病構造の変化、他府県より高い年少人口の割合、生活習慣への関心の高まり、医療福祉従事者の不足など医療福祉を取り巻く環境が大きく変化する時代において、『県民の健康的な生活を支える「医療福祉」の推進』を基本理念とする保健医療計画を推進しているところであります。

この計画のなかで本県が目指している安全・安心な地域医療福祉の体制を確保するためには、保健・医療・福祉の重要な役割を担う、高度に成熟した知識と技術を持った資質の高い医療福祉を支える人材の確保、とりわけ看護の現場で指導的立場に立てる人材の養成が極めて重要な課題となっております。

こうした状況のなか、学校法人聖泉学園・聖泉大学におかれましては、地域や時代の養成に應えるべく、平成 23 年 4 月に看護学部看護学科を開設され、いよいよ平成 26 年度末には、地域から待望されている看護師が輩出されることとなります。さらにはこの度、「聖泉大学大学院看護学研究科看護学専攻」の設置に向けて準備作業が進められているとお聞きしております。

この大学院看護学研究科で、地域の臨床現場と有機的な連携のもとに実践的な研究を行うことによって、看護における専門性の高い「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを養成されることにより、今後の保健医療を担うだけでなく、本県の地域医療の向上に寄与していただけるものとして期待するとともに、聖泉大学に大学院看護学研究科が早期に設置されますことを強く要望いたします。

滋看協第 76 号

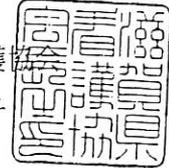
平成 26 年 5 月 1 日

学校法人 聖泉学園

理事長 清水 傳雄 殿

公益社団法人 滋賀県看護協

会長 石橋 美年子



聖泉大学大学院看護学研究科の設置に関する要望書について

看護協会事業の推進につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私ども滋賀県看護協会は、県民の健康で幸せな生活の実現に貢献するため、「人々のニーズに応える活動の展開を図る」「働き続けられる環境づくりの推進」、「看護の質の向上を図る」をスローガンに、高齢化の進展、疾病構造の変化、他府県より高い年少人口の割合、生活習慣への関心の高まり、医療福祉従事者の不足など医療福祉を取り巻く急速な変化に対応するよう努めているところであります。

特に、看護職に求められる役割やスキルは多様化しており、県民の方々が満足できる質の高いサービスの提供が求められる課題に対して、看護研修センターで実施する研修のみならず様々な事業を実施するなど、積極的に取り組んでいるところです。

こうした状況のなか、学校法人聖泉学園・聖泉大学におかれましては、地域や時代の要請に応えるべく、平成 23 年 4 月に看護学部看護学科を開設され、いよいよ平成 26 年度末には、看護師を輩出されます。さらにこの度、地域の臨床現場と有機的な連携のもとに実践的な研究を行うことによって、看護における専門性の高い「実践力」「マネジメント力」

「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを養成を目指した、「大学院看護学研究科看護学専攻」の設置（平成 27 年度開設予定）に向けての準備作業が進められているとお聞きしております。このことについては、21 世紀の保健医療を担う質の高い看護師等の養成・確保につながるものとしてご期待を申し上げ、聖泉大学大学院看護学研究科が早期に設置されますことを強く要望いたします。

授業時間割表(昼夜開講により2年で学修する時間割)

期	時 限	月	火	水	木	金	土		
1 年 次	前 期	1時限 (9:00～10:30)							
		2時限 (10:40～12:10)							
		3時限 (13:00～14:30)					コンサルテーション論		
		4時限 (14:40～16:10)					看護倫理(集中)		
		5時限 (16:20～17:50)					看護倫理(集中)		
	夜 間	6時限 (18:00～19:30)		看護理論	原書講読Ⅰ	地域・精神保健 看護学特論Ⅰ	看護教育学特論Ⅰ		
		7時限 (19:40～21:10)	生活支援看護学 特論Ⅰ	リーダーシップ論	研究方法論Ⅰ	看護ケア開発 特論Ⅰ	発達支援看護学 特論Ⅰ		
	後 期	1時限 (9:00～10:30)							
		2時限 (10:40～12:10)							
		3時限 (13:00～14:30)						家族看護学	
		4時限 (14:40～16:10)							
		5時限 (16:20～17:50)							
		夜 間	6時限 (18:00～19:30)	発達心理学	研究方法論Ⅱ	原書講読Ⅱ	各領域 特論演習		
			7時限 (19:40～21:10)		機能形態学	各領域 特論Ⅱ	各領域 特論演習		
2 年 次	前 期	1時限 (9:00～10:30)							
		2時限 (10:40～12:10)							
		3時限 (13:00～14:30)						看護管理	
		4時限 (14:40～16:10)							
		5時限 (16:20～17:50)							
	夜 間	6時限 (18:00～19:30)	国際看護学	看護政策論	人類科学	各領域 特論演習	特別研究		
		7時限 (19:40～21:10)			災害看護学	各領域 特論演習	特別研究		
	後 期	1時限 (9:00～10:30)							
		2時限 (10:40～12:10)							
		3時限 (13:00～14:30)							
		4時限 (14:40～16:10)							
		5時限 (16:20～17:50)							
		夜 間	6時限 (18:00～19:30)					特別研究	
			7時限 (19:40～21:10)					特別研究	

注) は、必修科目 は、選択必修科目 は、選択科目

授業時間割表(昼夜開講により長期履修生3年で学修する時間割)

3年コース

看護学研究科看護学専攻

期	時 限	月	火	水	木	金	土		
1 年 次	前 期	1時限 (9:00～10:30)							
		2時限 (10:40～12:10)							
		3時限 (13:00～14:30)							
		4時限 (14:40～16:10)							
		5時限 (16:20～17:50)							
	夜 間	6時限 (18:00～19:30)		看護理論		地域・精神保健 看護学特論 I	看護教育学特論 I		
		7時限 (19:40～21:10)	生活支援看護学 特論 I	リーダーシップ論		看護ケア開発 特論 I	発達支援看護学 特論 I		
	後 期	昼 間	1時限 (9:00～10:30)						
			2時限 (10:40～12:10)						
			3時限 (13:00～14:30)					家族看護学	
			4時限 (14:40～16:10)						
			5時限 (16:20～17:50)						
		夜 間	6時限 (18:00～19:30)	発達心理学		研究方法論 I			
			7時限 (19:40～21:10)		機能形態学	原書講読 I			
2 年 次	前 期	1時限 (9:00～10:30)							
		2時限 (10:40～12:10)							
		3時限 (13:00～14:30)					看護管理		
		4時限 (14:40～16:10)					コンサルテーション論		
		5時限 (16:20～17:50)					看護倫理(集中)		
		夜 間	6時限 (18:00～19:30)			人類科学	各領域 特論 II	看護倫理(集中)	
	7時限 (19:40～21:10)		研究方法論 II	原書講読 II	災害看護学	各領域 特論 II			
	後 期	昼 間	1時限 (9:00～10:30)						
			2時限 (10:40～12:10)						
			3時限 (13:00～14:30)						
			4時限 (14:40～16:10)						
			5時限 (16:20～17:50)						
		夜 間	6時限 (18:00～19:30)	国際看護学			各領域特論 演習		
			7時限 (19:40～21:10)	看護政策論			各領域 特論演習		

	期	時 限	月	火	水	木	金	土	
3 年 次	前 期	1時限 (9:00～10:30)							
		2時限 (10:40～12:10)							
		3時限 (13:00～14:30)							
		4時限 (14:40～16:10)						特別研究	
		5時限 (16:20～17:50)						特別研究	
		6時限 (18:00～19:30)			各領域 演習	各領域 演習		特別研究	
		7時限 (19:40～21:10)			各領域 演習	各領域 演習			
	後 期	1時限 (9:00～10:30)							
		2時限 (10:40～12:10)						特別研究	
		3時限 (13:00～14:30)						特別研究	
		4時限 (14:40～16:10)						特別研究	
		5時限 (16:20～17:50)							
		6時限 (18:00～19:30)							
		7時限 (19:40～21:10)							

聖泉大学 大学院長期履修学生規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、聖泉大学大学院学則（以下「学則」という。）第8条の規定に基づき、聖泉大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）の長期履修学生に関し必要な事項を定める。

（資格）

第2条 長期履修学生として申請できる者は、本学が行う入学試験に合格した者（以下「入学予定者」という。）又は本大研究科の学生（以下、「在學生」という。）で職業を有している等の事情にある者とする。

（申請手続）

第3条 長期履修学生となることを希望する者は、入学生においては、入学年の3月10日までに、在學生においては、長期履修開始年度の前年度の2月末日までに、次の書類を添えて、当該研究科長に願出しなければならない。

- （1）長期履修学生申請書（様式第1号）
- （2）在職証明書（職業を有する者に限る。）
- （3）その他必要と認められる書類

（許可）

第4条 前条の申請については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

（履修計画）

第5条 長期履修学生の授業科目の履修については、指導教員から十分な指導を受け、計画的に柔軟な履修計画をたてるものとする。

（長期履修期間及び在学年限）

第6条 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とし、入学時から長期履修学生として認められた者は、3年までとする。

（長期履修期間の変更）

第7条 長期履修学生が、許可された長期履修期間の延長又は短縮を希望する場合は、許可を受けようとする学年開始の1ヶ月前までに、長期履修期間変更申請書（様式第2号）に必要書類を添えて、当該研究科長に願出しなければならない。

- 2 前項によって履修期間を変更しようとする学生は、入学後1年以内の学生とし、変更は1回限りとする。
- 3 第1項に定める変更については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(授業料)

第8条 長期履修学生の授業料は、学則第37条に定める授業料等の総額を、長期履修学生として認められた修業年限で分割して納入することができる。

2 分割して納入する額は、別に定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、本研究科において定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会及び教育研究評議会の議を経て、学長がおこなう。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

長期履修学生申請書

申請年月日 年 月 日

研究科長 殿

下記のとおり、聖泉大学大学院 長期履修学生規程第 3 条に基づき、長期履修学生制度の適用を申請いたします。

学籍番号		氏 名	
入学年度	年度		
適用開始日	年 月 日	修了予定日	年 月 日
申請理由：			
履修計画：			

研究科長	教務課	担当者

長期履修学生変更申請書

申請年月日 年 月 日

研究科長 殿

下記のとおり、聖泉大学 大学院長期履修学生規程第 6 条に基づき、長期履修学生制度の適用の変更を申請いたします。

学籍番号		氏 名	
入学年度	年度		
変更前	適用開始日	年 月 日	修了予定日 年 月 日
変更後	適用開始日	年 月 日	修了予定日 年 月 日
変更理由：			
履修計画：			

研究科長	教務課	担当者

履修モデル 例1

看護基礎分野の「看護ケア開発領域」を主たる研究領域とした学生の場合

科 区	目 分	履修科目	配当 年次	単位数		履修モ デル科 目	履修要件		
				必修	選択				
基 盤 科 目	共通科目	人類科学	2前		2	○ ● ● ○ ● ● ○ ○ ●	必修10単位 選択5単位以上		
		機能形態学	1後		2				
		発達心理学	1後		2				
		コンサルテーション論	1前		2				
		看護管理	2前		2				
		看護政策論	2前		2				
		研究方法論Ⅰ	1前	2					
		研究方法論Ⅱ	1後	2					
		災害看護学	2前		2				
		看護倫理	1前	2					
		看護理論	1前	2					
		家族看護学	1後		2				
		国際看護学	2前		2				
		原書講読Ⅰ	1前	1					
		原書講読Ⅱ	1後		1				
リーダーシップ論	1前	1							
専 門 科 目	看護基礎分野	看護ケア開発領域	看護ケア開発特論Ⅰ	1前		2	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	選択必修6単位 選択2単位 ※他領域の特論は「2前」でも可	
			看護ケア開発特論Ⅱ	1後		2			
			看護ケア開発特論演習	1後～2前		2			
	看護実践分野	看護教育学分野	看護教育学領域	看護教育学特論Ⅰ	1前				2
				看護教育学特論Ⅱ	1後				2
				看護教育学特論演習	1後～2前				2
	看護実践分野	発達支援看護学領域	発達支援看護学領域	発達支援看護学特論Ⅰ	1前				2
				発達支援看護学特論Ⅱ	1後				2
				発達支援看護学特論演習	1後～2前				2
	看護実践分野	生活支援看護学領域	生活支援看護学領域	生活支援看護学特論Ⅰ	1前				2
				生活支援看護学特論Ⅱ	1後				2
				生活支援看護学特論演習	1後～2前				2
	看護実践分野	地域・精神保健看護学領域	地域・精神保健看護学領域	地域・精神保健看護学特論Ⅰ	1前				2
				地域・精神保健看護学特論Ⅱ	1後				2
				地域・精神保健看護学特論演習	1後～2前				2
特別研究		特別研究	2通	8		●	必修8単位		
学位又は称号		修士(看護学)							

※●印は必修科目、○印は選択科目を示す。

履修モデル 例2

看護基礎分野の「看護教育領域」を主たる研究領域とした学生の場合

科 区 目 分	履修科目	配当 年次	単位数		履修モ デル科 目	履修要件	
			必修	選択			
基 盤 科 目	共通科目	人類科学	2前		2	○	必修10単位 選択5単位以上
		機能形態学	1後		2		
		発達心理学	1後		2		
		コンサルテーション論	1前		2	○	
		看護管理	2前		2	○	
		看護政策論	2前		2		
		研究方法論Ⅰ	1前	2		●	
		研究方法論Ⅱ	1後	2		●	
		災害看護学	2前		2		
		看護倫理	1前	2		●	
		看護理論	1前	2		●	
		家族看護学	1後		2		
		国際看護学	2前		2	○	
		原書講読Ⅰ	1前	1		●	
		原書講読Ⅱ	1後		1	○	
リーダーシップ論	1前	1		●			
専 門 科 目	看護基礎分野 看護ケア開発領域	看護ケア開発特論Ⅰ	1前		2	○	選択必修6単位 選択2単位 ※他領域の特論 は「2前」でも可
		看護ケア開発特論Ⅱ	1後		2		
		看護ケア開発特論演習	1後～2前		2		
	看護基礎分野 看護教育学領域	看護教育学特論Ⅰ	1前		2	○	
		看護教育学特論Ⅱ	1後		2	○	
		看護教育学特論演習	1後～2前		2	○	
	看護実践分野 発達支援看護学領域	発達支援看護学特論Ⅰ	1前		2		
		発達支援看護学特論Ⅱ	1後		2		
		発達支援看護学特論演習	1後～2前		2		
	看護実践分野 生活支援看護学領域	生活支援看護学特論Ⅰ	1前		2		
		生活支援看護学特論Ⅱ	1後		2		
		生活支援看護学特論演習	1後～2前		2		
	看護実践分野 地域・精神保健看護学領域	地域・精神保健看護学特論Ⅰ	1前		2		
		地域・精神保健看護学特論Ⅱ	1後		2		
		地域・精神保健看護学特論演習	1後～2前		2		
特別研究	特別研究	2通	8		●	必修8単位	
学位又は称号	修士(看護学)						

※●印は必修科目、○印は選択科目を示す。

履修モデル 例3

看護実践分野の「発達支援看護学領域」を主たる研究領域とした学生の場合

科 区 目 分	履修科目	配当 年次	単位数		履修モ デル科 目	履修要件		
			必修	選択				
基 盤 科 目	共通科目	人類科学	2前		2		必修10単位 選択5単位以上	
		機能形態学	1後		2			
		発達心理学	1後		2	○		
		コンサルテーション論	1前		2			
		看護管理	2前		2			
		看護政策論	2前		2			
		研究方法論Ⅰ	1前	2		●		
		研究方法論Ⅱ	1後	2		●		
		災害看護学	2前		2			
		看護倫理	1前	2		●		
		看護理論	1前	2		●		
		家族看護学	1後		2	○		
		国際看護学	2前		2			
		原書講読Ⅰ	1前	1		●		
		原書講読Ⅱ	1後		1	○		
リーダーシップ論	1前	1		●				
専 門 科 目	看護基礎分野	看護ケア開発領域	看護ケア開発特論Ⅰ	1前		2	選択必修6単位 選択2単位 ※他領域の特論 は「2前」でも可	
			看護ケア開発特論Ⅱ	1後		2		
			看護ケア開発特論演習	1後～2前		2		
	看護実践分野	看護教育学分野	看護教育学特論Ⅰ	1前		2		
			看護教育学特論Ⅱ	1後		2		
			看護教育学特論演習	1後～2前		2		
	看護実践分野	発達支援看護学領域	発達支援看護学特論Ⅰ	1前		2		○
			発達支援看護学特論Ⅱ	1後		2		○
			発達支援看護学特論演習	1後～2前		2		○
		生活支援看護学領域	生活支援看護学特論Ⅰ	1前		2		
			生活支援看護学特論Ⅱ	1後		2		
			生活支援看護学特論演習	1後～2前		2		
	地域・精神保健看護学領域	地域・精神保健看護学特論Ⅰ	1前		2	○		
		地域・精神保健看護学特論Ⅱ	1後		2			
		地域・精神保健看護学特論演習	1後～2前		2			
特別研究	特別研究	2通	8		●	必修8単位		
学位又は称号	修士(看護学)							

※●印は必修科目、○印は選択科目を示す。

履修モデル 例4

看護実践分野の「生活支援看護学領域」を主たる研究領域とした学生の場合

科 区 目 分	履修科目	配当 年次	単位数		履修モ デル科 目	履修要件	
			必修	選択			
基 盤 科 目	共通科目	人類科学	2前		2	○	必修10単位 選択5単位以上
		機能形態学	1後		2	○	
		発達心理学	1後		2		
		コンサルテーション論	1前		2	○	
		看護管理	2前		2		
		看護政策論	2前		2		
		研究方法論Ⅰ	1前	2		●	
		研究方法論Ⅱ	1後	2		●	
		災害看護学	2前		2		
		看護倫理	1前	2		●	
		看護理論	1前	2		●	
		家族看護学	1後		2	○	
		国際看護学	2前		2		
		原書講読Ⅰ	1前	1		●	
		原書講読Ⅱ	1後		1	○	
リーダーシップ論	1前	1		●			
専 門 科 目	看護基礎分野 看護ケア開発領域	看護ケア開発特論Ⅰ	1前		2		選択必修6単位 選択2単位 ※他領域の特論 は「2前」でも可
		看護ケア開発特論Ⅱ	1後		2		
		看護ケア開発特論演習	1後～2前		2		
	看護基礎分野 看護教育学領域	看護教育学特論Ⅰ	1前		2		
		看護教育学特論Ⅱ	1後		2		
		看護教育学特論演習	1後～2前		2		
	看護実践分野 発達支援看護学領域	発達支援看護学特論Ⅰ	1前		2		
		発達支援看護学特論Ⅱ	1後		2		
		発達支援看護学特論演習	1後～2前		2		
	看護実践分野 生活支援看護学領域	生活支援看護学特論Ⅰ	1前		2	○	
		生活支援看護学特論Ⅱ	1後		2	○	
		生活支援看護学特論演習	1後～2前		2	○	
看護実践分野 地域・精神保健看護学領域	地域・精神保健看護学特論Ⅰ	1前		2	○		
	地域・精神保健看護学特論Ⅱ	1後		2			
	地域・精神保健看護学特論演習	1後～2前		2			
特別研究	特別研究	2通	8		●	必修8単位	
学位又は称号	修士(看護学)						

※●印は必修科目、○印は選択科目を示す。

履修モデル 例5

看護実践分野の「地域・精神保健看護学領域」を主たる研究領域とした学生の場合

科 区 目 分	履修科目	配当 年次	単位数		履修モ デル科 目	履修要件		
			必修	選択				
基盤科目	共通科目	人類科学	2前		2		必修10単位 選択5単位以上	
		機能形態学	1後		2			
		発達心理学	1後		2			
		コンサルテーション論	1前		2	○		
		看護管理	2前		2			
		看護政策論	2前		2	○		
		研究方法論Ⅰ	1前	2		●		
		研究方法論Ⅱ	1後	2		●		
		災害看護学	2前		2	○		
		看護倫理	1前	2		●		
		看護理論	1前	2		●		
		家族看護学	1後		2			
		国際看護学	2前		2			
		原書講読Ⅰ	1前	1		●		
		原書講読Ⅱ	1後		1	○		
リーダーシップ論	1前	1		●				
専門科目	看護基礎分野	看護ケア開発領域	看護ケア開発特論Ⅰ	1前		2	選択必修6単位 選択2単位 ※他領域の特論は「2前」でも可	
			看護ケア開発特論Ⅱ	1後		2		
			看護ケア開発特論演習	1後～2前		2		
	看護教育学分野	看護教育学領域	看護教育学特論Ⅰ	1前		2		
			看護教育学特論Ⅱ	1後		2		
			看護教育学特論演習	1後～2前		2		
	看護実践分野	発達支援看護学領域	発達支援看護学特論Ⅰ	1前		2		
			発達支援看護学特論Ⅱ	1後		2		
			発達支援看護学特論演習	1後～2前		2		
		生活支援看護学領域	生活支援看護学特論Ⅰ	1前		2		○
			生活支援看護学特論Ⅱ	1後		2		
			生活支援看護学特論演習	1後～2前		2		
地域・精神保健看護学領域	地域・精神保健看護学特論Ⅰ	1前		2	○			
	地域・精神保健看護学特論Ⅱ	1後		2	○			
	地域・精神保健看護学特論演習	1後～2前		2	○			
特別研究	特別研究	2通	8		●	必修8単位		
学位又は称号	修士(看護学)							

※●印は必修科目、○印は選択科目を示す。

研究指導の方法とスケジュール(2年で修了する場合)

時 期	学 生	指 導 教 員	研究科委員会・学位論文審査委員会		
	3月	・指導教員入学前に決定			
1 年 次	前期	4月	・ガイダンスの実施	・学生の研究分野・領域を確認し、指導教員を決定し、学生に通知	
		5月			
		6月			
		7月			
		8月			
		9月			
		後期	10月	・研究題目の決定、研究計画書の作成開始	・ガイダンスの実施 ・研究題目に関する分野の研究方法等の指導
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月		・研究計画書の提出、倫理審査申請	・研究の背景、研究目的、倫理的配慮等について指導	・倫理審査の実施
	2 年 次	前期	4月	・研究計画書に基づき研究開始	・ガイダンスの実施 ・論文の開始から論文作成まで、データ収集、分析方法等について継続して指導
5月					
6月					
7月			・中間発表	・発表内容に係る問題点等を指摘し、課題解決方法等について指導	・公開の中間発表会の開催
8月					
9月					
後期		10月	・中間発表までの研究成果に基づき論文の作成開始(中間発表での質疑指導等を踏まえ、論文をまとめる)	・ガイダンスの実施 ・論文の全体構成、資料・データ分析、整理法など論文作成まで指導	
		11月			
		12月			
		1月	・論文及び学位論文審査願の提出(下旬)		・論文及び学位論文審査願の受理 ・受理した論文の審査を研究科委員会に付託し、学位論文審査委員会の設置 ・審査委員会は、論文の審査及び最終試験の実施 ・審査した論文の内容について、問題点に対して指導を行う(審査委員会)
		2月	・最終試験での指摘事項を修正し、論文を最終提出する。		・論文の審査及び最終試験の結果を研究科長に報告する(審査委員会) ・審査委員会の報告を研究科委員会に諮り、修士課程修了の最終審議
		3月	・公開発表会 ・修士課程の修了及び学位授与		・公開発表会の開催 ・学長は研究科委員会の判定結果に基づき、当該学生の修士課程の修了を認定し、学位を授与する。

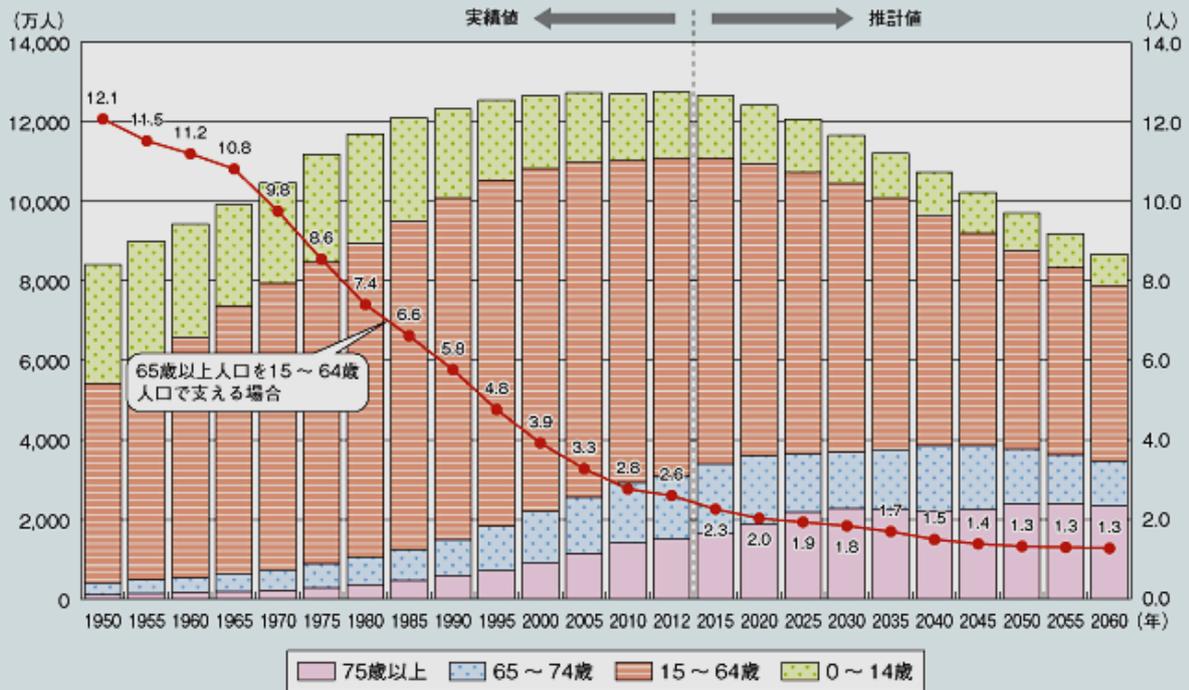
研究指導の方法とスケジュール(長期履修生3年で修了する場合)

時 期	学 生	指 導 教 員	研究科委員会・学位論文審査委員会		
	3月	・指導教員入学前に決定			
1 年 次	前期	4月	・ガイダンスの実施	・学生の研究分野・領域を確認し、指導教員を決定し、学生に通知	
		5月			
		6月			
		7月	1年目は、講義科目を履修		
		8月			
		9月			
	後期	10月	・ガイダンスの実施		
		11月			
		12月			
		1月			
		2月			
		3月			
2 年 次	前期	4月	・ガイダンスの実施	・学生の研究分野・領域を再確認	
		5月			
		6月			
		7月			
		8月			
	後期	9月			
		10月	・研究題目の決定、研究計画書の作成開始	・ガイダンスの実施 ・研究題目に関する分野の研究方法等の指導	
		11月			
		12月			
		1月			
2月					
3月	・研究計画書の提出、倫理審査申請	・研究の背景、研究目的、倫理的配慮等について指導	・倫理審査の実施		
3 年 次	前期	4月	・ガイダンスの実施 ・論文の開始から論文作成まで、データ収集、分析方法等について継続して指導		
		5月			
		6月			
		7月	・中間発表	・発表内容に係る問題点等を指摘し、課題解決方法等について指導	・公開の中間発表会の開催
		8月			
		9月			
	後期	10月	・中間発表までの研究成果に基づき論文の作成開始(中間発表での質疑指導等を踏まえ、論文をまとめる)	・ガイダンスの実施 ・論文の全体構成、資料・データ分析、整理法など論文作成まで指導	
		11月			
		12月			
		1月	・論文及び学位論文審査願の提出(下旬)		・論文及び学位論文審査願の受理 ・受理した論文の審査を研究科委員会に付託し、学位論文審査委員会の設置 ・論文の審査及び最終試験の実施(審査委員会) ・審査した論文の内容について、問題点に対して指導を行う(審査委員会)
		2月	・最終試験での指摘事項を修正し、論文を最終提出する。		・論文の審査及び最終試験の結果を研究科長に報告する(審査委員会) ・審査委員会の報告を研究科委員会に諮り、修士課程修了の最終審議
		3月	・公開発表会 ・修士課程の修了及び学位授与		・公開発表会の開催 ・学長は研究科委員会の判定結果に基づき、当該学生の修士課程の修了を認定し、学位を授与する。

設置の趣旨等を記載した書類 資料目次

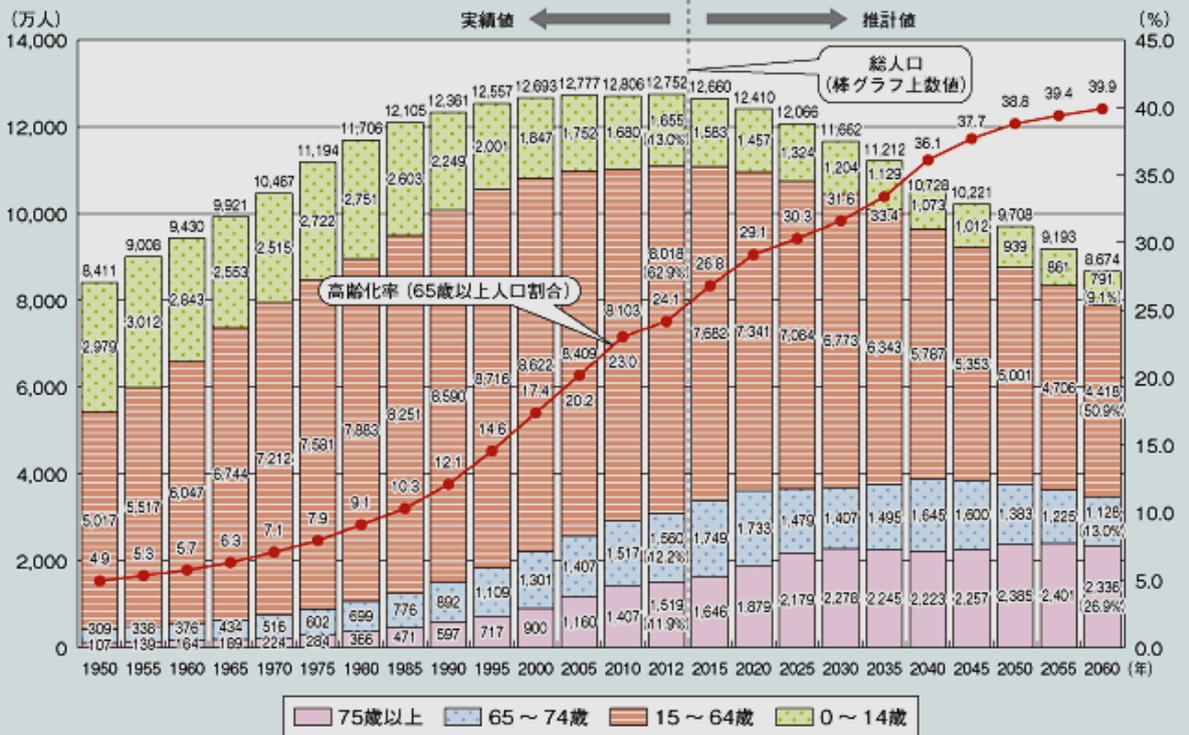
- 資料 1 高齢世代人口の比率及び高齢化の推移と将来推計
- 資料 2 聖泉大学大学院看護学研究科の設置に関する要望書
- 資料 3 授業時間割表
- 資料 4 聖泉大学大学院長期履修学生規程（案）
- 資料 5 履修モデル（例 1～5）
- 資料 6 研究指導の方法とスケジュール
- 資料 7 聖泉大学研究倫理委員会規程（案）及び
聖泉大学研究倫理委員会に基づく倫理委員会内規
- 資料 8 聖泉大学学位規程（案）
- 資料 9 大学院研究室平面図
- 資料 1 0 聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程
- 資料 1 1 学校法人聖泉学園職員定年規程
- 資料 1 2 学校法人聖泉学園特別任用教育職員規程

図1-1-3 高齢世代人口の比率



資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2012年は総務省「人口推計」（平成24年10月1日現在）、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計



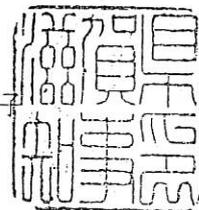
資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2012年は総務省「人口推計」（平成24年10月1日現在）、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1950年～2010年の総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

滋 医 薬 第 3 1 9 号

平成 26 年(2014 年)3 月 31 日

学校法人 聖泉大学
理事長 清水 傳雄 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子



聖泉大学大学院看護学研究科の設置に関する要望について

日頃は本県の保健医療・教育行政の推進につきまして、ご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、高齢化の進展、疾病構造の変化、他府県より高い年少人口の割合、生活習慣への関心の高まり、医療福祉従事者の不足など医療福祉を取り巻く環境が大きく変化する時代において、『県民の健康的な生活を支える「医療福祉」の推進』を基本理念とする保健医療計画を推進しているところであります。

この計画のなかで本県が目指している安全・安心な地域医療福祉の体制を確保するためには、保健・医療・福祉の重要な役割を担う、高度に成熟した知識と技術を持った資質の高い医療福祉を支える人材の確保、とりわけ看護の現場で指導的立場に立てる人材の養成が極めて重要な課題となっております。

こうした状況のなか、学校法人聖泉学園・聖泉大学におかれましては、地域や時代の養成に應えるべく、平成 23 年 4 月に看護学部看護学科を開設され、いよいよ平成 26 年度末には、地域から待望されている看護師が輩出されることとなります。さらにはこの度、「聖泉大学大学院看護学研究科看護学専攻」の設置に向けて準備作業が進められているとお聞きしております。

この大学院看護学研究科で、地域の臨床現場と有機的な連携のもとに実践的な研究を行うことによって、看護における専門性の高い「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを養成されることにより、今後の保健医療を担うだけでなく、本県の地域医療の向上に寄与していただけるものとして期待するとともに、聖泉大学に大学院看護学研究科が早期に設置されますことを強く要望いたします。

滋看協第 76 号

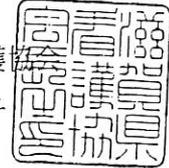
平成 26 年 5 月 1 日

学校法人 聖泉学園

理事長 清水 傳雄 殿

公益社団法人 滋賀県看護協

会長 石橋 美年子



聖泉大学大学院看護学研究科の設置に関する要望書について

看護協会事業の推進につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私ども滋賀県看護協会は、県民の健康で幸せな生活の実現に貢献するため、「人々のニーズに応える活動の展開を図る」「働き続けられる環境づくりの推進」、「看護の質の向上を図る」をスローガンに、高齢化の進展、疾病構造の変化、他府県より高い年少人口の割合、生活習慣への関心の高まり、医療福祉従事者の不足など医療福祉を取り巻く急速な変化に対応するよう努めているところであります。

特に、看護職に求められる役割やスキルは多様化しており、県民の方々が満足できる質の高いサービスの提供が求められる課題に対して、看護研修センターで実施する研修のみならず様々な事業を実施するなど、積極的に取り組んでいるところです。

こうした状況のなか、学校法人聖泉学園・聖泉大学におかれましては、地域や時代の要請に応えるべく、平成 23 年 4 月に看護学部看護学科を開設され、いよいよ平成 26 年度末には、看護師を輩出されます。さらにこの度、地域の臨床現場と有機的な連携のもとに実践的な研究を行うことによって、看護における専門性の高い「実践力」「マネジメント力」

「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを養成を目指した、「大学院看護学研究科看護学専攻」の設置（平成 27 年度開設予定）に向けての準備作業が進められているとお聞きしております。このことについては、21 世紀の保健医療を担う質の高い看護師等の養成・確保につながるものとしてご期待を申し上げ、聖泉大学大学院看護学研究科が早期に設置されますことを強く要望いたします。

授業時間割表(昼夜開講により2年で学修する時間割)

期	時 限	月	火	水	木	金	土		
1 年 次	前 期	1時限 (9:00～10:30)							
		2時限 (10:40～12:10)							
		3時限 (13:00～14:30)					コンサルテーション論		
		4時限 (14:40～16:10)					看護倫理(集中)		
		5時限 (16:20～17:50)					看護倫理(集中)		
	夜 間	6時限 (18:00～19:30)		看護理論	原書講読Ⅰ	地域・精神保健 看護学特論Ⅰ	看護教育学特論Ⅰ		
		7時限 (19:40～21:10)	生活支援看護学 特論Ⅰ	リーダーシップ論	研究方法論Ⅰ	看護ケア開発 特論Ⅰ	発達支援看護学 特論Ⅰ		
	後 期	1時限 (9:00～10:30)							
		2時限 (10:40～12:10)							
		3時限 (13:00～14:30)						家族看護学	
		4時限 (14:40～16:10)							
		5時限 (16:20～17:50)							
		夜 間	6時限 (18:00～19:30)	発達心理学	研究方法論Ⅱ	原書講読Ⅱ	各領域 特論演習		
			7時限 (19:40～21:10)		機能形態学	各領域 特論Ⅱ	各領域 特論演習		
2 年 次	前 期	1時限 (9:00～10:30)							
		2時限 (10:40～12:10)							
		3時限 (13:00～14:30)						看護管理	
		4時限 (14:40～16:10)							
		5時限 (16:20～17:50)							
	夜 間	6時限 (18:00～19:30)	国際看護学	看護政策論	人類科学	各領域 特論演習	特別研究		
		7時限 (19:40～21:10)			災害看護学	各領域 特論演習	特別研究		
	後 期	1時限 (9:00～10:30)							
		2時限 (10:40～12:10)							
		3時限 (13:00～14:30)							
		4時限 (14:40～16:10)							
		5時限 (16:20～17:50)							
		夜 間	6時限 (18:00～19:30)					特別研究	
			7時限 (19:40～21:10)					特別研究	

注) は、必修科目 は、選択必修科目 は、選択科目

授業時間割表(昼夜開講により長期履修生3年で学修する時間割)

3年コース

看護学研究科看護学専攻

期	時 限	月	火	水	木	金	土		
1 年 次	前 期	1時限 (9:00～10:30)							
		2時限 (10:40～12:10)							
		3時限 (13:00～14:30)							
		4時限 (14:40～16:10)							
		5時限 (16:20～17:50)							
	夜 間	6時限 (18:00～19:30)		看護理論		地域・精神保健 看護学特論 I	看護教育学特論 I		
		7時限 (19:40～21:10)	生活支援看護学 特論 I	リーダーシップ論		看護ケア開発 特論 I	発達支援看護学 特論 I		
	後 期	昼 間	1時限 (9:00～10:30)						
			2時限 (10:40～12:10)						
			3時限 (13:00～14:30)					家族看護学	
			4時限 (14:40～16:10)						
			5時限 (16:20～17:50)						
		夜 間	6時限 (18:00～19:30)	発達心理学		研究方法論 I			
			7時限 (19:40～21:10)		機能形態学	原書講読 I			
2 年 次	前 期	1時限 (9:00～10:30)							
		2時限 (10:40～12:10)							
		3時限 (13:00～14:30)					看護管理		
		4時限 (14:40～16:10)					コンサルテーション論		
		5時限 (16:20～17:50)					看護倫理(集中)		
		夜 間	6時限 (18:00～19:30)			人類科学	各領域 特論 II		看護倫理(集中)
	7時限 (19:40～21:10)		研究方法論 II	原書講読 II	災害看護学	各領域 特論 II			
	後 期	昼 間	1時限 (9:00～10:30)						
			2時限 (10:40～12:10)						
			3時限 (13:00～14:30)						
			4時限 (14:40～16:10)						
			5時限 (16:20～17:50)						
		夜 間	6時限 (18:00～19:30)	国際看護学			各領域特論 演習		
			7時限 (19:40～21:10)	看護政策論			各領域 特論演習		

	期	時 限	月	火	水	木	金	土	
3 年 次	前 期	1時限 (9:00～10:30)							
		2時限 (10:40～12:10)							
		3時限 (13:00～14:30)							
		4時限 (14:40～16:10)						特別研究	
		5時限 (16:20～17:50)						特別研究	
		6時限 (18:00～19:30)			各領域 演習	各領域 演習		特別研究	
		7時限 (19:40～21:10)			各領域 演習	各領域 演習			
	後 期	1時限 (9:00～10:30)							
		2時限 (10:40～12:10)						特別研究	
		3時限 (13:00～14:30)						特別研究	
		4時限 (14:40～16:10)						特別研究	
		5時限 (16:20～17:50)							
		6時限 (18:00～19:30)							
		7時限 (19:40～21:10)							

聖泉大学 大学院長期履修学生規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、聖泉大学大学院学則（以下「学則」という。）第8条の規定に基づき、聖泉大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）の長期履修学生に関し必要な事項を定める。

（資格）

第2条 長期履修学生として申請できる者は、本学が行う入学試験に合格した者（以下「入学予定者」という。）又は本大研究科の学生（以下、「在學生」という。）で職業を有している等の事情にある者とする。

（申請手続）

第3条 長期履修学生となることを希望する者は、入学生においては、入学年の3月10日までに、在學生においては、長期履修開始年度の前年度の2月末日までに、次の書類を添えて、当該研究科長に願出しなければならない。

- （1）長期履修学生申請書（様式第1号）
- （2）在職証明書（職業を有する者に限る。）
- （3）その他必要と認められる書類

（許可）

第4条 前条の申請については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

（履修計画）

第5条 長期履修学生の授業科目の履修については、指導教員から十分な指導を受け、計画的に柔軟な履修計画をたてるものとする。

（長期履修期間及び在学年限）

第6条 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とし、入学時から長期履修学生として認められた者は、3年までとする。

（長期履修期間の変更）

第7条 長期履修学生が、許可された長期履修期間の延長又は短縮を希望する場合は、許可を受けようとする学年開始の1ヶ月前までに、長期履修期間変更申請書（様式第2号）に必要書類を添えて、当該研究科長に願出しなければならない。

- 2 前項によって履修期間を変更しようとする学生は、入学後1年以内の学生とし、変更は1回限りとする。
- 3 第1項に定める変更については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(授業料)

第8条 長期履修学生の授業料は、学則第37条に定める授業料等の総額を、長期履修学生として認められた修業年限で分割して納入することができる。

2 分割して納入する額は、別に定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、本研究科において定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会及び教育研究評議会の議を経て、学長がおこなう。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

長期履修学生申請書

申請年月日 年 月 日

研究科長 殿

下記のとおり、聖泉大学大学院 長期履修学生規程第 3 条に基づき、長期履修学生制度の適用を申請いたします。

学籍番号		氏 名	
入学年度	年度		
適用開始日	年 月 日	修了予定日	年 月 日
申請理由：			
履修計画：			

研究科長	教務課	担当者

長期履修学生変更申請書

申請年月日 年 月 日

研究科長 殿

下記のとおり、聖泉大学 大学院長期履修学生規程第 6 条に基づき、長期履修学生制度の適用の変更を申請いたします。

学籍番号		氏 名		
入学年度	年度			
変更前	適用開始日	年 月 日	修了予定日	年 月 日
変更後	適用開始日	年 月 日	修了予定日	年 月 日
変更理由：				
履修計画：				

研究科長	教務課	担当者

履修モデル 例1

看護基礎分野の「看護ケア開発領域」を主たる研究領域とした学生の場合

科 区	目 分	履修科目	配当 年次	単位数		履修モ デル科 目	履修要件		
				必修	選択				
基 盤 科 目	共 通 科 目	人類科学	2前		2	○ ● ● ○ ● ● ○ ○ ●	必修10単位 選択5単位以上		
		機能形態学	1後		2				
		発達心理学	1後		2				
		コンサルテーション論	1前		2				
		看護管理	2前		2				
		看護政策論	2前		2				
		研究方法論Ⅰ	1前	2					
		研究方法論Ⅱ	1後	2					
		災害看護学	2前		2				
		看護倫理	1前	2					
		看護理論	1前	2					
		家族看護学	1後		2				
		国際看護学	2前		2				
		原書講読Ⅰ	1前	1					
		原書講読Ⅱ	1後		1				
リーダーシップ論	1前	1							
専 門 科 目	看 護 基 礎 分 野	看 護 ケ ア 開 発 領 域	看護ケア開発特論Ⅰ	1前		2	○	選択必修6単位 選択2単位 ※他領域の特論 は「2前」でも可	
			看護ケア開発特論Ⅱ	1後		2	○		
			看護ケア開発特論演習	1後～2前		2	○		
	看 護 実 践 分 野	看 護 教 育 学 領 域	看 護 教 育 学 領 域	看護教育学特論Ⅰ	1前		2		
				看護教育学特論Ⅱ	1後		2		
				看護教育学特論演習	1後～2前		2		
		発 達 支 援 看 護 学 領 域	発 達 支 援 看 護 学 領 域	発達支援看護学特論Ⅰ	1前		2		
				発達支援看護学特論Ⅱ	1後		2		
				発達支援看護学特論演習	1後～2前		2		
	地 域 ・ 精 神 保 健 看 護 学 領 域	地 域 ・ 精 神 保 健 看 護 学 領 域	地 域 ・ 精 神 保 健 看 護 学 領 域	生活支援看護学特論Ⅰ	1前		2		○
				生活支援看護学特論Ⅱ	1後		2		
				生活支援看護学特論演習	1後～2前		2		
	地 域 ・ 精 神 保 健 看 護 学 領 域	地 域 ・ 精 神 保 健 看 護 学 領 域	地 域 ・ 精 神 保 健 看 護 学 領 域	地域・精神保健看護学特論Ⅰ	1前		2		
				地域・精神保健看護学特論Ⅱ	1後		2		
				地域・精神保健看護学特論演習	1後～2前		2		
特別研究		特別研究	2通	8		●	必修8単位		
学位又は称号		修士(看護学)							

※●印は必修科目、○印は選択科目を示す。

履修モデル 例2

看護基礎分野の「看護教育領域」を主たる研究領域とした学生の場合

科 区 目 分	履修科目	配当 年次	単位数		履修モ デル科 目	履修要件	
			必修	選択			
基 盤 科 目	共通科目	人類科学	2前		2	○	必修10単位 選択5単位以上
		機能形態学	1後		2		
		発達心理学	1後		2		
		コンサルテーション論	1前		2	○	
		看護管理	2前		2	○	
		看護政策論	2前		2		
		研究方法論Ⅰ	1前	2		●	
		研究方法論Ⅱ	1後	2		●	
		災害看護学	2前		2		
		看護倫理	1前	2		●	
		看護理論	1前	2		●	
		家族看護学	1後		2		
		国際看護学	2前		2	○	
		原書講読Ⅰ	1前	1		●	
		原書講読Ⅱ	1後		1	○	
リーダーシップ論	1前	1		●			
専 門 科 目	看護基礎分野 看護ケア開発領域	看護ケア開発特論Ⅰ	1前		2	○	選択必修6単位 選択2単位 ※他領域の特論 は「2前」でも可
		看護ケア開発特論Ⅱ	1後		2		
		看護ケア開発特論演習	1後～2前		2		
	看護基礎分野 看護教育学領域	看護教育学特論Ⅰ	1前		2	○	
		看護教育学特論Ⅱ	1後		2	○	
		看護教育学特論演習	1後～2前		2	○	
	看護実践分野 発達支援看護学領域	発達支援看護学特論Ⅰ	1前		2		
		発達支援看護学特論Ⅱ	1後		2		
		発達支援看護学特論演習	1後～2前		2		
	看護実践分野 生活支援看護学領域	生活支援看護学特論Ⅰ	1前		2		
		生活支援看護学特論Ⅱ	1後		2		
		生活支援看護学特論演習	1後～2前		2		
	看護実践分野 地域・精神保健看護学領域	地域・精神保健看護学特論Ⅰ	1前		2		
		地域・精神保健看護学特論Ⅱ	1後		2		
		地域・精神保健看護学特論演習	1後～2前		2		
特別研究	特別研究	2通	8		●	必修8単位	
学位又は称号	修士(看護学)						

※●印は必修科目、○印は選択科目を示す。

履修モデル 例3

看護実践分野の「発達支援看護学領域」を主たる研究領域とした学生の場合

科 区	目 分	履修科目	配当 年次	単位数		履修モ デル科 目	履修要件	
				必修	選択			
基 盤 科 目	共 通 科 目	人類科学	2前		2		必修10単位 選択5単位以上	
		機能形態学	1後		2			
		発達心理学	1後		2	○		
		コンサルテーション論	1前		2			
		看護管理	2前		2			
		看護政策論	2前		2			
		研究方法論Ⅰ	1前	2		●		
		研究方法論Ⅱ	1後	2		●		
		災害看護学	2前		2			
		看護倫理	1前	2		●		
		看護理論	1前	2		●		
		家族看護学	1後		2	○		
		国際看護学	2前		2			
		原書講読Ⅰ	1前	1		●		
		原書講読Ⅱ	1後		1	○		
リーダーシップ論	1前	1		●				
専 門 科 目	看 護 基 礎 分 野	看 護 ケ ア 開 発 領 域	看護ケア開発特論Ⅰ	1前		2		選択必修6単位 選択2単位 ※他領域の特論 は「2前」でも可
			看護ケア開発特論Ⅱ	1後		2		
			看護ケア開発特論演習	1後～2前		2		
	看 護 実 践 分 野	看 護 教 育 学 領 域	看護教育学特論Ⅰ	1前		2		
			看護教育学特論Ⅱ	1後		2		
			看護教育学特論演習	1後～2前		2		
	看 護 実 践 分 野	発 達 支 援 看 護 学 領 域	発達支援看護学特論Ⅰ	1前		2	○	
			発達支援看護学特論Ⅱ	1後		2	○	
			発達支援看護学特論演習	1後～2前		2	○	
		生 活 支 援 看 護 学 領 域	生活支援看護学特論Ⅰ	1前		2		
			生活支援看護学特論Ⅱ	1後		2		
			生活支援看護学特論演習	1後～2前		2		
	地 域 ・ 精 神 保 健 看 護 学 領 域	地域・精神保健看護学特論Ⅰ	1前		2	○		
		地域・精神保健看護学特論Ⅱ	1後		2			
		地域・精神保健看護学特論演習	1後～2前		2			
特別研究		特別研究	2通	8		●	必修8単位	
学位又は称号		修士(看護学)						

※●印は必修科目、○印は選択科目を示す。

履修モデル 例4

看護実践分野の「生活支援看護学領域」を主たる研究領域とした学生の場合

科 区 目 分	履修科目	配当 年次	単位数		履修モ デル科 目	履修要件		
			必修	選択				
基 盤 科 目	共通科目	人類科学	2前		2	○	必修10単位 選択5単位以上	
		機能形態学	1後		2	○		
		発達心理学	1後		2			
		コンサルテーション論	1前		2	○		
		看護管理	2前		2			
		看護政策論	2前		2			
		研究方法論Ⅰ	1前	2		●		
		研究方法論Ⅱ	1後	2		●		
		災害看護学	2前		2			
		看護倫理	1前	2		●		
		看護理論	1前	2		●		
		家族看護学	1後		2	○		
		国際看護学	2前		2			
		原書講読Ⅰ	1前	1		●		
		原書講読Ⅱ	1後		1	○		
リーダーシップ論	1前	1		●				
専 門 科 目	看護基礎分野	看護ケア開発領域	看護ケア開発特論Ⅰ	1前		2	選択必修6単位 選択2単位 ※他領域の特論 は「2前」でも可	
			看護ケア開発特論Ⅱ	1後		2		
			看護ケア開発特論演習	1後～2前		2		
	看護実践分野	看護教育学領域	看護教育学特論Ⅰ	1前		2		
			看護教育学特論Ⅱ	1後		2		
			看護教育学特論演習	1後～2前		2		
	看護実践分野	発達支援看護学領域	発達支援看護学特論Ⅰ	1前		2		
			発達支援看護学特論Ⅱ	1後		2		
			発達支援看護学特論演習	1後～2前		2		
		生活支援看護学領域	生活支援看護学特論Ⅰ	1前		2		○
			生活支援看護学特論Ⅱ	1後		2		○
			生活支援看護学特論演習	1後～2前		2		○
	地域・精神保健看護学領域	地域・精神保健看護学特論Ⅰ	1前		2	○		
		地域・精神保健看護学特論Ⅱ	1後		2			
		地域・精神保健看護学特論演習	1後～2前		2			
特別研究	特別研究	2通	8		●	必修8単位		
学位又は称号	修士(看護学)							

※●印は必修科目、○印は選択科目を示す。

履修モデル 例5

看護実践分野の「地域・精神保健看護学領域」を主たる研究領域とした学生の場合

科 区 目 分	履修科目	配当 年次	単位数		履修モ デル科 目	履修要件		
			必修	選択				
基盤科目	共通科目	人類科学	2前		2		必修10単位 選択5単位以上	
		機能形態学	1後		2			
		発達心理学	1後		2			
		コンサルテーション論	1前		2	○		
		看護管理	2前		2			
		看護政策論	2前		2	○		
		研究方法論Ⅰ	1前	2		●		
		研究方法論Ⅱ	1後	2		●		
		災害看護学	2前		2	○		
		看護倫理	1前	2		●		
		看護理論	1前	2		●		
		家族看護学	1後		2			
		国際看護学	2前		2			
		原書講読Ⅰ	1前	1		●		
		原書講読Ⅱ	1後		1	○		
リーダーシップ論	1前	1		●				
専門科目	看護基礎分野	看護ケア開発領域	看護ケア開発特論Ⅰ	1前		2	選択必修6単位 選択2単位 ※他領域の特論は「2前」でも可	
			看護ケア開発特論Ⅱ	1後		2		
			看護ケア開発特論演習	1後～2前		2		
	看護教育学分野	看護教育学領域	看護教育学特論Ⅰ	1前		2		
			看護教育学特論Ⅱ	1後		2		
			看護教育学特論演習	1後～2前		2		
	看護実践分野	発達支援看護学領域	発達支援看護学特論Ⅰ	1前		2		
			発達支援看護学特論Ⅱ	1後		2		
			発達支援看護学特論演習	1後～2前		2		
		生活支援看護学領域	生活支援看護学特論Ⅰ	1前		2		○
			生活支援看護学特論Ⅱ	1後		2		
			生活支援看護学特論演習	1後～2前		2		
地域・精神保健看護学領域	地域・精神保健看護学特論Ⅰ	1前		2	○			
	地域・精神保健看護学特論Ⅱ	1後		2	○			
	地域・精神保健看護学特論演習	1後～2前		2	○			
特別研究	特別研究	2通	8		●	必修8単位		
学位又は称号	修士(看護学)							

※●印は必修科目、○印は選択科目を示す。

研究指導の方法とスケジュール(2年で修了する場合)

時 期	学 生	指 導 教 員	研究科委員会・学位論文審査委員会		
	3月	・指導教員入学前に決定			
1 年 次	前期	4月	・ガイダンスの実施	・学生の研究分野・領域を確認し、指導教員を決定し、学生に通知	
		5月			
		6月			
		7月			
		8月			
		9月			
		後期	10月	・研究題目の決定、研究計画書の作成開始	・ガイダンスの実施 ・研究題目に関する分野の研究方法等の指導
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月		・研究計画書の提出、倫理審査申請	・研究の背景、研究目的、倫理的配慮等について指導	・倫理審査の実施
	2 年 次	前期	4月	・研究計画書に基づき研究開始	・ガイダンスの実施 ・論文の開始から論文作成まで、データ収集、分析方法等について継続して指導
5月					
6月					
7月			・中間発表	・発表内容に係る問題点等を指摘し、課題解決方法等について指導	・公開の中間発表会の開催
8月					
9月					
後期		10月	・中間発表までの研究成果に基づき論文の作成開始(中間発表での質疑指導等を踏まえ、論文をまとめる)	・ガイダンスの実施 ・論文の全体構成、資料・データ分析、整理法など論文作成まで指導	
		11月			
		12月			
		1月	・論文及び学位論文審査願の提出(下旬)		・論文及び学位論文審査願の受理 ・受理した論文の審査を研究科委員会に付託し、学位論文審査委員会の設置 ・審査委員会は、論文の審査及び最終試験の実施 ・審査した論文の内容について、問題点に対して指導を行う(審査委員会)
		2月	・最終試験での指摘事項を修正し、論文を最終提出する。		・論文の審査及び最終試験の結果を研究科長に報告する(審査委員会) ・審査委員会の報告を研究科委員会に諮り、修士課程修了の最終審議
		3月	・公開発表会 ・修士課程の修了及び学位授与		・公開発表会の開催 ・学長は研究科委員会の判定結果に基づき、当該学生の修士課程の修了を認定し、学位を授与する。

研究指導の方法とスケジュール(長期履修生3年で修了する場合)

時 期		学 生	指 導 教 員	研究科委員会・学位論文審査委員会	
1 年 次	3月	・指導教員入学前に決定			
	前期	4月		・ガイダンスの実施	・学生の研究分野・領域を確認し、指導教員を決定し、学生に通知
		5月			
		6月			
		7月	1年目は、講義科目を履修		
		8月			
		9月			
		10月		・ガイダンスの実施	
	後期	11月			
		12月			
		1月			
		2月			
		3月			
2 年 次		前期	4月	・指導教員及び研究題目の再確認	・ガイダンスの実施
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	後期	9月			
		10月	・研究題目の決定、研究計画書の作成開始	・ガイダンスの実施 ・研究題目に関する分野の研究方法等の指導	
		11月			
		12月			
		3月	・研究計画書の提出、倫理審査申請	・研究の背景、研究目的、倫理的配慮等について指導	・倫理審査の実施
3 年 次	前期	4月	・研究計画書に基づき研究開始	・ガイダンスの実施 ・論文の開始から論文作成まで、データ収集、分析方法等について継続して指導	
		5月			
		6月			
		7月	・中間発表	・発表内容に係る問題点等を指摘し、課題解決方法等について指導	・公開の中間発表会の開催
		8月			
		9月			
	後期	10月	・中間発表までの研究成果に基づき論文の作成開始(中間発表での質疑指導等を踏まえ、論文をまとめる)	・ガイダンスの実施 ・論文の全体構成、資料・データ分析、整理法など論文作成まで指導	
		11月			
		12月			
		1月	・論文及び学位論文審査願の提出(下旬)		・論文及び学位論文審査願の受理 ・受理した論文の審査を研究科委員会に付託し、学位論文審査委員会の設置 ・論文の審査及び最終試験の実施(審査委員会) ・審査した論文の内容について、問題点に対して指導を行う(審査委員会)
		2月	・最終試験での指摘事項を修正し、論文を最終提出する。		・論文の審査及び最終試験の結果を研究科長に報告する(審査委員会) ・審査委員会の報告を研究科委員会に諮り、修士課程修了の最終審議
		3月	・公開発表会 ・修士課程の修了及び学位授与		・公開発表会の開催 ・学長は研究科委員会の判定結果に基づき、当該学生の修士課程の修了を認定し、学位を授与する。

聖泉大学研究倫理委員会規程（案）

（目的および設置）

第1条 聖泉大学（以下「本学」という。）学則第39条第2項に基づき、本学の教員（教授、准教授、講師および助教）又は学生（以下「研究者等」という。）が行なう人間を直接対象とした研究のうち倫理上の問題が生じるおそれのある研究および医療行為（以下「研究等」という。）に対して、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理上の指針を与えることを目的とするため、聖泉大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1）人の研究における倫理の在り方に関する基本的事項の調査・検討
- （2）研究者等が行なう研究等の実施計画およびその成果の公表計画の内容についての審査

2 委員会は、前項の審議を行うに当たっては、人の研究等に関する倫理的および社会的観点から審議し、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1）研究等の対象となる個人の人権の擁護
- （2）研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法
- （3）研究等によって生ずる個人への影響と学問領域に対する貢献の予測

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）研究倫理委員長
- （2）各学部教員から1名
- （3）研究科委員会から1名
- （4）人権又は医療に識見を有する学識経験者 2名

2 前項第3号に掲げる委員のうち、1名は、本学の職員以外の者とする。

3 委員会は、男女両性で構成されるものとする。

4 第1項第2号から3号の委員は、委員長の指名を経て、学長が委嘱する。

（任期）

第4条 前条第1項第2号から3号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、学長が任命する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（議事）

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第3条第1項第3号の委員のうち、本学の職員以外の者1名が出席しなければ、議事を開くことができない。

(審査の判定等)

第7条 第2条第1項第2号の審査の判定は、原則として出席委員全員の合意によるものとする。

2 前項による審査の判定は、次の各号に掲げる表示により行なうものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

3 審査の経過および判定は、記録として保存する。

4 前項の記録は、委員会が必要であると認めるときは、公表することができる。

5 遺伝子の取扱いに関する研究等については別に定めるところによる。

(専門委員)

第8条 委員会に、専門の事項を調査・検討するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する学識経験者のうちから、委員会の議を経て、学長が委嘱する。

3 専門委員は、委員会に出席し調査検討事項の報告を行い、審議に加わることができる。ただし、専門委員は当該専門の事項に関する審議が終了したときは、その職が解かれるものと審査の判定には加わることができない。

(申請手続)

第9条 研究の実施を計画しようとする者は実施計画審査申請書(様式第1号)又は研究計画変更申請書(様式第1の2号)に必要事項を記入の上、学長へ提出しなければならない。

(申請者の出席)

第10条 前条の規定により申請した研究者等(以下「申請者」という。)は、委員会に出席し、又は委員会の求めに応じ、研究等の実施計画または公表計画の内容等の説明および意見を述べることができる。

(判定の通知)

第11条 学長は、第7条2項による判定を審査結果通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

(再審査)

第12条 申請者は、審査の結果に異議あるときは、再審査申請書(様式第3号)により再審査を求めることができる。

2 再審査の結果通知については、前条の規定を準用する。この場合において、「審査結果通知書」とあるのは「再審査結果通知書」と読み替えるものとする。

(事務)

第13条 委員会の事務は、事務部長が指名する所轄部部署において行なう。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が行なう。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年11月6日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式第 1 号

※受付番号	
※受付年月日	

実施計画審査申請書

平成 年 月 日

聖泉大学長 殿

研究代表者（申請者）

所 属

職 名

氏 名

印

1. 研究課題名 副題も含む	
2. 研究代表者	所属 職名 氏名
3. 研究予定期間	研究開始予定 年 月 日 研究終了予定 年 月 日
4. 分担研究者 所属等	所属等 職名等 氏 名
5. 研究計画 (1) 研究の概要 (2) 研究の意義目的 (3) 研究における倫理的、社会的及び科学的配慮 ①研究の対象となる個人の人権の擁護 ②研究の対象となる個人に理解を求め、同意を得る方法	

③研究によって生じ得る個人への影響、危険性の予測及び安全性への確保

④研究の教育、学術、社会への貢献度

⑤その他

(4) 研究の対象者

①選定方針

②参加条件

(5) 研究の方法

①実施場所

②測定項目

(6) 研究に関する内外の情勢及び研究者の準備状況

(7) 予測される結果・危険等

(8) インフォームド・コンセントのための手続

(9) 個人情報保護の方法

(10). その他

(1) 研究にかかる資金源

(2) 研究に伴う補償の有無・内容

6. 公表予定の方法、時期、場所など

注1) 補足すべき資料等を必要に応じて添付して下さい。添付資料 協力願い、同意書、アンケート調査票等

注2) 外国での研究・調査では協力願い、同意書は、外国語と和文を添付すること。

注3) ※印は、空欄のまま

様式第1の2号

※受付番号	
※受付番号	

研究計画変更申請書

平成 年 月 日

聖泉大学長 殿

研究代表者（申請者）

所 属

職 名

氏 名

印

1. 研究課題名
2. 研究予定期間 研究開始予定 平成 年 月 日 研究終了予定 平成 年 月 日
3. 変更区分 <input type="checkbox"/> 分担者の変更 <input type="checkbox"/> 研究期間 <input type="checkbox"/> 対象施設の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4. 変更理由（具体的に記入し、変更後の審査申請書（別紙様式1）を添付すること。）

注1）本様式は既に承認されている実施計画の軽微な変更の申請についてのみ使用し、大幅な変更等の場合は、実施計画審査申請書を使用して申請を行うこと。

注2）※印は、空欄のまま

様式第2号

※受付番号	
-------	--

審査結果通知書

平成 年 月 日

申請者 殿

聖泉大学長

印

課 題 名 _____

平成 年 月 日付けで申請のあった上記課題に係る研究計画書等について、平成 年 月 日の（研究倫理委員会又は迅速審査）において審査した結果を踏まえ、下記のとおり判定いたしましたので、通知いたします。

記

判 定	(1) 承認 (2) 条件付承認 (3) 変更の勧告 (4) 不承認 (5) 非該当	} 左記の各号に掲げる表示により判定する。
条 件 又 は 理 由		

注) ※印は、空欄のまま

様式第3号

※受付番号	
-------	--

再 審 査 申 請 書

平成 年 月 日

聖泉大学長 殿

研究代表者（申請者）
所 属
職 名
氏 名 印

課 題 名 _____

平成 年 月 日付けの研究倫理委員会の審査結果に（_____）がありますので、下記のとおり、再審査を申請いたします。

記

(_____)
(理由)

注1) 根拠となる資料を添付すること。

注2) (_____) には前回の審査結果通知書の判定結果を書き入れる。

注3) ※印は、空欄のまま

聖泉大学研究倫理委員会規程に基づく倫理委員会内規

(目的)

第1条 この内規は、聖泉大学研究倫理委員会規程（以下、「倫理委員会規程」という。）

第14条の規定に基づき、聖泉大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(迅速審査)

第2条 第7条第2項の規定による審査のうち、委員長が次の各号のいずれかに該当すると判断し、かつ研究代表者が迅速審査を希望する場合は、委員長及び委員の中から委員長が指名した1名以上による審査（以下「迅速審査」という。）を行うことができる。なお、委員長が当該迅速審査の対象となる研究の関係者である場合は、委員長があらかじめ指名された委員が代行する。

(1) 研究の実施計画またはその成果の公表計画（以下「研究計画」という。）の軽微な変更の審査

(2) 研究対象者に対して最小限の危険（日常生活や日常的な医学的検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画の審査

(3) 共同研究であって、既に主たる機関において倫理審査委員会の承認を受けた分担研究計画等の審査

2 委員長は、必要があると認めるときは、研究代表者に迅速審査への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

3 委員長は、迅速審査を行ったときは、その結果を、直近に開催される委員会に報告するものとする。

(記録と保存)

第3条 迅速審査による会議の記録を作成し保存する。

(改廃)

第4条 この内規の改廃は、本委員会において行なう。

附則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

聖泉大学学位規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、聖泉大学（以下「本学」という。）において授与する学位について、聖泉学学則（以下「学則」という。）第26条および聖泉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第31条に基づき、聖泉大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

（学位）

第2条 本学において授与する学位は、次の掲げるとおりとする。

学部等	学科等	学位の種類
人間学部	人間心理学科	学士（人間心理学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）
大学院	看護学研究科	修士（看護学）

（学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

（学位の申請）

第4条 前条第2項の規定による修士の学位を申請しようとする者は、様式1による学位申請書に学位論文その他別途定める必要書類を添えて、別途定める期日までに学長に申請するものとする。

（学位論文の受理および審査の付託）

第5条 学長は、前条の規定により学位論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

（学位論文審査委員会）

第6条 学位論文が審査に付されたときは、研究科委員会は、研究科の教員のうちから選出された委員により組織された学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）に、当該論文の審査を委嘱する。

2 審査委員会は、当該論文ごとに主査1名、副査2名の委員で組織し、氏名を公表する。ただし、主査は学位申請者の研究指導教員以外の研究指導教員から選出するものとし、副査には学位申請者の研究指導教員を含めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科委員会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他大学の大学院又は研究所等の教員等を委員に加えることができる。

(学位論文審査および最終試験)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査および最終試験を行う。

2 最終試験は、口頭又は筆記により行う。

3 学位論文の審査および最終試験は、毎年度2月末までに行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その時期を別に定めることができる。

(審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査および最終試験を終了したときは、審査結果の要旨および最終試験の成績並びに学位授与の可否についての意見を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(議決)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づき学位申請者に対する学位論文の審査と最終試験の合否並びに学位授与の可否について議決を行う。

2 前項の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(審査結果の報告)

第10条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長はその結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は、学位を授与すべきものと決定した者には、様式2により卒業証書・学位記又は学位記を交付して学位を授与する。

2 学長は、修士の学位を授与できないものと決定した者には、その旨を通知するものとする。

(学位の名称)

第12条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは「聖泉大学」と付記する。

(学位の取消)

第13条 本学において学位を授与された者について、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会又は研究科委員会の議を経て学位を取り消し、卒業証書・学位記又は学位記を返納させ、かつ、その旨を公表することができる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学部教授会又は研究科委員会および教育研究評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成15年度入学生から適用する。

様式1（第4条関係）

学位（修士）申請書

年 月 日

聖泉大学長 殿

看護学研究科 看護学専攻 修士課程

学籍番号

氏名

印

聖泉大学学位規程第4条の規定に基づき、下記書類を添えて、修士（看護学）の学位を申請します。

記

1 研究題目

2 提出書類

（1）修士論文についての研究成果 3部（正本1部、副本2部）

（2）修士論文についての研究成果要旨 3部

（3）関係資料 3部

様式2 (第11条第1項関係)

(1) 学士

第 号	聖泉大学長 聖泉大学 学部長	年月日	を授与する ことを認め学士（ ）の学位 を授与する	聖泉 大学	年月日生	卒業証書・学位記
						本学 学部 学科 所定の課程を修め本学を卒業した ことを認め
	印	印				

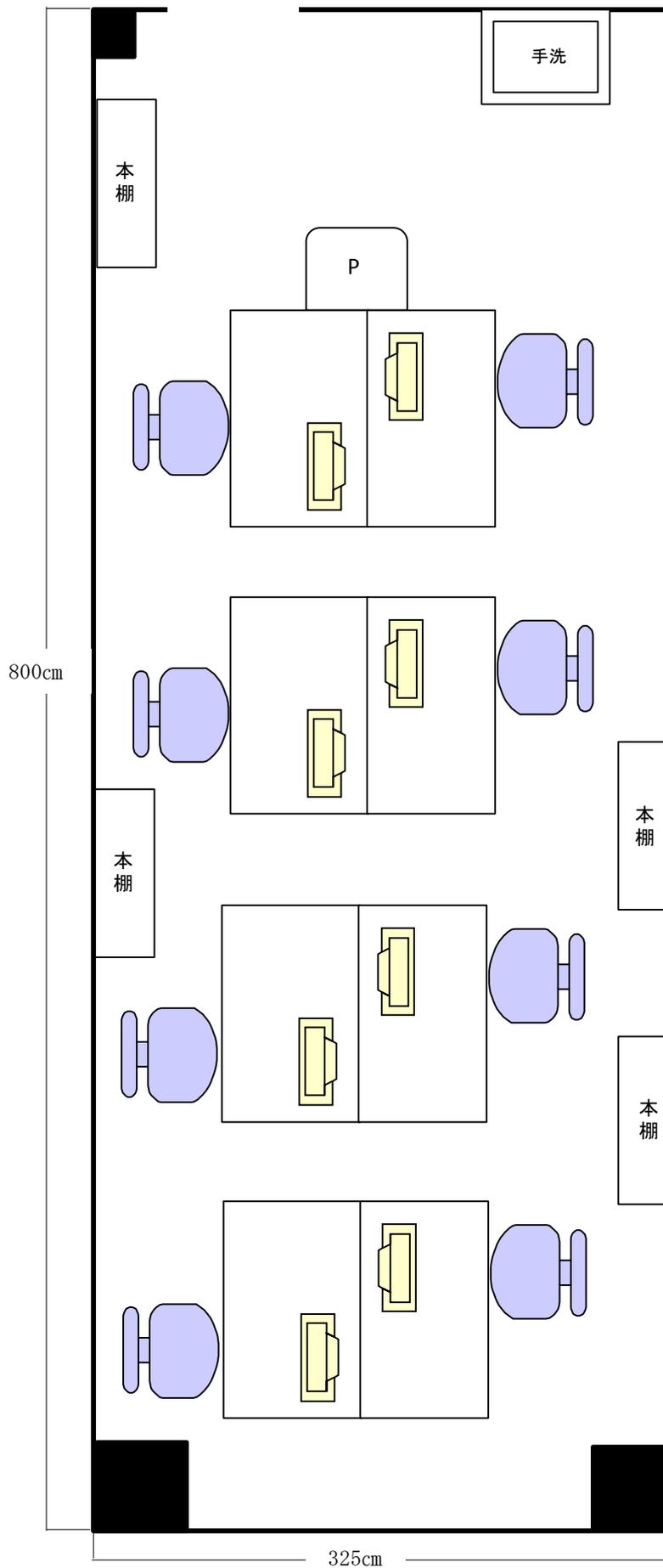
(2) 修士

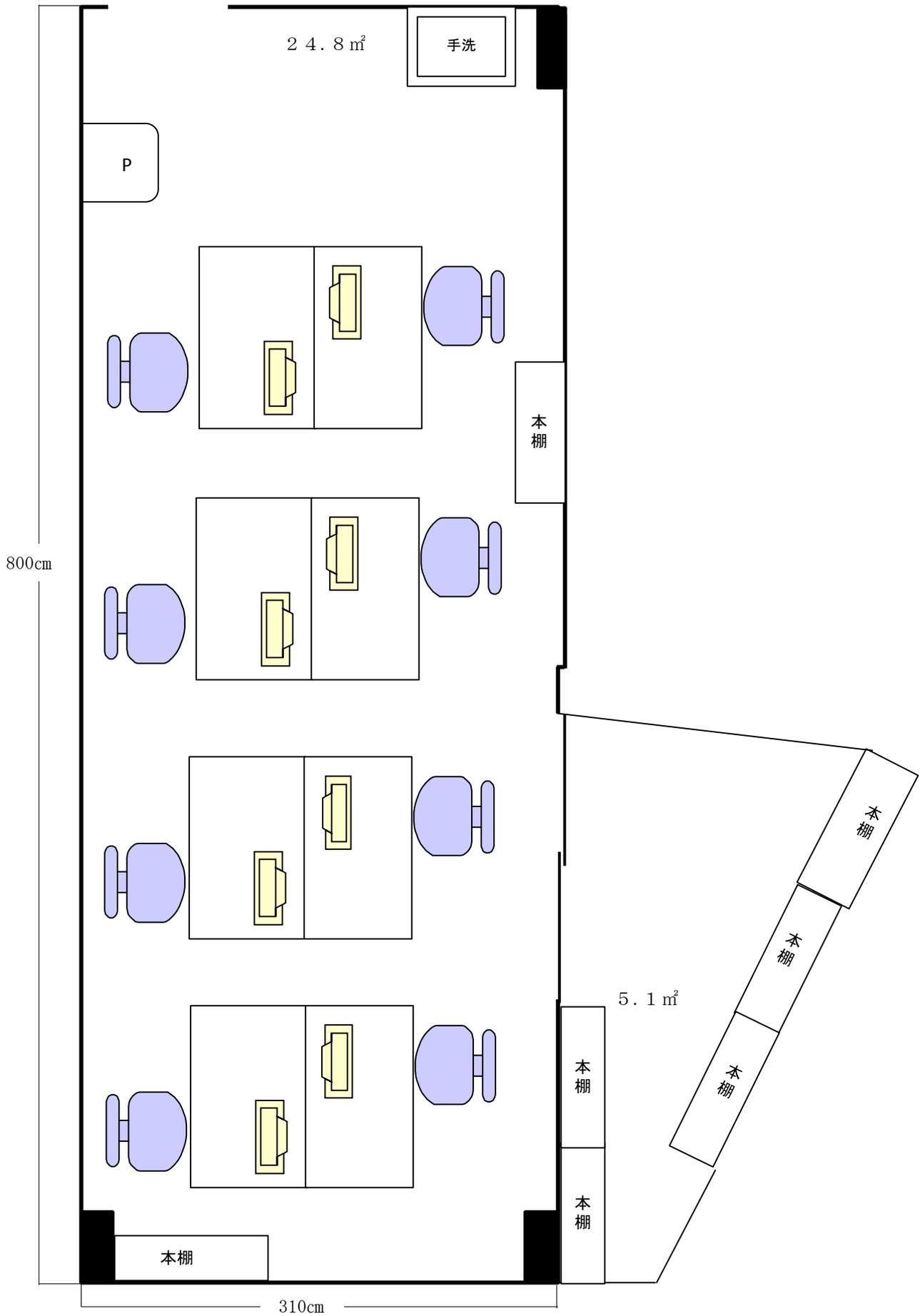
第 号	聖泉大学長	年月日	を授与する 修士課程を修了したので 修士（ ）の学位を授与する	聖泉 大学	年月日生	学位記
						本学大学院 研究科 学専攻の 修士課程を修了したので
	印					

大学院研究室平面図

研究室 1 (8名)

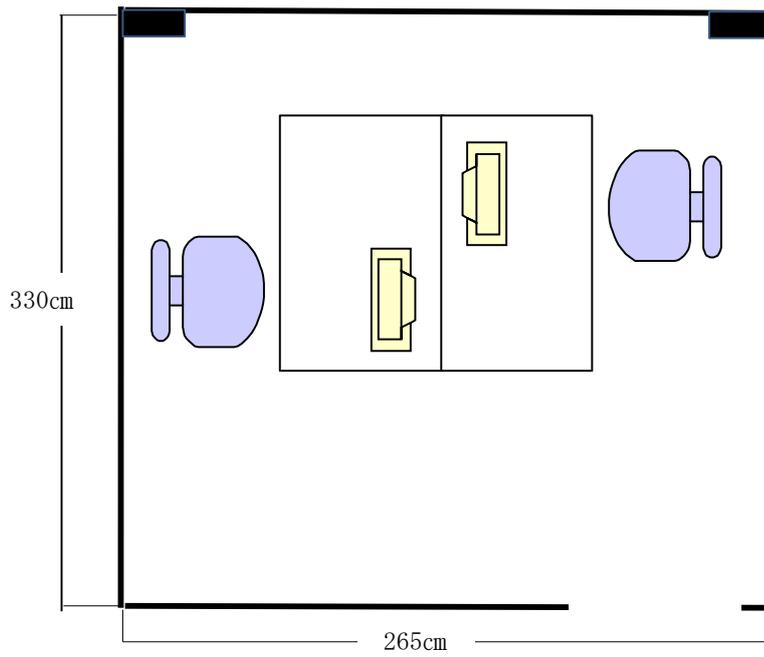
本館2階 26㎡





研究室 3 (長期履修生 研究室兼自習室:2名)

本館2階 8.75m²



聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程

(設置)

第1条 聖泉大学学則第1条の2の規定に基づき、自己点検・認証評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自己点検・評価の基本方針に関する事項
- (2) 自己点検・評価の実施に関する事項
- (3) 自己点検・評価に関する報告書の作成および公表に関する事項
- (4) 学校教育法に定める認証評価に関する事項
- (5) 委員会の設置目的を達成するために必要なその他の事項

(組織)

第3条 委員会の委員は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 入試委員長
- (4) 教務委員長
- (5) 学生委員長
- (6) 各学部教員から2名
- (7) 学長が指名する者 若干名
- (8) 法人事務局長
- (9) 事務部長
- (10) その他学長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(小委員会)

第7条 委員会は必要に応じ、小委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、委員以外の者を小委員会の委員とすることができる。
- 3 小委員会の委員は、学長が任命する。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務部長が指名する所轄部署において行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

学校法人聖泉学園職員定年規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖泉学園就業規則第17条の規定に基づき、職員の定年に関する事項を定めることを目的とする。

(定年の年齢)

第2条 職員の定年は、次のとおりとする。ただし、専任以外の職員は、この限りではない。

(1) 教育職員 満65歳

(2) 事務職員 満60歳

(退職の時期)

第3条 退職の時期は、定年に達した日の属する年度の末日とする。

(定年後の特別任用)

第4条 前条の規定により退職した後、教育・研究もしくは業務上の都合により必要と認められた教育職員については、理事会の議を経て、特別任用教育職員として任用することができる。

2 前条の規定により退職した事務職員については、当該人の申し出により、高年齢者雇用確保措置に従い、特別任用事務職員として任用することができる。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成12年3月31日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年1月29日から施行する。

附則

1 この規程は、平成22年5月20日から施行する。

2 看護学部の開設のために平成21年4月から平成26年3月末までに外部から招聘され採用された専任教育職員にあつては、定年齢を満70歳とする。

3 前項において、看護学部の開設時に既に満70歳に達している専任教育職員及び完成年である平成27年3月末日までに満70歳に達する専任教育職員にあつては、平成28年3月末日をもって定年とする。

学校法人聖泉学園特別任用教育職員規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖泉学園職員定年規程第4条および学校法人聖泉学園職員給与規程第2条および第16条の規程に基づき、特別任用教育職員（以下「特任教員」という。）の雇用、就業および給与等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 特任教員とは、一定の任用期間を定めて雇用される教員で次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本学園の定年規程により本学園を退職した後、理事会において引き続き教育・研究上必要と認められた者
- (2) 本学園の教育研究の分野で必用とする学外の人材で、聖泉大学教育職員人事規程による所定の手続きを経て、理事会において任用が認められた者

(任用)

第3条 特任教員は、学校法人聖泉学園人事規程の資格審査を経て任用される。

- 2 特任教員に、勤務の形態に応じて第1種特任教員と第2種特任教員を置く。
- 3 特任教員の任用職種は、別表1による。

(勤務の形態)

第4条 第1種特任教員の勤務の形態は学校法人聖泉学園就業規則に定める勤務時間および就業時間に準じる。

- 2 第2種特任教員の勤務の形態等は別表1を基準とする。
- 3 第2種特任教員は、原則として部科長、委員長等の役職に就かない。ただし、学長が特に必用を認め、本人の同意を得た場合はその限りではない。
- 4 その他、特任教員の服務について、この規定により難しいものについては、理事長が定める。

(任用期間)

第5条 第2条第1号に該当する特任教員の任用期間は、3年とし、引き続き任用を更新する場合は、1年ごとを原則とする。任用の総期間は最長で5年とし、満70歳に達した学年度末を越えないものとする。

- 2 第2条第2号に該当する特任教員の任用期間は、3年とし、引き続き任用する場合の任用期間は、最初の更新を3年以内、その後の更新は1年ごとを原則とする。ただし、更新時および採用時に満65歳に達している者の任用期間は原則1年ごととする。
- 3 特任教員の任用期間の更新は、理事会の議を経て、理事長が定める。

(給与)

第6条 特任教員の給与については、別表1および聖泉大学特別任用教育職員給与細則を基準とする。ただし、これにより難しいものについては、理事長が定める。

(学長、学部長の勤務、給与)

第7条 学長もしくは学部長が外部から65歳を越えて就任する場合、もしくは学内で特任教員としての任用期間中に学長もしくは学部長に就任する場合には、その任用期

間、勤務の形態および給与等については理事長が定める。

(退職金)

第8条 特任教員には、その任用期間に応じた退職金を支給する。

(有給休暇)

第9条 有給休暇は聖泉学園就業規則及び労働基準法を基準とする。ただし、これにより難しいものについては、理事長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会が行う。

付則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規程は、新たに雇用する特任教員および特任職員に適用する。なお現特任教員および特任職員については、理事長が別に定める。

付則

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

付則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成18年1月29日から施行する。

付則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程は、新たに雇用する特任教員に適用する。なお施行日までに既に在籍する特任教員については、この規程を尊重して理事長が別に定める。

付則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表1

1. 学内で定年を迎え、その後、引き続き雇用する特任教員

任用職種	教授	
勤務形態	第1種	第2種
勤務日数	週5日(研修日含む)	週4日(研修日含む)以内
本給月額	給与規程別表第1、教育職給料表 4級のうち理事長が定める号給 の100分の60	理事長が定める
任用期間	3年(更新は1年ごとで最長5年)	
期末手当	給与規程に準じる	理事長が定める
勤勉手当	同上	同上
個人研究費	理事長が定める	同上

2. 学外から招聘した特任教員

任用職種	教授、准教授	
勤務形態	第1種	第2種
勤務日数	週5日(研修日含む)	週4日(研修日含む)以内
本給月額	給与規程別表第1、教育職給料表の 教授は4級、准教授は3級のうち 理事長が定める号給の100分の70	理事長が定める
任用期間	3年(更新は1～3年ごと)	
期末手当	給与規程に準じる	理事長が定める
勤勉手当	同上	同上
個人研究費	理事長が定める	同上

目 次

1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

(1) 学生の確保の見通し

- 1) 定員充足の見込み…………… 1
- 2) 定員充足の根拠となる調査結果の概要…………… 1
- 3) 学生納付金の設定の考え方…………… 2

(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況…………… 3

(3) 修了後の進路、就職の見通し…………… 3

2. 人材需要の動向等社会の要請

(1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）…………… 4

(2) 上記（1）が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠…………… 4

1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

(1) 学生の確保の見通し

大学院に入学する学生を確保するには、本学と関連する保健・医療・福祉施設のコンセンサスと協力支援の現状を踏まえた検討が必要となる。以下は、学生確保を見通す根拠となる。

1) 定員充足の見込み

平成 25 (2013) 年 6 月及び 9 月に実施した大学院進学ニーズ調査では、看護職からは「是非希望する」26 人、本学看護学部生からは「是非希望する」9 人、看護管理者からは「大学院卒業後に期待する」36 人と高いニーズが得られた。

また、滋賀県内には、2 つの看護系大学院がある。入学定員は、16 人 (滋賀医科大学)、8 人 (滋賀県立大学) で入学定員は合計 24 人である。本研究科開設後は 3 大学院となる。しかし、本研究科では看護教育学や看護ケア開発、地域・精神保健看護学領域等他大学と異なる領域を設定していることや看護実践リーダーの育成を目指していること等から他大学との違いが明らかであり、本研究科に入学を希望する看護職の確保が図れるものと考えている (資料 1 7 近畿圏・近隣県の看護学系大学院設置状況)。

以上、学部からストレートに進学を希望する学生もいるが、実務経験を有する看護職が大勢を占めることが予測され、本研究科の規模と分野、県内の看護系大学院の入学定員の状況から、入学者は、毎年 5~8 人程度は確保できる可能性は高く、本研究科の入学定員を 6 人と設定した。

2) 定員充足の根拠となる調査結果の概要

聖泉大学看護学部設立以降、学長は、県庁や県看護協会、保健・医療・福祉関連施設の管理者や職員に対して大学院修士課程の必要性を発信してきた。

そこで地域における聖泉大学大学院設立へのニーズ調査を実施した。調査の対象は、①滋賀県内の看護職、②本学看護学部学生、③滋賀県内保健、医療、教育施設管理者であり、結果は次のとおりであった。

① 滋賀県内看護職の大学院進学ニーズ

調査は、平成 25 (2013) 年 6 月に滋賀県内の行政機関 42 施設、病院 13 施設、訪問看護ステーション 17 施設、看護教育機関 15 施設に調査票を郵送し、調査承諾が得られた 2,650 人の看護職を対象とした。回収は施設毎に回収箱を設置し留め置き法とした。有効回答数は 2,100 人 (79.2%) であり、高い回収率を得た (資料 1 3 回収状況)。回収率の高さは、県内看護職が大学院設立への関心を示したものとする。

大学院進学を「是非希望する」26 人、「希望する」62 人、「今後検討したい」575 人、「希望しない」1,422 人、「無回答」15 人であった [資料 1 4 ニーズ調査結果 (看護職)]。

特に「是非希望する」または「希望する」とした看護職 88 人の年齢は、26~30 歳 (20.6%)、31~35 歳 (19.8%) と若い世代が多く、経験年数は 5 年以下 (30.5%) と 16 年以上 (27.5%) が

多かった。また、学びたい専攻領域は、「成人看護学」「基礎看護学」「小児看護学」「精神看護学」「老年看護学」「地域看護学」が多かった。これらの科目は本研究科の開講科目と合致しており、定員を満たしやすいと思われる。さらに看護職開設後の入学可能条件は、「奨学金制度(31.3%)」、「夜間開講(25.9%)」、「社会人入試(25.9%)」、「長期履修制度(8.5%)」の順に多く、大半の入学希望者が、経済的安定と看護業務を継続しながら大学院教育を受けたいとする社会人(第14条特例)入学を希望していた。従って、これらの諸条件を満たすために入試科目への配慮、特に授業料の負担軽減を考慮し、さらに夜間開講、長期履修制度を導入した〔資料14 ニーズ調査結果(看護職)〕。

②本学看護学部学生の大学院進学ニーズ

本学看護学部は平成27(2015)年3月にはじめて卒業生を輩出する。それに合わせ、平成25(2013)年6月に看護学生の大学院進学ニーズを調査した。

調査対象は、1年生94人、2年生87人、3年生59人の計240人で、回答者は221人であった。学部学生の回収率は92.1%であった(資料13 回収状況)。内訳は、大学院進学を「是非希望する」9人、「希望する」9人、「今後検討したい」87人、「将来働いてから進学したい」20人であり、今後、卒業研究の継続等から進学する可能性が予測された〔資料15 ニーズ調査結果(本学学生)〕。

③滋賀県内保健、医療、教育施設における看護管理者への調査

看護職が、社会人として大学院進学を実現するには、職場の上司や同僚等の理解と協力を得ることが必要である。そこで滋賀県内にある保健、医療(在宅を含む)、看護教育施設等の看護管理者144人を対象とし、管理職の大学院修了者への期待と必要性について平成25年9月に調査を行い、70人(48.6%)から回答が得られた(資料13 回収状況)。

看護管理者の大学院修了者への期待・必要性は、「期待する」36人(51.4%)、「必要」27人(38.6%)であった。その内容には、「管理的役割への期待」「新人スタッフのモデルとしての期待」「後輩育成への期待」があった〔資料16 ニーズ調査結果(看護管理者)〕。また、施設が進学制度を有すると回答したのは18人(25.7%)であり、その制度には勤務時間の短縮、休職制度、資金援助等があった。3割の施設には経済的支援や学習への配慮があり、本研究科に進学しやすい職場環境が整ってきていると考えられる。

3) 学生納付金の設定の考え方

聖泉大学大学院の入学検定料、入学申込金、授業料の設定については、看護職を対象としたニーズ調査を受けて、学生への経済的負担を軽減することを前提とし、他大学の学納金を鑑み、理事会で決定した(資料18 他大学院学納金等一覧)。

①入学検定料

近隣の国公私立大学と同様に30,000円とする。

②入学申込金

近隣の国公立大学と同様に 200,000 円とする。

③授業料

本研究科の入学希望者の多くは社会人であることが予測される。看護職を対象としたニーズ調査では〔資料 1 4 ニーズ調査結果（看護職）〕、進学条件として、経済的負担の軽減（学費を安くしてほしい、奨学金を設定してほしい等）と経済的安定（業務を継続しながら進学したい）を希望すると回答していたことを受け、さらに近隣の他大学院と比較検討した結果、500,000 円（年額）とした。

（2）学生確保に向けた具体的な取組状況

聖泉大学看護学部は、平成 23（2011）年 4 月看護学部開学当初より、地域の保健・医療・福祉・教育関係者を対象に、看護研究の実践力育成に寄与するため、「キャリアアップ講座」を開講して、研究方法に関する講座を開催し、大学院の入学を希望する学生確保を図ってきた。本講座の参加者数の平均は、平成 23（2011）年度 10 人、平成 24（2012）年度 18 人、平成 25（2013）年度 29 人と年々 10 人ほど増加しており、平成 25 年度は受講者数の制限を設けるほど応募者が多く盛況であった。キャリアアップ講座で取り組まれた研究は、全国国保地域医療学会等で発表された。また、平成 26（2014）年度には、平成 27 年度からの大学院設置を見据えたキャリアアップ講座のステップアップコースを開催する。この「キャリアアップ講座」により大学と看護実践現場の交流が促進され、本学教員と看護実践現場との研究会の開催、共同研究が取り組まれるようになった。「キャリアアップ講座」をきっかけに、地域における看護職が、本学図書館やコンピューター教室等学術情報を活用して研究を進めたいという機運が高まっている。こうした看護実践現場の希望を受け、学長が滋賀県看護協会の管理者研修会及び本学看護学実習指導者会議の場で、本学大学院は看護実践現場での研究課題を持った学生を受け入れ、大学院修了者の看護実践現場における看護の質の向上を図るといった大学院の設置趣旨を説明している。

（3）修了後の進路、就職の見通し

入学する大学院生の多くは、看護実践、看護教育、看護管理等のキャリアを継続しながら就学する社会人であることが予測される。本研究科では、「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーとして、本研究科での研究結果を看護実践現場に持ち帰り、看護実践をさらに発展させる意欲のある人材の育成を目指している。社会人が本研究科で、看護における理論や看護実践の EBN、研究手法等を修得し、看護実践リーダーとしての資質を高め、その学びを学生が所属する看護実践現場に還元することが重要である。従って、本研究科では、学生が進路変更を希望しない限り、所属する職場に戻ることとなり、新たな就職先を想定していない。しかし、病院や医療施設から学生を受け入れ、就業を継続させながら学修を進めるためには、日常的に本研究科と地域の医療機関と

の連携・交流を強化しておく必要がある。また、個々の修了生が所属する職場に復帰し、看護実践や看護研究において指導力を発揮し、看護の質的向上を担っていくよう支援することも必要である。

2. 人材需要の動向等社会の要請

(1) 人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

本研究科では、病院、医療施設等の看護実践現場において、高い専門知識を備えた「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを育成することを目的とする。

人材育成の目標としては、次の2つである。

- 1) 社会の保健医療ニーズに応える知識・実践力のある人材の育成
- 2) 医療従事者間の調整やマネジメント能力の育成
- 3) 実践の場における看護学教育と研究の担い手の育成

(2) 上記(1)が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

滋賀県の人口の将来の見通しは、平成27(2015)年前後をピークに減少に転じ、平成47(2035)年には、134万1千人となり、平成17(2005)年の人口の97.0%になると推計されている。平成17(2005)年に、65歳以上人口(老年人口)割合は15歳未満人口(年少人口)割合を上回り、今後さらに、老年人口の割合は増加が見込まれている。そのため、高齢者の医療を支える体制づくりが喫緊の課題である。平成23年度に策定、実施されてきた「滋賀県地域医療再生計画」においては、保健・医療サービスに対する需要の増大とともに、県民のニーズに応じた多様化したサービス提供の必要性が提示されている。しかし、県内医療施設については、例えば人口10万人あたりの病院数、一般診療所数、歯科診療所数、病床数のいずれもが全国平均を大きく下回っている状況であり、平成22年度の県政世論調査においても「医療、介護等提供体制の整備」が3年連続で県施策として取り上げてほしい第1位となっている。医師、看護師数の充足は重要な課題であるが、今ある資源を有効に活用する必要がある。そのためには、県が「保健師、看護師、薬剤師など医療専門職がそれぞれの分野で自立しながら医師と一体となって地域医療を担う必要があり、こうした役割を担うことができる医療専門職の育成が必要である。」〔資料19 滋賀県地域医療再生計画(抜粋)〕。に示したように、病院、地域での看護の実践力、マネジメント力が求められる。

平成25(2013)年4月の滋賀県保健医療計画においても、医療福祉にかかる現状と課題を踏まえ、『県民の健康的な生活を支える「医療福祉」の推進』を打ち出し、「患者・利用者を支える人材の確保・養成」を推進の重点項目に、「医療福祉を支える医師・看護師等の確保・

養成」を明確に示している〔資料 20 滋賀県保健医療計画（抜粋）〕。

本学の目指す大学院は、大学院での研究を通じて、看護実践現場における「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを育成し、看護実践現場に戻って活動できる人材を育成することであり、滋賀県の保健医療計画の推進する上で重要な役割を果たせる。

学生の確保の見通し等を記載した書類 資料目次

- 資料 1 3 聖泉大学大学院修士課程開設に向けたニーズ調査回収状況
- 資料 1 4 聖泉大学大学院修士課程開設に向けたニーズ調査依頼と調査結果（看護職）
- 資料 1 5 聖泉大学大学院修士課程開設に向けたニーズ調査依頼と調査結果（学生）
- 資料 1 6 聖泉大学大学院修士課程開設に向けたニーズ調査依頼と調査結果（看護管理者）
- 資料 1 7 近畿圏・近隣県の看護学系大学院設置状況
- 資料 1 8 近隣の競合校等の学生納付金等の状況一覧
- 資料 1 9 滋賀県地域医療再生計画（平成 23 年（2011 年）3 月版 抜粋）
- 資料 2 0 滋賀県保健医療計画（平成 25 年（2013 年）3 月改訂版 抜粋）

聖泉大学大学院修士課程開設に向けたニーズ調査回収状況

(1)医療・教育機関・行政(地域)

平成25年6月調査実施

区 分	配布	回収	回収率
病院(13機関)	1,950人	1,676人	
訪問看護ステーション(17機関)	86	43	
医療関係 計	2,036	1,719	84.4%
看護系教育機関(15機関)	100	59	
行政(地域)(42機関)	514	322	
教育機関・行政(地域) 計	614	381	62.1%
合計	2,650	2,100	79.2%

(2)聖泉大学看護学部生

平成25年6月調査実施

区 分	配布	回収	回収率
看護学部 1年生	94人	90人	
看護学部 2年生	87	78	
看護学部 3年生	59	53	
看護学部 4年生	—	—	
聖泉大学学生 合計	240	221	92.1%

(3)病院・実習関連施設等の看護管理者

平成25年9月調査実施

区 分	配布	回収	回収率
看護管理者	144人	70人	
〔 病院(59機関) 訪問看護ステーション(28機関) 看護系教育機関(12機関) 保健所等(55機関) 〕 合計	144	70	48.6%

施設管理者様 各位

聖泉大学
学長 筒井 裕子

聖泉大学大学院修士課程開設に向けたニーズ調査（お願い）

梅雨の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は、本学の教育に際しましては、格別のご指導ご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

この度、聖泉大学は平成 23 年 4 月県下唯一の私立大学として看護学部看護学科を開設し、3 年目を迎えることができました。今後は、高齢少子時代に担う看護実践者・管理者の育成をめざすために、大学院修士課程の開設に向け検討しております。

つきましては、看護職の皆様には、大学院修士課程設置に向けたアンケートにご協力頂きたく、施設管理者の皆様には、業務ご多用の折り誠に恐縮ですが、看護職の皆様への配布、回収に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本調査は無記名とし、プライバシーを保護いたします。調査目的以外に使用することはありません。ご協力頂けない場合も一切の不利益は生じることはございません。調査は統計的に処理します。調査票のご返信をもって調査への同意を頂いたものとさせていただきます。

何とぞ、ご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

敬具

恐れ入りますが、7 月 20 日までにご返信(同封の返信用封筒)頂きますようお願い申し上げます。

配布アンケート枚数 _____ 枚

【問い合わせ先】

〒521-1123

彦根市肥田町 720 番地

聖泉大学大学院修士課程設置準備室

担当 太田 間 餅田

T E L 0749-47-8400

F A X 0749-43-2611

(看護職)

聖泉大学大学院修士課程開設に向けたニーズ調査

2013.6 実施

聖泉大学は平成23年4月県下唯一の私立大学として看護学部看護学科を開設し、3年目を迎えることができました。この度、将来構想の一環として大学院修士課程の開設に向け検討しております。

つきましては、看護職の皆さまのご意見を伺い、今後の示唆を得たいと考えております。

なお、本調査は、無記名とし、調査目的以外に使用することはありません。調査票のご返信をもって調査への同意を頂いたものとさせていただきます。ご多用とは存じますが、ご協力頂きますようお願いいたします。

設問1～9にお答え下さい。(問1～8の回答欄□の中に、レ点を付けてください)

問1. 性別を選択してください。 □ 男性 □ 女性

問2. あなたの年齢をお伺いします。

- 25歳以下 □ 26～30歳以下 □ 31～35歳以下 □ 36～40歳以下
□ 41～45歳以下 □ 46～50歳以下 □ 50歳以上

問3. あなたの現在のお仕事の職種と看護職(保健師・助産師・教員含む)経験年数をお伺いします。

1. 職種: □ 看護師 □ 助産師 □ 保健師 □ 看護教員 □ 養護教諭
2. 経験年数: □ 5年以下 □ 6～10年以下 □ 11～15年以下 □ 16年以上

問4. 現在のお勤め先についてお伺いします。

- 病院 □ 訪問看護ST □ 行政機関 □ 教育機関 □ 介護老健施設 □ その他
()

問5. 最終学歴についてお伺いします。

- 専門学校 □ 短期大学 □ 大学(看護系) □ 専門学校(短大)卒業/大学(看護系)
□ 大学(看護以外)卒業/専門学校(短大) □ 大学院() □ その他()

問6. 本学に大学院修士課程が設置されたら進学を希望されますか。

- 是非希望する □ 希望する □ 今後検討したい □ 希望しない(問8へ)

問7. 問6で「是非希望する・希望する・今後検討したい」を選択され方にお尋ねします。

現在、学びたい領域を選択してください。

- 基礎 □ 成人 □ 老年 □ 母性 □ 小児 □ 精神 □ 地域 □ 助産
□ 在宅 □ 看護管理 □ その他()

問8. 大学院へ進学するとしたらどのような条件があれば可能ですか。(複数回答可) 問8へ←

- 夜間開講 □ 社会人入試、 □ 奨学金制度 □ サテライト機能 □ 長期履修制度
□ その他()

問9. 最後に、大学院修士課程設置に伴い、ご意見・ご要望等がございましたらお聞かせください。

()

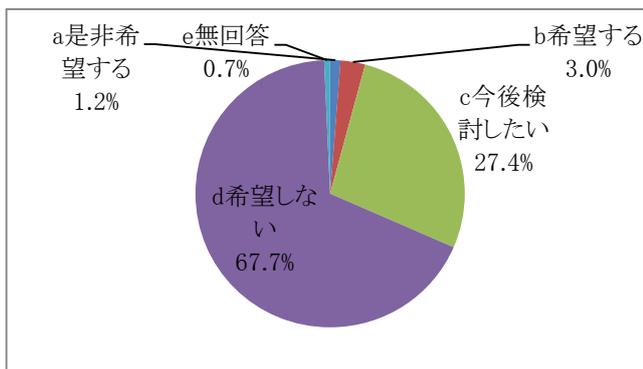
* 恐れ入りますが、7月20日までに、ご回答頂きますようお願いいたします。ご協力ありがとうございました。

大学院開設に向けたニーズ調査結果(看護職)

看護職医療・教育機関・行政(地域)

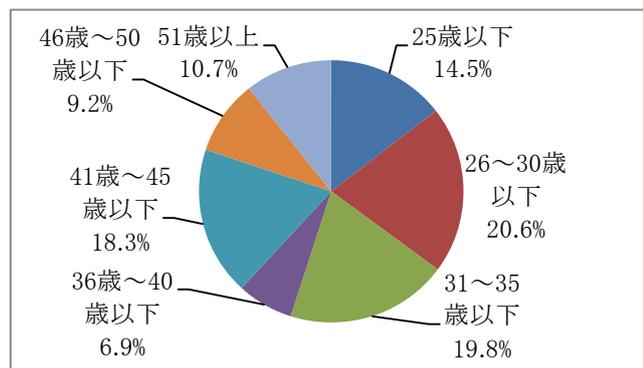
問6.本学に大学院修士課程が設置されたら進学を希望されますか。

a是非希望する	26
b希望する	62
c今後検討したい	575
d希望しない	1422
e無回答	15
合計	2100



問2.あなたの年齢をお伺いします。

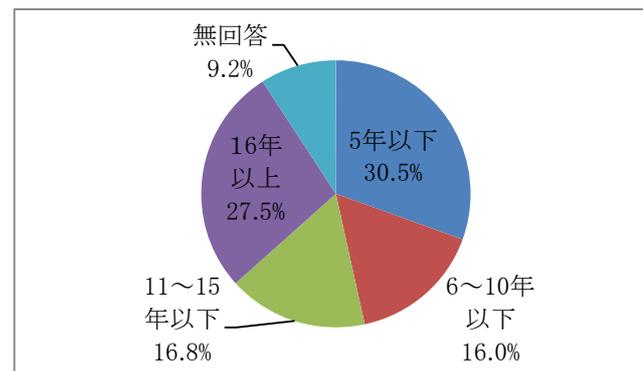
25歳以下	19
26～30歳以下	27
31～35歳以下	26
36歳～40歳以下	9
41歳～45歳以下	24
46歳～50歳以下	12
51歳以上	14
無回答	0
合計	131



注)「a是非・b希望する」=88名の複数回答結果

問3.あなたの現在のお仕事の経験年数をお伺いします。

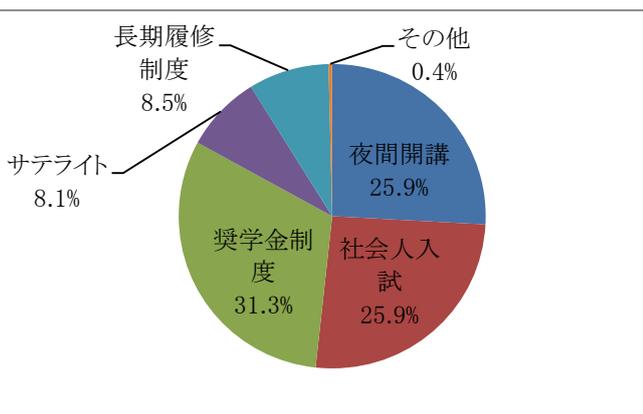
5年以下	40
6～10年以下	21
11～15年以下	22
16年以上	36
無回答	12
合計	131



注)「a是非・b希望する」=88名の複数回答結果

問8. 大学院へ進学するとしたらどのような条件があれば可能ですか。

夜間開講	67
社会人入試	67
奨学金制度	81
サテライト	21
長期履修制度	22
その他	1
合計	259



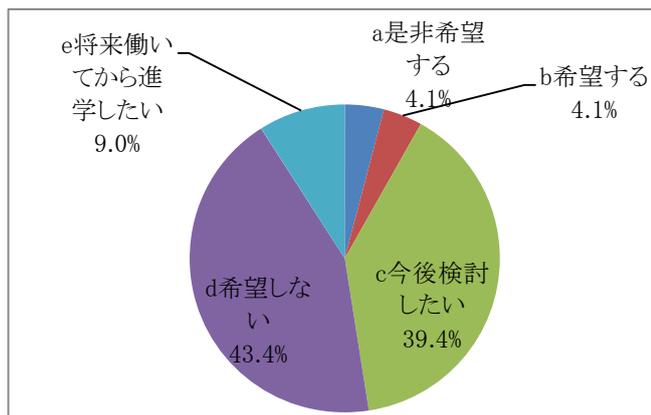
注)「a是非・b希望する」=88名の複数回答結果

大学院開設に向けたニーズ調査結果(本学学生)

聖泉大学看護学部在学学生

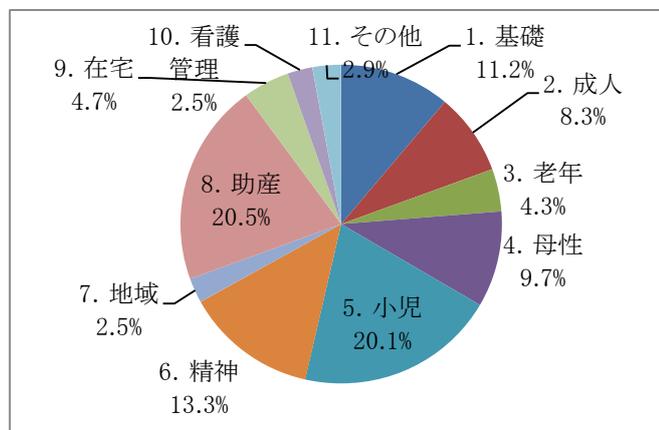
問2. 本学に大学院修士課程が設置されたら進学を希望されますか。

a是非希望する	9
b希望する	9
c今後検討したい	87
d希望しない	96
e将来働いてから進学したい	20
f無回答	0
合計	221



問4. 大学院修士課程で学びたい領域を選択してください。

1. 基礎	31
2. 成人	23
3. 老年	12
4. 母性	27
5. 小児	56
6. 精神	37
7. 地域	7
8. 助産	57
9. 在宅	13
10. 看護管理	7
11. その他	8
合計	221



25 聖泉発 第 61 号
平成 25 年 9 月 6 日

看護管理者様 各位

聖泉大学
学長 筒井 裕子

聖泉大学大学院修士課程開設に向けたニーズ調査のお願い

初秋の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本学の教育に際しましては、格別のご指導ご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

聖泉大学は平成 23 年 4 月に県下唯一の私立大学として看護学部看護学科を開設し、来年度には学部の完成年度を迎えます。そこで、本学部では、看護を探求し研究的視野をもつ看護実践者・看護管理者の育成を目指し、大学院修士課程の開設に向け準備を進めております。

近年、大学院に進学する学生は社会人が多数を占めており、学業との両立が困難であることやキャリアの中断等の課題が明らかになっています。つきましては、看護管理者の皆様、大学院修士課程設置に向けたニーズ調査にご協力を賜りたく存じます。業務ご多用の折り誠に恐縮ですが、どうぞよろしくお願い致します。

なお、本調査は無記名とし、データは統計的に処理致しますので個人や施設が特定されることはありません。得られたデータは本調査の目的以外に使用することはありませんし、ご協力頂けない場合も不利益が生じることはございません。何とぞ、ご協力頂きますようよろしくお願い致します。

ご協力いただける場合は、調査票のご返信をもって同意を頂いたものとさせていただきます。

敬具

回答後は調査票を返信用封筒に入れ、封筒には何も記載しないで**9月20日（金）**までに投函いただきますようお願い致します。

問い合わせ先

聖泉大学大学院修士課程設置準備室 担当 流郷
〒521-1123 彦根市肥田町 720 番地
TEL 0749-47-8400
FAX 0749-43-2611

(看護管理者)

聖泉大学大学院修士課程開設に向けたニーズ調査

2013.9 実施

看護管理者がご回答下さい。回答は①②③などの選択肢から選び当てはまるところに○印をつけ、() 内には必要事項をご記入ください。

I. 回答者の属性について、お聞かせ下さい。

1.年齢：() 歳

2.看護師以外の資格（複数回答可）：①助産師 () ②保健師 () ③その他 ()

3.看護職の経験年数：() 年 () ヶ月

4.管理職の経験年数：() 年 () ヶ月

II. 貴施設についてお聞かせ下さい。

1.施設種別：①病院 () 床 ②訪問看護ステーション ③保健センター ④専門学校

2.常勤看護職の資格等内訳（複数回答可）

①看護師 () 名 ②助産師 () 名 ③保健師 () 名

④専門看護師 () 名 ⑤認定看護師 () 名 ⑥認定看護管理者 () 名

3.常勤看護職員のうち看護系最終学歴が大学卒、大学院卒の方の人数

①看護系大学卒 () 名 ②看護系大学院卒 () 名

III. 看護職の大学院進学に関する回答者の御意見をお聞かせ下さい。

1.大学院卒の看護職に期待しますか

①はい () ②いいえ () ③わからない ()

その内容をお聞かせ下さい

()

2.貴施設に大学院卒の看護職は必要でしょうか

①はい () ②いいえ () ③わからない ()

その理由をお聞かせ下さい

()

3.貴施設に就業しながら大学院に進学できる制度はありますか

①はい () ②いいえ () ③今後検討する ()

その内容または理由をお聞かせ下さい

()

4.本学に大学院が設置された場合の要望などございましたら、ご自由にお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。

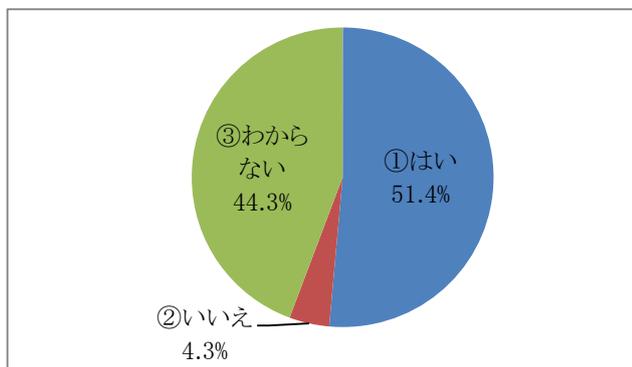
大学院開設に向けたニーズ調査結果(看護管理者)

病院・実習関連施設等の看護管理者

Ⅲ.看護職の大学院進学に関する回答者の御意見をお聞かせ下さい。

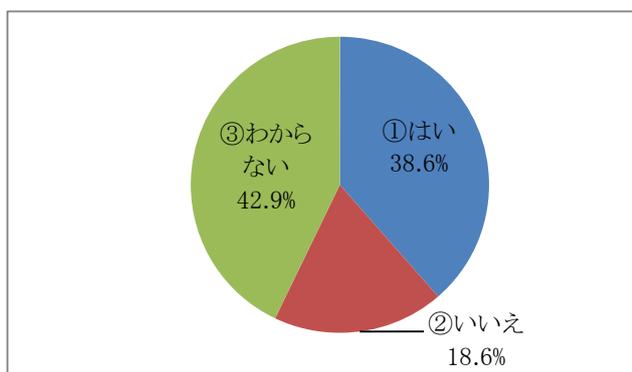
1. 大学院卒の看護職に期待しますか。

①はい	36
②いいえ	3
③わからない	31
合計	70



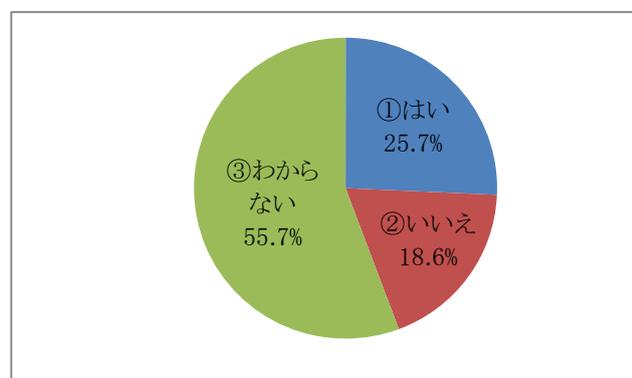
2. 貴施設に大学院卒の看護職は必要でしょうか。

①はい	27
②いいえ	13
③わからない	30
合計	70



3. 貴施設に就業しながら大学院に進学できる制度はありますか。

①はい	18
②いいえ	13
③わからない	39
合計	70



近畿圏・近隣県の看護学系大学院設置状況

	種別	大学名	基礎となる学部・学科	学部・研究科名	学科・専攻名	修士 定員	専門 職定員	博士 定員
福井	○	福井大学	医学部看護学科(H9:60)	医学系研究科	看護学専攻(H12)	12		
	○	福井県立大学	看護福祉学部看護学科(H11:50)	看護福祉学研究科	看護学専攻(H14)	10		
		敦賀市立看護大学	看護学部看護学科(H26:50)					
岐阜	○	岐阜大学	医学部看護学科(H13:80)	医学系研究科	看護学専攻(H17)	8		
	○	岐阜県立看護大学	看護学部看護学科(H12:80)	看護学研究科	看護学専攻(H18)	12		2
		岐阜医療科学大学	保健科学部看護学科(H18:80)					
		中京学院大学	看護学部看護学科(H22:79)					
		朝日大学	保健医療学部看護学科(H26:80)					
滋賀	○	滋賀医科大学	医学部看護学科(H6:60)	医学系研究科	看護学専攻(H10)	16		
	○	滋賀県立大学	人間看護学部人間看護学科(H15:60)	人間看護学研究科	人間看護学専攻(H19)	8		
		聖泉大学	看護学部看護学科(H23:80)					
京都	○	京都大学	医学部人間健康科学科 看護学専攻(H16:70)	医学研究科	人間健康科学系専攻(H19)	39		
	○	京都府立医科大学	医学部看護学科(H14:75)	保健看護研究科	保健看護専攻(H19)	8		
		京都光華女子大学	健康科学部看護学科(H23:80)					
		京都橘大学	看護学部看護学科(H17:95)	看護学研究科	看護学専攻(H20 H26)	10		3
		京都看護大学	看護学部看護学科(H26:95)					
		佛教大学	保健医療技術学部看護学科(H24:65)					
		明治国際医療大学	看護学部看護学科(H18:80)					
大阪	○	大阪大学	医学部保健学科 看護学専攻(H6:80)	医学系研究科	保健学専攻(H10)	65		
	○	大阪府立大学	看護学部看護学科(H6:117)	看護学研究科	看護学専攻(H17)	26		5
	○	大阪市立大学	医学部看護学科(H16:40)	看護学研究科	看護学専攻(H20)	10		3
		大阪医科大学	看護学部看護学科(H22:85)	看護学研究科	看護学専攻(H26)	8		3
		関西医療大学	保健看護学部保健看護学科(H21:80)					
		摂南大学	看護学部看護学科(H24:100)					
		藍野大学	医療保健学部看護学科(H16:80)					
		千里金蘭大学	看護学部看護学科(H20:80)					
		太成学院大学	看護学部看護学科(H19:80)					
		大和大学	保健医療学部看護学科(H26:80)					
		梅花女子大学	看護学部看護学科(H22:80)					
		森ノ宮医療大学	保健医療学部看護学科(H23:80)	保健医療学研究科	保健医療学専攻(H23)	6		
		関西国際大学	保健医療学部看護学科(H25:80)					
兵庫	○	神戸大学	医学部保健学科 看護学専攻(H7:80)	保健学研究科	保健学専攻(H20)	56		
	○	兵庫県立大学	看護学部看護学科(H5:100)	看護学研究科	看護学専攻(H15)	25		4
	○	神戸市看護大学	看護学部看護学科(H8:80)	看護学研究科	看護学専攻(H12)	20		3
		関西看護医療大学	看護学部看護学科(H18:80)	看護学研究科	看護学専攻(H25)	7		
		関西福祉大学	看護学部看護学科(H18:80)	看護学研究科	看護学専攻(H24)	6		
		近大姫路姫路大学	看護学部看護学科(H19:100)					
		甲南女子大学	看護リハビリテーション学部看護学科(H19:85)	看護学研究科	看護学専攻(H24)	5		
		神戸常盤大学	保健科学学部看護学科(H20:76)					
		宝塚大学	看護学部看護学科(H22:100)					
		園田学園女子大学	人間健康学部人間看護学科(H18:80)					
		兵庫医療大学	看護学部看護学科(H19:100)	看護学研究科	看護学専攻(H23)	8		
		兵庫大学	健康科学部看護学科(H18:60)					
	奈良	○	奈良県立医科大学	医学部看護学科(H15:80)	看護学研究科	看護学専攻(H24)	10	
		畿央大学	健康科学部看護医療学科(H20:80)	健康科学研究科	健康科学専攻看護学分野(H23)	10		
		天理医療大学	医療学部看護学科(H24:70)					
		奈良産業大学	保健医療学部看護学科(H26:80)					
和歌山	○	和歌山県立医科大学	保健看護学部保健看護学科(H16:80)	保健看護学研究科	保健看護学専攻(H20)	12		3

注1) 赤字は、平成26年4月に開設した大学を示す。

注2) ○印は国公立大学を示す。

注3) □ は近畿圏内の大学院設置状況を示す。

近隣の競合校等の学生納付金等の状況一覧

単位:円

府県名	区 分	入学検定料	入学金 (a)	学納金(年間)				学納金 合計 (b)	入学金+学納 金 (a)+(b)
				授業料	教育充実費	実験実習費	施設充実費		
兵庫県	関西看護医療 大学大学院	30,000	300,000	600,000	200,000			800,000	1,100,000
	兵庫医療大学 大学院	30,000	100,000	300,000	200,000			500,000	600,000
	甲南女子大学 大学院	30,000	200,000	500,000			200,000	700,000	900,000
	関西福祉大学 大学院	35,000	240,000	700,000	200,000			900,000	1,140,000
大阪府	大阪医科大学 大学院	30,000	200,000	480,000		100,000		580,000	780,000
京都府	京都橘大学 大学院	30,000	250,000	600,000	300,000			900,000	1,150,000
滋賀県	滋賀医科大学 大学院	30,000	282,000	535,800				535,800	817,800
	滋賀県立大学 大学院	30,000	県内 282,000 県外 423,000	535,800				535,800	県内 817,800 県外 958,800
奈良県	奈良県立医科 大学大学院	30,000	282,000	535,800				535,800	817,800
奈良県	畿央大学 大学院	35,000	190,000	500,000			250,000	750,000	940,000
三重県	四日市看護医療 大学大学院	35,000	200,000	750,000	150,000			900,000	1,100,000
	三重県立看護 大学大学院	30,000	県内 188,000 県外 376,000	535,800				535,800	県内 723,800 県外 911,800
岐阜県	岐阜県立看護 大学大学院 (修業年限3年)	30,000	県内 226,000 県外 338,000	357,200				357,200	県内 583,200 県外 695,200
本学	聖泉大学	30,000	200,000	500,000	200,000			700,000	900,000

滋賀県地域医療再生計画（平成23年（2011年）3月版）（抜粋）

計画期間：平成23年（2011年）4月～平成25年（2013年）3月

はじめに

本県の人口は、現在約140万人であり、日本全体として人口減少社会が到来する中であっても、人口が増え続けている。人口構造としては年少(0～14歳)人口割合が高くなっているが、その割合は減少傾向にあり、逆に老年(65歳以上)人口割合が上昇している。「日本の都道府県別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所平成19年5月推計）」によると、本県の老年人口は平成22年の約29万人から平成27年には約34万人になると推計されており、約5万人の増加見込みであるが、その増加率については、全国平均の14.9%に対して17.3%であり、全国第5位の高い率となっている。本県は将来にわたっても老年人口の増加率が高い状況が続き、この先、急速に高齢者が増えていく地域であると見込まれ、このため保健・医療サービスに対する需要はますます増大し、また多様化していくものと予想される。一方、現在の県内医療施設については、例えば人口10万人あたりの病院数、一般診療所数、歯科診療所数、病床数のいずれもが全国平均を大きく下回っている状況である。

こうした中、平成22年度の県政世論調査では、力を入れて欲しい県の施策として「医療、介護等提供体制の整備」が3年連続で第1位となっている。特に30代の若い世代でも医療・介護に不安を感じているとの結果が出ており、本県の限られた医療資源を効率的に活用し、県民の健康維持や傷病治療のための医療提供体制を充実していくことが強く求められている。

(省 略)

1 対象とする地域

本地域医療再生計画においては、滋賀県全域を対象地域とする。

本県は、日本列島のほぼ中央に位置し、面積は、国土の約1%に相当する4,017.36k㎡となっている。中央部には、県土の約6分の1を占める我が国最大で最古の湖、琵琶湖が広がり、全体として大きな盆地を形づくっている。近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点で、古くから交通の要衝であるという地理的優位性を有し、内陸工業県としての産業集積とともに、大学や民間研究所などの知的資源が集積している。

本県では、13市6町からなる滋賀県全域を三次保健医療圏として、また琵琶湖を中心に県南部に位置する大津保健医療圏、湖南保健医療圏、甲賀保健医療圏、県東部に位置する東近江保健医療圏、湖東保健医療圏、県北部に位置する湖北保健医療圏、県西部に位置する湖西保健医療圏の7つの二次保健医療圏を設定している。



【三次保健医療圏】

保健医療圏	構成市町	人口(人)	構成比
滋賀県全域	1 3 市 6 町	1, 404, 114	100%

【二次保健医療圏】

保健医療圏	構成市町	人口(人)	構成比
大 津	1 市	335, 471	23. 9%
湖 南	4 市	320, 009	22. 8%
甲 賀	2 市	146, 740	10. 4%
東近江	2 市 2 町	232, 959	16. 6%
湖 東	1 市 4 町	155, 152	11. 0%
湖 北	2 市	162, 262	11. 6%
湖 西	1 市	51, 521	3. 7%

(平成 23 年 (2011 年) 4 月 1 日現在)

2 地域医療再生計画の期間

本地域医療再生計画は、平成23年4月1日から平成25年度末までの期間を対象として定めるものとする。

3 現 状

(省 略)

Ⅲ. 地域医療を守る人材育成

【地域医療を守る人材育成】

- 本県の医師数は2,900人であり、人口10万人あたりでは206.8人で全国第34位である。(平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査)
- 「病院等における必要医師数実態調査」(平成22年6月：厚生労働省実施)によると、本県の必要求人医師数は334人であり、現員医師数と必要求人医師数の合計数は、現員医師数の1.18倍である。全国平均の倍率は1.11倍となっており、本県は全国で7番目に高い倍率である。
- また同調査によると、正規雇用求人の多い診療科は、内科(34人)、整形外科(23人)、精神科(20人)などである。
- 湖北地域や湖西地域において、特に山間へき地での医師確保が非常に困難になっている現状にあり、勤務医の定着が進まず、医師不足に伴う診療科の閉鎖が相次いでいる。滋賀県の医療施設従事医師数は人口千人対で1.96人、大津市3.19人であるのに対して、長浜市2.19人、その内、旧伊香郡地域は1.05人となっている。(平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査)
- 本県の看護師数は、10,494人であり、人口10万人あたりでは748.5人で全国第28位である。
- 本県の第七次看護職員需給見通しによると、平成25年の看護職員数は、需要見通しが13,901人、

供給見通しが13,743 人であり157 人の不足数が見込まれる。

- 本県の年齢別診療所医師数(医師数調査)について、医師総数はH10 年の727 人からH20 年935 人と増加しているが、年齢50 歳未満の医師の割合は、41.4%から31.1%へと減少している。
- 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒全国実態調査 (H14 年度文部科学省調査)」によると、学習障害 (LD)、注意欠陥/多動性障害 (ADHD)、高機能自閉症等、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、約6%程度の割合で通常の学級に在籍している可能性を示しており、県内では公立小中学校在籍児童生徒数129,139 人 (H22 年度)のうち約8,000 人程度と推定される。
- 県内の小児科、精神・神経科を標榜する115 (小児科75 カ所、精神・神経科40 カ所)の医療機関に対して実施した「発達障害児に関する医療機関での診療等状況調査 (H17 年度滋賀県調査)」によると、治療や診断を実施していると回答した医療機関は小児科8カ所、精神科5カ所の計13カ所、専門医師がいる医療機関は小児科9カ所、精神科3カ所で計12カ所、専門外来を設置しているところは小児科5カ所、精神科は設置箇所なしであった。

4 課 題

(省 略)

Ⅲ. 地域医療を守る人材育成

【地域医療を守る人材育成】

- 少子高齢化に伴う疾病構造の変化、医療資源の不足、医療経済の逼迫などに対処し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするためには、「病院医療」から地域全体の医療資源を有効に活用する「地域医療」への展開を推進する必要がある。
- そのためには、保健師、看護師、薬剤師など医療専門職がそれぞれの分野で自立しながら医師とチーム一体となって地域医療を担う必要があり、こうした役割を担うことができる医療専門職の育成が必要である。
- 超高齢社会の到来で死亡数は増大し、在宅や施設での終末期医療、看取りの必要性が増加すると考えられる。看取りも含めた在宅医療推進のためには、医療福祉関係者の人材育成が必要である。
- 在宅医療を推進していく上で、地域の病院等で初期救急医療を担い、あらゆる年齢に幅広く診療できる、地域に根ざした「家庭医(総合医)」の育成が必要である。
- 発達障害への理解の促進とともに、鑑別診断をはじめとする発達障害に関する医療的な支援ニーズもさらに高まっている中で、県内の医療機関は限られており、専門医師も不足している。
- へき地における医師不足という現状の中で、へき地医療支援機構を十分に機能させていく必要がある。また、へき地医療を担う医師のキャリアアップのための研修プログラムの確立や、超高齢化に伴う在宅医療を推進する仕組みづくりが必要である。
- 病院における看護体制の充実や在宅医療の推進により、看護職員の需要は一層高まることから、引き続き、総合的な看護職員確保対策を実施する必要がある。

5 目 標

(省 略)

Ⅲ. 地域医療を守る人材育成

【地域医療を守る人材育成】

- 人材育成プロジェクトにより、医療専門職（保健師、看護師、薬剤師、検査技師、理学療法士、作業療法士、栄養士、臨床心理士など）の臨床実践能力を向上させる。
- 地域の病院等で初期救急医療を担い、あらゆる年齢に幅広く診療できる、家庭医（総合医）の育成を行う。
- 発達障害に関する医療の拠点病院を中心に、関係医療機関との連携や専門医師の派遣、若手医師の育成を行うことにより、発達障害児に関する医療を実施する医療機関を拡充する。
- 山間へき地医療を担うへき地医療拠点病院を核として、へき地医療供給システムを構築する。
- 看護師志望者の創出を図るとともに、看護職員の県内定着および離職防止を図る。

6 具体的な施策

(省 略)

Ⅲ. 地域医療を守る人材育成

【地域医療を守る人材育成】

(目的)

医師や看護師を含めた保健医療従事者が、緊密な連携を保ち、患者の適切な医療を提供する「チーム医療」に対応できるよう、資質の高い人材育成を図るとともに、幅広い診療ができる家庭医や専門的な支援を必要とする発達障害への対応ができる医師等の養成など、地域医療を支える人材の確保、育成を図る。

(事業内容)

①地域医療をチームで担う人材育成事業

- ・事業期間は平成24年度から平成25年度まで。
- ・事業総額145,000千円（基金負担分140,000千円、事業者負担分5,000千円）

地域における「チーム医療」が実践できるよう、大学等の協力も得ながら多職種による医療専門職が緊密に連携し、臨床実践能力の向上を図る。

滋賀県保健医療計画（平成25年（2013年）3月改訂版（抜粋）

2 人 口

(1) 現状

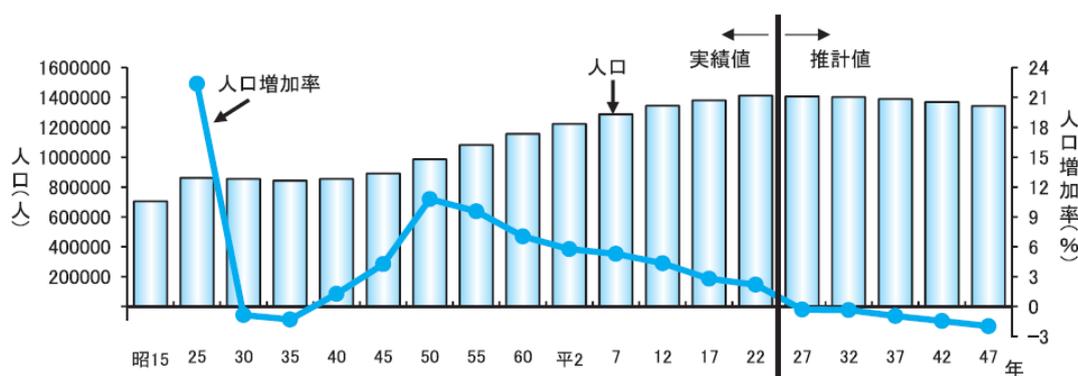
平成22年（2010年）の国勢調査では、本県の人口は141万777人となっています。前回（平成17年（2005年）の国勢調査と比較すると、3万416人、2.2%の増加となっています。増加はみられるものの、その増加率は徐々に低下してきています。

(2) 将来の見通し

滋賀県の人口の将来の見通しは、平成17（2005）年人口を基準に推計された滋賀県の将来推計人口は、平成27（2015）年前後をピークに減少に転じ、平成47（2035）年には、134万1千人となり、平成17（2005）年の人口の97.0%になると推計されています。

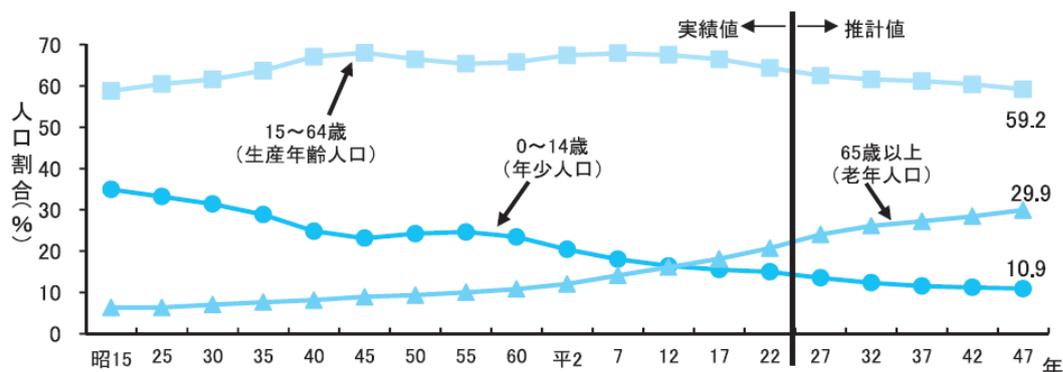
また、平成17（2005）年に、65歳以上人口（老年人口）割合は15歳未満人口（年少人口）割合を上回っており、今後さらに、老年人口の割合は増加し、年少人口割合は減少することが見込まれています。

図1-2-2-1 人口および人口増加率の推移



資料：総務省「国勢調査」平成22年（2010年）<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>
 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口平成19年（2007年）5月推計」
<http://www.ipss.go.jp/pp-fuken/j/fuken2007/t-page.as>

図1-2-2-2 年齢3区分別人口の割合の推移



資料：総務省「国勢調査」平成22年（2010年）<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>
 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口平成19年（2007年）5月推計」
<http://www.ipss.go.jp/pp-fuken/j/fuken2007/t-page.as>

第3章 基本理念

1 基本理念と目指す姿

本県の医療福祉にかかる現状と課題を踏まえ、計画の基本理念を次のとおりとします。
また、計画を推進していくことにより、次の5つの姿を目指すこととします。

基本理念：『県民の健康的な生活を支える「医療福祉」の推進』

《保健医療計画で目指す5つの姿》

- 1 すべての年代が健康的な生活を送れている
- 2 医療と福祉が一体となって生活を支えている
- 3 安全・安心な地域医療福祉の体制が整備されている
- 4 高度・専門医療の充実で必要なサービスを受けることができる
- 5 住み慣れたところで在宅医療生活が送れ、安心して人生の最期を迎えられる

2 基本的な施策の方向性

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）も見据えながら、医療福祉提供者、患者・利用者、行政等が協力し、以下の基本的な方向性のもとに各種施策の着実な推進に努めます。

- (1) 健康寿命を延ばす疾病予防・介護予防の推進
- (2) 次世代を育む医療福祉の充実
- (3) 安全・安心な医療福祉体制の確立
- (4) 医療福祉にかかる連携の強化

3 取組の重点事項

基本理念、基本的な施策の方向性を踏まえ、計画で重点的に取り組む施策を以下のとおりとします。

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

- ア 生活習慣病予防・介護予防の推進、健康寿命の延伸
- イ 次世代につながる健康づくりの推進

(2) 良質な医療福祉提供体制の整備

- ア 安全・安心な医療提供体制の整備
- イ 次世代育成型の医療福祉体制の充実
- ウ 情報通信技術を活用した医療連携の推進
- エ 将来予測に基づく医療福祉体制整備を図るための仕組みづくり

(3) 精神疾患対策の推進

- ア うつ病対策の推進
- イ 退院可能な入院患者の地域移行と地域定着の支援

(4) 地域を支える医療福祉・在宅看取りの推進

- ア 医療福祉サービスの総合的な提供体制
- イ さまざまな看取りが受けられる地域づくり

(5) 患者・利用者を支える人材の確保・養成

- ア 医療福祉を支える 医師・看護師 等 の確保・養成
- イ 在宅医療福祉を支える人材の確保・養成

(6) 災害医療対策と健康危機管理体制の充実

- ア 災害医療対策
- イ 健康危機管理体制の充実

(7) 地域リハビリテーション医療福祉の推進

- ア 地域リハビリテーションにおける医療と福祉の統合

(8) 地域・住民が守り育てる医療福祉

- ア 生活を支える地域医療福祉の構築

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
①	学長	ツツイ サチコ 筒井 裕子 (平成27年4月)		社会学士		聖泉大学 学長 (平成23年4月)

教 員 の 氏 名 等

(看護学研究科看護学専攻)

調書 番号	専任 等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講数	現 職 (就任年月)
①	専	教授 (学長・学 部長)	ツツイ サチコ 筒井 裕子 <平成27年4月>		社会学士		・生活支援看護学特論Ⅰ※ ・生活支援看護学特論Ⅱ※ ・生活支援看護学特論演習※ ・特別研究	1前 1後 1後～2前 2通	1.1 0.7 0.5 8	1 1 1 1	聖泉大学 看護学部 教授 (平成23年4月)
2	専	教授	コヤマ アンコ 小山 敦代 <平成27年4月>		修士 (教育学)		・看護教育学特論Ⅰ※ ・看護教育学特論Ⅱ※ ・看護教育学特論演習※ ・特別研究	1前 1後 1後～2前 2通	1.5 1.5 1.2 8	1 1 1 1	明治国際医療大学 看護学部 教授 (平成19年4月)
3	専	教授	ジョウガハナ ハツコ 城ヶ端 初子 <平成27年4月>		博士 (医学)		・看護倫理 ・看護理論 ・看護教育学特論Ⅰ※ ・看護教育学特論Ⅱ※ ・看護教育学特論演習※ ・特別研究	1前 1前 1前 1後 1後～2前 2通	2 2 0.5 0.5 0.8 8	1 1 1 1 1 1	東京有明医療大学 大学院看護学研究科 教授 (平成25年4月)
②	専	教授	タケムラ セツコ 竹村 節子 <平成28年4月>		博士 (人間科 学)		・生活支援看護学特論Ⅰ※ ・生活支援看護学特論Ⅱ※ ・生活支援看護学特論演習※ ・特別研究	1前 1後 1後～2前 2通	0.9 0.8 0.5 8	1 1 1 1	千里金欄大学 看護学部 教授・看護学科長 (平成21年4月)
	兼任	講師	タケムラ セツコ 竹村 節子 <平成27年4月>		博士 (人間科 学)		・生活支援看護学特論Ⅰ※ ・生活支援看護学特論Ⅱ※ ・生活支援看護学特論演習※	1前 1後 1後～2前	0.9 0.8 0.5	1 1 1	千里金欄大学 看護学部 教授・看護学科長 (平成21年4月)
③	専	教授	オオタ セツコ 太田 節子 <平成27年4月>		博士 (看護学)		・看護ケア開発特論Ⅰ ・看護ケア開発特論Ⅱ ・看護ケア開発特論演習 ・特別研究	1前 1後 1後～2前 2通	2 2 2 8	1 1 1 1	聖泉大学 看護学部 教授 (平成24年4月)
④	専	教授	モリシタ タエコ 森下 妙子 <平成27年4月>		社会福 祉学修 士		・看護ケア開発特論演習 ・特別研究	1後～2前 2通	2 8	1 1	聖泉大学 看護学部 教授・学科長 (平成23年4月)
⑤	専	教授	ウエノ ノリコ 上野 範子 <平成27年4月>		社会福 祉学修 士		・看護ケア開発特論演習 ・特別研究	1後～2前 2通	2 8	1 1	聖泉大学 看護学部 教授・看護キャリアア ップ センター長 (平成23年4月)
⑥	専	教授	リュウゴウ チュエキ 流郷 千幸 <平成27年4月>		博士 (保健学)		・研究方法論Ⅰ※ ・研究方法論Ⅱ※ ・発達支援看護学特論Ⅰ ・発達支援看護学特論Ⅱ ・発達支援看護学特論演習※ ・特別研究	1前 1後 1前 1後 1後～2前 2通	1.3 0.5 2 2 1.2 8	1 1 1 1 1 1	聖泉大学 看護学部 教授 (平成23年4月)
⑦	専	教授	イナガキ キヌコ 稲垣 絹代 <平成27年4月>		博士(臨 床教育 学)		・地域・精神保健看護学特論Ⅰ※ ・地域・精神保健看護学特論Ⅱ※ ・地域・精神保健看護学特論演習※ ・特別研究	1前 1後 1後～2前 2通	0.4 0.4 0.3 8	1 1 1 1	前名桜大学 人間健康学部 教授 (平成21年4月)
⑧	専	教授	ハラダ サヨ 原田 小夜 <平成27年4月>		博士 (人間健 康科学)		・災害看護学※ ・家族看護学※ ・地域・精神保健看護学特論Ⅰ※ ・地域・精神保健看護学特論Ⅱ※ ・地域・精神保健看護学特論演習※ ・特別研究	2前 1後 1前 1後 1後～2前 2通	1.1 1.1 1.6 0.9 0.8 8	1 1 1 1 1 1	聖泉大学 看護学部 准教授 (平成24年4月)
8	専	教授	イシダ ヒロミ 石田 英貴 <平成27年4月>		理学博士		・人類科学 ・機能形態学 ・研究方法論Ⅱ※	2前 1後 1後	2 2 0.3	1 1 1	聖泉大学 看護学部 教授 (平成23年4月)

調書 番号	専任 等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称 ※イムパス	配当 年次	担当 単位数	年間 開講数	現 職 (就任年月)
⑨	専	准教授	イソベ アツコ 磯邊 厚子 <平成27年4月>		博士 (学術)		・国際看護学※ ・原書講読Ⅰ ・原書講読Ⅱ ・発達支援看護学特論演習※	2前 1前 1後 1後～2前	1.3 1 1 0.4	1 1 1 1	聖泉大学 看護学部 准教授 (平成24年4月)
⑩	専	准教授	ハザマ フミコ 間 文彦 <平成27年4月>		修士 (看護学)		・地域・精神保健看護学特論Ⅱ※ ・地域・精神保健看護学特論演習※ ・特別研究	1後 1後～2前 2通	0.7 0.4 8	1 1 1	聖泉大学 看護学部 准教授 (平成23年4月)
⑪	専	准教授	キムラ トモコ 木村 知子 <平成27年4月>		社会学 修士		・リーダーシップ論 ・発達支援看護学特論演習※ ・特別研究	1前 1後～2前 2通	0.6 0.4 8	1 1 1	聖泉大学 看護学部 准教授 (平成24年4月)
12	専	准教授	ヤスダ ナツ 安田 千寿 <平成27年4月>		修士 (看護学)		・生活支援看護学特論演習※ ・特別研究	1後～2前 2通	0.5 8	1 1	聖泉大学 看護学部 講師 (平成24年4月)
⑬	専	講師	オオゴモリ(ゴトウ) ヒロエ 大籠(後藤)広恵 <平成27年4月>		修士 (看護学)		・地域・精神保健看護学特論演習※	1後～2前	0.8	1	聖泉大学 看護学部 講師 (平成23年5月)
16	兼担	講師	タカハシ ケイコ 高橋 啓子 <平成27年10月>		文学士		・発達心理学	1後	2	1	聖泉大学 人間学部 教授 (平成19年4月)
17	兼任	講師	モナダ タカシ 餅田 敬司 <平成28年4月>		修士 (看護学)		・看護管理※ ・看護政策論	2前 2前	0.9 2	1 1	前聖泉大学 看護学部 准教授 (平成23年5月)
⑭	兼任	講師	イノシタ テルコ 井下 照代 <平成27年4月>		修士 (経営学)		・リーダーシップ論 ・看護管理※ ・災害看護学※	1前 2前 2前	0.4 1.1 0.9	1 1 1	聖泉大学 看護学部 教授 (平成24年7月)
19	兼任	講師	アマサ キョウコ 甘佐 京子 <平成27年4月>		博士 (保健学)		・コンサルテーション論	1前	2	1	滋賀県立大学 人間看護学部 教授 (平成23年5月)
20	兼任	講師	トマリ ユウコ 泊 祐子 <平成27年4月>		博士 (看護学)		・研究方法論Ⅰ※ ・研究方法論Ⅱ※ ・家族看護学※	1前 1後 1後	0.7 0.7 0.9	1 1 1	大阪医科大学 看護学部 教授 (平成23年4月)
21	兼任	講師	タガヤ アキ 多賀谷 昭 <平成27年10月>		博士 (理学)		・研究方法論Ⅱ※	1後	0.5	1	長野県看護大学 看護学部 特任教授 (平成26年4月)
⑮	兼任	講師	カクノ フミコ 角野 文彦 <平成28年4月>		修士 (公衆衛 生学)		・国際看護学※	2前	0.7	1	滋賀県健康医療 福祉部次長 (平成24年4月)
	専任 補充						特別研究	2通	8		